

別添1

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
3	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むと解する市町村と含まないと解する市町村がある。本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。	平成30年度からの国民健康保険制度の広域化に当たり、事務処理の標準化を推進するものとされている。施行規則の条文の改正又は国からの通知により認定要件を明確にすることで、同一制度における市町村間の整合性を担保し、対象となる市民の混乱を防止することができる。	国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号	厚生労働省	川口市		寒川町、多治見市、鳥取県、高松市、熊本市、宮崎市	〇左記の通り町においても、延滞金を含まない取扱いとしているが、明確な判断基準がほしい。
7	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。	本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日以外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要な不可欠な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。	へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域の暮らしに必要な薬局の維持が期待できる。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省業務局長)	厚生労働省	萩市	「平成29年度提案募集」管理番号279番において、へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和について提案があり、医療法を改正中である。医師を対象としているものであるが、へき地においては、医師に限らず、薬剤師も貴重な人材であることから、人材の有効活用においては、本提案と同様の事情である。	山口市、徳島県、高知県	〇本市も域内に準無医地区を抱えており、医師及び薬剤師の確保には苦慮しています。このため、薬剤師配置の要件緩和は、必要と考えます。〇本市では、医療機関への業務委託により、2箇所のへき地診療所を週1日ずつ開設しており、うち1か所が院外処方となっている。医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保がすでに難しい状況となっているが、今後も高齢化が進むため、地域での医療体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。過疎地域における限られた医療資源(人材等)の有効かつ効果的な活用を進めるため、開設日を限定される診療所においては、「管理薬剤師の兼業」を例外として許可いただくなど、過疎地域の実情に合わせた弾力的な運用を提案したい。〇本県では無薬局の町村が5町村、薬局数1の町村が3町村(県下34市町村中)あるなど、薬局、また薬剤師の地域偏在が課題となっている。また、「患者のための薬局ビジョン」においては2025年までに全ての薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすことが求められているが、本県では薬局や薬剤師の地域偏在に加え、一人薬剤師の薬局も多く、24時間対応や在宅対応等が困難であるという意見もあり、地域の薬局が地域で連携し、地域全体でかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組みづくりが必要となっている。このことから、薬局が地域においてかかりつけ薬局機能を発揮し、地域医療を維持していくためにも、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう、許可要件の緩和が必要と考えます。〇本県においても薬剤師の確保に苦慮している中山間地域がある。高齢者のポリファーマシー等の課題に対応するためにも、地域の医療を支える一員として、薬剤師の役割は大きいことから、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域に必要な薬局の維持や薬剤師の確保が期待できる。
8	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事実が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条生活保護法第29条	内閣府、総務省、厚生労働省	広島市、広島県		仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都府、堺市、八尾市、神戸市、岡山県、高知県、熊本市、宮崎市	〇労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れている受給者がいる可能性がある。〇休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。〇休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。〇平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚した。照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。〇休業補償給付等の受給の可能性のある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の滞りや変更が生じる可能性がある。その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の滞りや変更の可能性は減少する。ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。〇本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考え。〇本市においても、平成26年度以降、休業補償給付が3件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。〇提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
14	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)の通知の明確化もしくは見直し	火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限られるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。 一方近年はPFI手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。 この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。 近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、上回る分については何らかの対応が必要になる。 その対応としては、能に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。	民間事業者が多様に運営できる環境を提供することで、大規模地震等の災害時には柔軟な対応ができることから、被災者へは迅速な支援を行うことができ、また、国・地方自治体にとっても効率的な行政を行うこととなる。 なお、民間事業者の多様な運営として、例えば火葬待ちの生じている都心部から遺体を搬送し地方で火葬する事業が成り立てば、都心部の火葬待ちの解決と地方での利益還元が期待できる。	・墓地、埋葬等に関する法律 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取り扱いについて(昭和43年4月5日環衛第8058号)	厚生労働省	富山市		三条市	○火葬場の設置・運営については、法の趣旨から自治体が行っている。特に施設の管理運営については、民間に委託や指定管理者制度を導入しており多大な経費が必要となる。本市においても指定管理者制度を導入しているが、財政負担が大きいため民間事業者の参入について、通知の見直し等を求める。
15	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け	総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。 火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓理法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。 そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。 国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の通知の趣旨(持続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。 自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけに限られる。 高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。 なお、下水道事業では平成27年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。	国の財政的支援が無いなかで自治体が火葬場の整備・運営を行うよりも、PFI制度等を活用して民間事業者のノウハウを活かし、広域的に整備・運営を行えば、資源の集中投資と効率的な施設運営となる。利用者へはサービスの向上、国・地方自治体には行政事務の効率化と費用対効果の向上となる。	・墓地、埋葬等に関する法律	厚生労働省	富山市		徳島県、大村市	○広域化への協議の場として協議会制度を位置づけること、国の技術的、財政的な支援を積極的に行うことは必要と考える。 ○協議会の設置により、広域的な連携議論が進むことになり、行政運営の合理化が期待できる。 なお、各自治体の施設の更新時期が異なるため、国の強い指導がなければ進まないと思われる。 ○火葬場の運営基盤強化の方策としては、まずは広域化(15の要望)やPFI、建設・維持等に対する補助金制度等を国に求めるなどを検討すべきと考えており、各市町村の求めに応じて、広域化に向けた協議会等の検討の場を設けることは賛同できる。
18	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分に必要なため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等を発出するよう求める。	国民健康保険料の滞納処分についての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」の了解事項(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じることが否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」の了解事項の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 地方税法第20条の11	総務省、財務省、厚生労働省	松戸市		船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市	○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収業務に支障がでるため。 また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理業務への支障が生じる事例があった。 ○国民健康保険料の滞納処分についての調査のため、国税徴収法第146条の2により、他市に対して、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。 ○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じただけでなく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。 ○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
19	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。	福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要があることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。	センターにおける安定的な人材の確保に資するとともに、看護師を配置しやすくなることで、医療的ケアを必要とする子ども等がより安心してセンターを利用できるようになる。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	伊佐市、阿久根市、霧島市		江戸川区、綾瀬市、出雲市、大分県	<p>○平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。</p> <p>今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、本件のような基準緩和は必要と考える。</p> <p>また、昨今、医療的ケア児の人数が増加している状況から、主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターでなくても、看護師を配置すれば、医療的ケア対象児のみならず、医療的ケア対象外の児童にも適切な支援が提供できるものと考えられる。</p> <p>○福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、看護師も従業員数に含めることになれば、同センターでの医療的ケア児の受け入れも進むと思われる。特に当県内には医療型児童発達支援センターがないため、基準の緩和を求める。</p> <p>○本市では、児童発達支援センターの設置を平成31年12月開設に向けて進めている。様々な障害や医療的ケアが必要な児童がセンターを利用することが想定されるため、個々の状態に応じた支援が可能となる習熟した看護師の常駐が不可欠とされている。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンター以外では看護師が求められる従業員に含めることができない。</p> <p>主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことが可能となれば、様々な障害を持つ児童や医療的ケアが必要な児童がより安心してセンターを利用することができるようになる。</p> <p>○福祉型児童発達支援センターに看護師を配置したいが、従業員数に含めることができないため、配置ができていない。看護師を配置することで、他の従業員が安心して子どもの支援ができるようになり、医療ケア児の受け入れが可能となる。</p>
21	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。	地域の実情に応じて自治体の裁量で2年以上に相当する総勤務時間数を判断できることが明確になれば、より支援員資格の取得が促進される。なお、平成29年度放課後児童支援員認定資格研修の受験資格要件が仮に2,000時間ではなく1,000時間であった場合、豊田市では受講できる人数がおよそ25人増える。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条	厚生労働省	豊田市		ひたちなか市、南砺市、山梨市、西宮市、高知県、松浦市	<p>○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。</p> <p>○本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。</p> <p>【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)</p> <p>一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)</p> <p>○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。</p> <p>○資格を持っていない者が2,000時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を過ぎることが多く、有資格者の人数確保に困難を感じている。</p> <p>○児童数の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の存続に関わる大きな問題であり、当市においても該当者は少なくなく、受験資格要件にかかる時間の縮減を望む。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
23	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	・現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。 ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。 ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化 ・更新申請用の臨個票の内容は、重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。 ②更新申請時の臨床調査個人票の添付の省略化 ・疾患の種類や症状の程度により、重症度が重度となり、症状の改善が見込めない場合は臨個票の提出を複数年に1度とするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	厚生労働省	島根県、中国地方知事会		北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、川崎市、新潟市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市中区、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県	<p>○提案のとおり臨床調査個人票の内容が詳細かつ大量であるため、萩市直営の医療機関においても、その作成の負担は大きい。</p> <p>○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。</p> <p>また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。</p> <p>以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。</p> <p>○本県においても、「臨床調査個人票(臨個票)」の作成及び審査に係る負担はとて大きい。臨個票の内容の簡素化や提出年度緩和は、申請者の負担も軽減はもとより、医療機関及び行政の大幅な負担軽減に繋がると思われる。</p> <p>○【現状認識】</p> <p>①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。</p> <p>②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、伏方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。</p> <p>また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受診者への不利益となる。</p> <p>【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】</p> <p>①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。</p> <p>②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。</p> <p>○本市においても、難病指定医等から現行の臨床調査個人票は記載が必要な内容が多すぎるとの指摘を受けているが、簡素化することについては検証が必要であると考えている。</p> <p>○過去、県審査会の意見を聞き、進行性の難病等については複数年の受給期間の付与を要望しており、当該要望の趣旨は当県の過去の過去の要望に沿うものと思える。</p> <p>○本道においては受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。(年間更新件数 約30,000件(札幌市除く))</p> <p>○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度の簡素化を検討していただきたい。</p> <p>○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。</p> <p>また、毎年の更新申請の都度、臨床調査個人票が必要となることが申請者の負担となっていることについても提案団体と同様である。</p> <p>臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡素化や省略化ができれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながるものと考えられる。</p> <p>○更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化及び添付の省略化については、本市においても同様に支障があり、制度改正が出来れば負担軽減が図れると考えられる。</p> <p>○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。</p> <p>○①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化 短期間に更新申請受付から受給者証発送までの一連の作業を実施するにあたり、臨個票の内容は複雑であり、指定医の記載誤りも多く、修正や追記依頼等、行政の事務的作業が大きい。 重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。</p> <p>○平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。</p> <p>○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断がテロリを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。</p> <p>○臨床調査個人票については、記載する項目が多く負担が大きくなっている。記載が必要な項目が分りにくい等と難病指定医から御意見をいただいている。</p> <p>手続きについては、必要書類が多く負担が大きいと申請者からの問合せがある。保健所の受付窓口でも、手続きが煩雑である等の御意見があり、対応に時間をとられている。</p> <p>臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。</p> <p>○当県でも同様に、更新申請に係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。</p> <p>このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。</p> <p>○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定となる。</p> <p>重症患者の臨床調査個人票の添付については、事案に応じて、例えば人工呼吸器装着患者で離脱の見込みがないと診断された患者等については更新ごとの提出を緩和することにより、患者の負担軽減になる。</p> <p>○【大分県】 有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。</p> <p>○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
26	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	<p>都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要綱」、「地域医療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。</p> <p>○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者としては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施にこの足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。</p> <p>【参考】 ○当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望書受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 園域ごとに地域医療構想調整会議で議論 平成28年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、園域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果を合わせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29年度県計画(案)として承認 平成28年10月～1月 29年度県予算編成 平成29年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング 平成29年8月1日 交付額内示、要綱等発出 平成29年9月29日 29年度県計画書提出締切 平成29年10月～ 平成29年度事業開始</p>	<p>補助事業実施事業者による事業の早期着手及び事業期間の確保が可能となることで、効果的な事業実施が期待できる。</p>	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>愛媛県、広島県、徳島県、高松市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県</p>	<p>福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、福沢市、島根県</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、提案の内容を支持する。 ○同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。 (例①〔全国衛生部長会 平成30年2月重点要望・平成30年5月要望〕地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、… 例②〔全国主要都道府県民生主官部(局)長連絡協議会 平成30年7月頃要望予定〕都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、…) 【参考】平成28年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュール」に関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。実態としては、回答のとおりには全くなっていない。 ○補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。 ○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。 事業期間の確保のため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。 ○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。 地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。</p>	
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	<p>幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。</p> <p>なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。</p>	<p>幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。</p> <p>免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。</p> <p>経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができない保育教諭にも協力してもらわなければならないと必要人員の確保が困難であるという現実である。</p> <p>以上より主に次の2点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。</p>	<p>経過措置が延長されることにより、平成32年度以降も保育の受け皿を確保することができる。待機児童の増加の抑制につながる。 また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3歳未満児の保育教諭になることができるとなるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>九重町</p>	<p>旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨県、豊田市、原田市、草津市、大飯市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会</p>	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズが高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度までの経過措置終了後に、当該職員を押し保育などに配置転換することを検討している。 本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱い、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要で保育教諭の安定的な確保に寄与しているとの声があがっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならず片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求め、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となり、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみを有する職員の協力を得ないとなれば保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の併有を啓発しているところであり、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えられます。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることと考えられる。さらに、人員配置基準を満たさず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を有することが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができず、保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることにより、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。</p>	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
34	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	放課後等サービス 利用対象児童の拡大	<p>現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等サービスを受けられるが、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等サービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。</p>	<p>専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等サービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定は受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生日が6月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。</p> <p>このように本市では、専修学校に進学するために放課後等サービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等サービスの利用を希望する中、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いこととなる。さらに、放課後等サービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。</p>	<p>児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業後も引き続き放課後等サービスを利用することが可能となり、公正・公平な安定的サービスを提供することができるようになる。</p>	<p>・児童福祉法第四条、 第六条の二の二、第 二十一条の五の十三 ・学校教育法第一条、 第百二十四条</p>	厚生労働省	東大阪市		<p>福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市</p>	<p>○地域における課題 15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。 ○放課後等サービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等サービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等サービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等サービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生日までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等サービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。 ○高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後等サービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。 ○近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がい児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものと考える。 ○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等サービス事業を利用できなかった事例あり。</p>



別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
38	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。 地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは不足する地域への整備に似む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。 (2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をよりの確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。	(1)企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への整備に似む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。 (2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をよりの確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。	企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2の4(1)	内閣府、厚生労働省	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県		いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市	<p>○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合には「地域枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようにすべきであるとする。</p> <p>○自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じる可能性がある。</p> <p>○「平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このことにより、当市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。</p> <p>○現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」を含める場合に苦慮している。</p> <p>○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。</p>
40	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。 特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 (参考)犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たにチップデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。 また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。 ・飼い主の費用負担が軽減される。	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について (平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ	厚生労働省、環境省	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県		福島県、新潟市、神山町、高松市	<p>○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の遡行時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考える。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。</p> <p>○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の負担となり、過分の負担をかける。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。</p> <p>○各市町村で使用される犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができる。</p> <p>○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。</p> <p>○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。</p>
47	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大	放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、業務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業業者等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認められたものが定められている。 この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新増設する民間事業者が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。	認可外保育施設での実務経験を人材として有効的に活用することができる。また、民間の放課後児童クラブにおいて新設クラブの開設や拡充をする際も、人材確保が見込めるため、円滑に新増設を行うことが可能となる。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	うるま市		高松市、高知県、沖縄県	<p>○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。</p> <p>○本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮しているところであり、基準に規定されている資格要件の解釈の拡大については、人員を確保する上で重要と考える。</p> <p>○本県では、同一市町村内だが通勤に時間近(要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している現状)にある。現時点では本個別事業と同様の支障事例を承知していないが、本制度が規模や周辺環境などが異なる多様な支障事例の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
49	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」、「初任者研修(旧ヘルパー2級)」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び市で実施している研修受講により調査業務を実施可能とされていた。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でない調査はできない状況である。介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。また、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。	住民の利便性については、介護認定の調査業務が円滑に進むことにより、認定機関期間の短縮につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進にもなる。また、調査員の長期雇用により人件費の高騰や事務スペースの確保などの課題があるが、調査業務の委託化により、市で任用している臨時職員の人件費削減や事務スペースの狭小化解消にもつながる。	介護保険法第24条の2第2項	厚生労働省	所沢市	資料1 介護認定調査員の職員資格要件緩和 県で開催されている研修について.pdf	石岡市、八王子市、山梨市、名古屋市、豊田市、原田市、神戸市、伊予市、宮崎市	○現在、当市では、社会福祉法人に訪問調査業務(更新・区分変更)を委託している。調査業務を外部委託する場合、調査員の資格が「介護保険法第24条の2第2項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、難儀している。 また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務(新規)の委託を検討しているが、ここでも受託者にとって、介護支援専門員の人員確保が支障となる。受託法人委託する際、職員の資格要件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につながり、行政としても、調査業務を外部へ委託することで、時間外勤務等の人員費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。 ○本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約1,000件/月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていることから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが現状である。 また、平成30年1月に介護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者(東京都における合格者の6%程度)の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験者数及び合格者数の減少が考えられ、認定調査業務を行う介護支援専門員数の大幅な伸びは見込めない。2025年には団塊の世代が75歳を迎え、介護保険制度を必要とする被保険者の数が増加すると見込まれる。上記のような理由から、国家資格等を有し、一定の専門知識を有する者については、必ずしも介護支援専門員の資格を必要としない制度改正により、認定調査員の担い手を増やすことが望まれる。 ※特に病院入院中の新規申請や区分変更申請等に対し、看護師や准看護師による認定調査を実施することができれば、退院後の被保険者の生活に備えた、効果的な調査体制になるものとする。 ○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。 ○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。 ○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託している。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1,100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いたすよう依頼している状況である。認定調査員確保のため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。 ○当市は平成30年度から認定調査の一部を事務受託法人しているが、市内社協には受けてもらえず、委託先をプロボラザールにより民間事業者に決定した。しかしながら、全国的に、認定調査を受託可能な民間事業者はほとんどないことから、調査員資格を「国家資格所持者(看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または社会福祉士、介護福祉士)」まで拡大すれば民間事業者は増えてくると思われ、契約の際にも競争性を持たせることが可能となる。調査員の拡充により、市民への結果通知の日数短縮が見込める。当市が契約している事務受託法人においても人材不足が生じているため、資格拡大により調査員確保は期待できると思う。
52	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ベントリールを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。 ○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。 ○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できないことは、公平とはいえない。	重度訪問介護の訪問先に係る制限を緩和することにより、重度障害者の社会参加を支援することが可能となる。	障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2	厚生労働省	さいたま市		川崎市、京都市、宮崎市	○先天性難病により、人工呼吸器装着、顔回たん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能のため大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当たっての支援には可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてはまでは求まらず、結果として就職の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は稀な状況の中、特に医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める
54	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していること認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないこととする。②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める。③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮中にあるため、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多く、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。 ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	内閣府、厚生労働省	さいたま市	【参考】家庭的保育事業さいたま市認可外施設要綱	仙台市、須賀川市、石岡市、新庄市、山梨市、豊田市、草津市、大崎市、倉敷市、沖縄県	○現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。 ○連携施設の確保を求めることのみならず、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、当市には提案事項の2点目にある市が運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。 ○保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増えており、3歳児の定員は、その施設の持ち上りの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。 ○連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。 ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
55	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の業務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省	南房総市、水戸市		川崎市、山梨市、玉野市、東温市、松浦市	〇本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各産業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでには、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各産業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでには、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	〇今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。〇反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。〇本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。〇認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。		
66	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用	児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。また、「児童館設置運営要綱」において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定については、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。	現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員に応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条、児童館設置運営要綱	厚生労働省	砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	石岡市、松戸市、山梨市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎市、沖縄県	〇保育園等への人材配置が優先され、児童館運営のための人材確保が困難になっている。当市では、指定管理で児童館を運営しているが、指定業者からも人材確保に苦慮しているという話があり、児童館の存続にも影響してきている。〇保育士が不足しているなかで、児童館を運営していくためには児童厚生員(児童の遊びを指導する者)を2名配置しなければならない。この要件を緩和することで、児童館運営の一助となることが期待できる。〇本市の児童館は、小型児童館に位置づけられ、保育士等の有資格者を常時2名以上配置している(職員数:正規3名うち保育士2名、非常勤4名うち保育士3名・教員1名)。こうした現状を踏まえ、当該提案により制度改正が図られることで、今後児童館機能施設の拡充を進める上で柔軟な職員配置に資するものと考えられる。〇本市で運営する児童館においても2名の児童厚生員を配置している状況であるが、職員の配置基準を弾力的に運用可能であれば、余剰人員を不足する放課後児童クラブ等に配置することが可能となるため、待機児童対策に繋がるものと考えられる。〇本県でも児童館職員(保育士)を確保できずに今年度4月から休館している児童館がある。		

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
67	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるよう求めるもの	介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。 現在、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてくれているが、この申請は、今後増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	指定基準を同じくする市町村のうち、希望する市町村において指定申請書を広域的で受理・認定を行うことができるようになれば、事業所では、一箇所に指定申請することで、申請書を作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、申請先を誤認するといった事例も減少すると考えられる。 また、市町村においては事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られる。	介護保険法	厚生労働省	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町		米沢市、福島県、綾瀬市、山形市、三島市、田原市、芦屋市、伊丹市、筑後市	<p>○予防給付からの移行によって、これまで利用できていた利用者についても住所地特例者を除き、事業者が指定を受けなければ利用できない状況となり、今後においても指定漏れのリスクもあり、また事業者・指定権者双方の事務が増大したことは事実であり課題である。当市でも、市町村境での相互利用は現実として相当数あるため、これまでの従前相当サービスについては、基準・介護報酬を共通化して所在地で指定事務を執るほうが効率的であると考ええる。また、地域密着型サービスについても全く同様の考えである。</p> <p>○当市においても平成29年度から総合事業を開始し、現在、介護予防訪問(通所)介護相当サービス提供を当市の住民に対して行う事業所が82か所ある。そのうち、35事業所が他市町村に所在地があるが、みなし更新の期間終了に伴い、そのすべての事業所より指定更新を受け付けた。介護予防訪問(通所)介護相当サービスは、基本的には全国一律の基準となっていないので、所在地の市町村にて指定を受けた場合、希望する近隣市町村でもサービス提供が行うことが出来るようになれば、事業所は申請書を作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、少数の利用者の市町村に対する申請忘れによるサービス提供不能などの事態を防ぐことができる。また、市町村においても、事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られると考えられる。</p> <p>○市町村と事業所の負担軽減を図るという考え方は良いと思うが、手続き等の申請先が中核市に集中することから、ある程度の基準を定める必要があると考ええる。</p> <p>○左記に記載されている通り、事業者は、サービスを受ける方が所在する自治体すべてに申請をする必要があることから、申請ミスや申請漏れが起きている。</p> <p>○本市においても、市内外において通所75事業所訪問65事業所の指定申請を受け付けており、事務の負担が増加している。</p> <p>○本県においても、総合事業の事業所の指定が原因での4月以降のサービスの請求エラーが数多く出ている。本県では特に原発避難者特例法による指定を受けている市町村があるため、より複雑化し、事業所や市町村でも混乱している状況である。少しでも事業所及び市町村の事務量を減らすことができる体制が必要。</p> <p>○町村部においては、人員が少ないため、指定担当の職員を置かず、他の業務の傍ら、指定事務を行っている。当町においても、多量の書類の確認・管理を一人の職員が行う状況が生じており、指定事務の負担は大きい。職員の事務負担及び同一書類を多量に用意する事業所の手間を軽減するため、事務の簡略化・広域化が望まれる。</p> <p>○当市においても、近隣自治体へいくつも指定申請を出される事業所があり、事務負担の大きさと申請忘れなどの不安が多かった。保険者としても広域的な受理・認定が可能になれば、事務負担が大きく軽減される。</p> <p>○当市においても、平成29年度から総合事業を開始しており同様の支障事例が生じている。当市における指定事業所数に関しては、市内事業所数が56に対し、市外事業所数は53となっている。これは市町村の事務的負担の増加だけではなく、人材不足が大きな問題となっている事業所にとっても相当な負担であると考えられる。また、指定に係る必要書類及びサービス名称について他市町村間で異なっていることも事業所への負担を増大させている要因であると考えられる。よって、指定基準が同じである場合であっても、希望する市町村において指定申請書を広域的に受理・認定を行うことに対して賛同する。今後の課題としては、各市町村によってサービス名称及び指定に係る必要書類も異なることから、統一に向けた整備を行っていく必要があると考えられる。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
70	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 ・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 ・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもの受入れ枠の拡大にも繋がりが、速やかな待機児童解消対策が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働省	守口市		旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山梨県、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市	<p>○事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度(安心こども基金)と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図りたい。</p> <p>○本市においても、現在の実実施設計の取扱いは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。</p> <p>本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。</p> <p>以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直し希望する。</p> <p>○整備に係る入れ、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。</p> <p>そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手(契約)を対象とすべきと考える。</p> <p>○現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。</p> <p>内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。</p> <p>○理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることから本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。</p> <p>結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度ともに国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。</p> <p>○本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となると実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。</p> <p>法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。</p> <p>○本市においても同様の支障事例がある。</p> <p>待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入れや工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。</p> <p>○内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけでなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。</p> <p>よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。</p> <p>○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何回も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。</p> <p>保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。</p> <p>○近年、国において、前年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入れする必要があるが、これでは、入れ不調などの事故が生じた場合に、更なる繰り越しが必要となるが、この繰り越し手続は非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。</p> <p>また、見積り書や予定額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えることもでき、後の事務手続が簡易となる。</p> <p>対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると考える。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
83	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令」に規定され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参照すべき基準)を設けている。 このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。 しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブリックコメントも実施できない)。 このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。 【県民・事業者の不利益】新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要がある。 しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。 さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	介護保険法	厚生労働省	神奈川県		宮城県、秋田市、米沢市、福島県、千葉県、習志野市、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、海老名市、石川県、長野県、名古屋、名古屋市、神戸市、芦屋市、岡山市、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県	<p>○本市においても、地域の実情や政策課題を背景に、市の条例に独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、市民参加条例に基づき、十分な時間をかけ、関係機関などと検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布が遅れたために検討を重ねる時間が確保できず、「基準省令」を条例に落とし込む事務作業に注力せざるを得なかった。(条例の概要に係るパブリックコメントも実施できなかった。)</p> <p>○創設された介護医療院は、市内の指定介護療養型医療施設の転換先の1つとして注目されており、市は、転換を検討している事業者に対して速やかに制度に関する情報提供をする必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できなかったほか、独自の基準などについて検討する時間が不十分なまま、条例の施行を迎えた。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた市規則の改正が4月1日の施行であったため、十分な時間が確保できない事態となった。さらに、介護医療院を含めて全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知発出も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定を諦める事業者もあつた。</p> <p>○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、条例、規則の改正が4月1日に間に合わない。</p> <p>○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。また、パブリックコメントを実施する期間を前倒すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。</p> <p>○新たな介護保険施設である介護医療院については速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があるが、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できない状況となった。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)や4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定届出期間を延長せざるをえなくなり、事業者への周知や事務対応に苦慮することとなった。</p> <p>○条例等の制定や事業者への周知に十分な期間を確保できるようにしていただきたい。</p> <p>○事業者や事業者への周知に十分な期間を確保できない状況下において、条例改正にあたっての時間がなく、パブリックも実施できない、そのため参酌基準について十分に検討できない。</p> <p>○本市においても制度改正に伴う省令改正等の通知が遅くなっていることにより、事業者から苦情が出ているほか、当初からの加算取得をあきらめているケースはある。また、行政による様式の整備も間に合わず、事業所にかんがりの負担を強めている。</p> <p>○4月1日施行の基準条例改正に当たり、2月議会提出のスケジュールからパブリックを行う時間的余裕がなく、基準省令おりの条例制定を余儀なくされ、県として参酌基準について盛り込むことができなかった。また、4月1日からの新基準や介護報酬改正に係る告示、報酬通知の大幅な遅れにより、介護事業者等の加算算定に係る事務処理等に混乱を生じさせ、県への問い合わせも相次いだ。</p> <p>○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったため、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。また、4月以降の介護報酬の告示やその解釈に係る通知が3月22日となったことから、介護サービス事業者の中には、4月からの新加算等の届出が間に合わなかったところも出ている。</p> <p>○基準条例を制定、報酬改正に伴う届出を改正する場合は、基準条例の施行準備や事業者への周知期間を要するが、今回の平成30年度報酬改正に伴う基準条例改正の一部が4月1日施行に間に合わない事態や事業者への周知期間が十分にない状態であった。</p> <p>○基準省令の内容を確認し、地域の実情に合わせた条例を制定するためには、内容の検討や周知期間の設定など十分な時間をかける必要がある。そのためには基準省令の早期公布が必須であるため、是非ご検討頂きたい。</p> <p>○地域密着型サービスに係る条例改正の議会手続き、法令審査、パブリックコメント募集等に関して時間を確保できず、事務処理を速に行う上での影響は大きい。</p> <p>○新介護保険法(平成29年6月2日公布)附則第16条において、第107条第1項の許可の手続きを施行日においても行うことができると規定されているが、「基準省令」や「報酬告示」等の公布が遅れた結果、本市介護療養型医療施設の運営法人は、基準等が不明確な介護医療院への転換でなく、介護療養型医療施設の更新を行わざるを得ない状況であった。(不要な書類作成及び不要な手数料徴収)本市としても条例の公布が遅れ、法人が十分に検討できるだけの期間を確保できなかったため、附則で規定されている事項について、法人へ説明ができない状況があった。また、報酬告示やその解釈通知の公布が3月22日であったことから、介護サービス事業者等から、4月からの新加算等について十分な準備ができないという意見があった。</p> <p>○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の讀書の作成にも影響が出るため。</p> <p>○神奈川県と同様の支障が本市でも生じている。また、介護保険法が改正され、新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設許可申請等に係る手数料を定める必要があつたが、基準省令の交付が遅れた結果、市議会に諮る時間がなく、市長専決をせざるを得なかった。</p> <p>○条例改正が本県2月議会の閉会後となったことから、県条例を改正すべき一部規定が4月1日の改正法施行に間に合わなかった。6月県議会に再度条例改正案を提出するという業務負担が生じている。</p> <p>○条例の制定や改正を行うにあたり、根拠となる基準省令等の交付が遅れることで業務に支障が出る他、事業所やサービス利用者への影響も心配される。制度の理解や周知(市も事業所も)、運用や整備のため一定の経過措置期間が必要である。今期の事例では、条例制定の締め切りのほうが早かったため、省令が出る前に文章は推測で作成しなければならなかった。</p> <p>○基準省令の改正については、公布前に原案の提供がされたため、これを基に条例改正等の事務を進めたが、事業者への周知期間は十分確保されたとはいえないことから、早期の公布が望ましい。</p> <p>○介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったことで、市条例の改正が専決処分となった。</p> <p>また、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示や解釈通知も3月22日となったことから、変更届やそれに伴う必要書類の市の様式の作成、事業所への周知、事業所による作成・提出、市での審査、国保連への伝送に至るまでを1月ですることとなり、実際に国保連請求について混乱が生じた。</p> <p>○今回、「基準省令」の公布遅延により、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブリックも短縮して実施)。新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対して、速やかに制度を周知する必要がある。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の対応策を検討する時間も確保することができなかったことか、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になった。また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。</p> <p>○基準省令の公布が遅れたため、条例改正等の事務が他の年度末の事務と重なり、業務量が膨大となった。また、省令改正に伴う新加算の算定内容等について、事業者への周知が遅れたため、書類提出期間が短くなり事業者側の混乱も招いた。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
84	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されおらず、地方分権の趣旨が活かされていない。 【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。しかし、掘りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。 【働き方改革への対応】 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間で膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	児童福祉法、障害者総合支援法	厚生労働省	神奈川県		旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋、名古屋市、和歌山市、鳥取県、岡山県、府中町、防府市、愛媛県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市	旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋、名古屋市、和歌山市、鳥取県、岡山県、府中町、防府市、愛媛県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎市	<p>○省令改正に係るパブリックコメント関連資料が12月中旬に送付され、この時点で全体の概略が判明したが、省令改正案だけでは詳細が分からないため、制度の詳細な内容の理解及び市の基準条例改正に係る検討を月中概略の中心で行う準備が完了。</p> <p>○当然に議会スケジュール等を勘案して、正規のパブリックコメントを実施する十分な期間もなく、障害者地域自立支援協議会委員への意見聴取に代ることで対応したが、地方分権の趣旨からして、また、市民参加の観点からしても否向の策であった。</p> <p>○新事業の内容や報酬について、事業者からの問い合わせも多く、対応に苦慮したが、原担当者に確認しても回答を得られない状況や詳細が不明なままの状況が3月末になっても続き、4月1日からの新規事業者指定に係る準備や周知が不十分となり、事業者、市民へ多大なる迷惑をかけた。</p> <p>○自治体の中には、事業者に対し、4月1日指定を事実上断ったところもあると聞いている。</p> <p>○そもそも、社会福祉審議会の開催スケジュールが平成30年5月1日までに設定されていると自体無理である。法改正が平成28年5月になされているにもかかわらず、省令改正の遅れによる地方分権の趣旨が反映できていない状況は明らかであり、今後は早期の制度設計を固めていただきたい。</p> <p>○基準省令は条例への委任規定を設けているが、4月施行の場合であっても、1月以降にならないと公布されないため、地域の実情に応じた内容を検討する十分な時間が確保されていない。</p> <p>○法改正が平成28年5月になされているにもかかわらず、省令改正の遅れによる地方分権の趣旨が反映できていない状況は明らかであり、今後は早期の制度設計を固めていただきたい。</p> <p>○基準省令は条例への委任規定を設けているが、4月施行の場合であっても、1月以降にならないと公布されないため、地域の実情に応じた内容を検討する十分な時間が確保されていない。</p> <p>○議会による全国市長会連盟の開催が、例年3月初旬になり、その情報に事業所に通知するための説明会を開催しているが、大きな会場を予約するための確保と日程が必須ということで、いつも年度末ぎりぎりになる。そこからの対応となると現実的に4月からの運用は難しい。</p> <p>○県民・事業者への対応が、施行1ヶ月前に開始することは出来ないのか。</p> <p>○制度改正に伴う基準省令の公布が遅くなることにより、職員が内容を理解する時間が十分に確保できず、事業者からの問合せへの対応や十分な周知を行うことに苦慮している。結果として、事業者が新たな障害福祉サービスへの参入を躊躇するなど、本市の障害福祉サービスの充実につながる。制度改正の趣旨が活かされていない。</p> <p>○事前に必ず参入することで、職員及び事業者が準備できる十分な期間を確保する必要がある。</p> <p>○年度内に条例を改正する必要があったから、現在の障害児者福祉に係る基準省令の公布日では作業時間を十分に確保することができず、条例に地域の実情を反映させることが困難である。また、障害福祉サービス利用者をはじめ、関係機関や事業者等への周知期間も確保することができず、制度の円滑な運用に不安がある。また、短期間の中で作業を行う必要があることから、担当職員はその期間中、連続して長時間労働を行わざるを得ず、心身に多大な負担が生じている現状である。このことから、障害児者福祉に係る基準省令について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。</p> <p>○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。</p> <p>○また、パブリックコメントを実施する期間を削減すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。</p> <p>○制度改正などの施行にあたり、障害福祉サービス等利用者や関係機関、事業者等における十分な周知期間が確保できていない。</p> <p>○また、自治体においては、基準省令改正を受けた条例改正等の作業についても、十分な準備期間が確保されていない。</p> <p>○「基準省令」の公布時期が遅いため、制度施行に伴って条例改正を行う際には議会提案によるようや間に合わせる程度の時間しかなく、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保できないため、地方分権の趣旨を実現することが困難な状況となっている。</p> <p>○また、障害福祉サービス等利用者や事業者等への十分な周知期間がなく、制度施行前には新サービスの指定情報提供がでなかった。結果として制度施行時から利用者が新サービスを利用できる機会を確保できていない状況となっている。</p> <p>○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布され、内容によっては、「市町村判断」として地域の実情に応じた内容を検討する必要があるが、その時間が十分に確保されおらず、地方分権の趣旨が活かされていない。</p> <p>○事前の周知や十分な準備を確保できないまま施行となるため、各事業所等からの問い合わせ対応に追われた際、調査等に膨大な時間を割けざるを得なくなるため、長時間労働につながる。</p> <p>○条例の公布数が多数であった場合、短期間ですべてを網羅することは難しく、関係機関からの問い合わせに対してあった対応をする原因となり、その後のトラブルにつながる可能性がある。</p> <p>○神奈川県と同様に、障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。</p> <p>○改正内容の詳細(Q&amp;A等)について、市町村や事業所への情報提供が例年年度末頃になるため、新設された加算措置等への対応が間に合わないケースが多く見られる。</p> <p>○平成30年度から児童福祉法において居宅訪問型児童発達支援が創設されたが、基準省令や支給決定に係る通知等の発生が遅れたため、予算がでなかった。</p> <p>○制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。</p> <p>○しかし、掘りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。</p> <p>○また、関係する行政職員においては、基準省令改正を受けた条例改正作業等について、短期間に膨大な作業が発生し、長時間労働を余儀なくされている現状がある。</p> <p>○H30.4.1への法改正・報酬改定により自治体でも対応に追われた。制度の変更内容の解釈の仕方に不安を抱いたり、関係機関との共通理解を促す点において苦慮した。そのため、市健康相談センターや相談支援事業所と勉強会を行ったり、圏域ナビゲーションセンター主催の厚労省職員講師の研修会に参加した。</p> <p>○平成30年4月から、放課後等デイサービスについて、新たに報酬区分が設定されたが、国から事前の事務連絡が送付されたのは2月であり、正式に基準省令が公布されたのは3月末である。あわせて、事業所の報酬区分の判定に際する新たな判断基準が示されたが、スケジュール的に新指標による判定が困難な場合は、旧指標によるか市長が定める他の方法によることとした。</p> <p>○本来であれば、地方分権の趣旨から本市の実情を踏まえた適切な判定手法を選択すべきであるが、十分な検討期間を確保できないため旧指標を用いたところ、利用者や事業者から、判定理由や報酬改定に対する多くのご意見や問い合わせなどを受けている状況である。</p> <p>○基準省令改正を受けた県の事務作業においては、国が詳細な内容を示すタイミングが遅いため、当県においても、条例改正等短期間のうちに膨大な作業が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされている。</p> <p>○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調査の作成にも影響が出るため。</p> <p>○当市も、基準省令改正に伴う条例改正については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間で膨大な作業を強いられている。また、規則や要綱改正のための整備省令などについての公布も遅いため、改正後、新年度(制度開始)までの期間があまりにも短く、制度周知が全くできない。</p> <p>○基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。</p> <p>○提案県の事例のとおり、条例改正を行うための作業期間が短く、十分な内容検討と事業者への周知が行えない。</p> <p>○【県民・事業者の不利益】 当団体においても、新年度に入ってから関連規程を修正する状況が生じている。また、運用方法等が判然とせず、サービスにつながらず事業者等が苦慮している事例もある。(30年度の例では、就労定着支援等)</p> <p>【働き方改革への対応】 3月下旬から4月上旬の短期間に、国及び都道府県の関連通知等のメール連絡だけで150件を超えており、関連部署は超過勤務で対応せざるを得ず、国が進める働き方改革に逆行する状況となっている。</p> <p>○基準省令改正を受けた条例改正作業について、短時間に膨大な作業が発生し対応が困難なこと。また、事業所への周知期間等、必要な時間を十分に確保する必要があることから、報酬改定に係る告示や通知の発出、基準省令の公布など、早期の対応を求める。</p> <p>○本県も同様に、パブリックコメントや議会上程に十分な時間が確保できていない。</p> <p>○特にサービスの新設等の大きな改正については、基準に係る解釈や、報酬算定要件の明示がない限り、事前に事業所の指定準備や周知を行うことができない。</p> <p>○「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、障害福祉サービス事業者等からの意見聴取を踏まえての地域の実情に応じた内容を検討する時間、また障害福祉サービス事業者等への周知に十分な時間が確保されおらず、円滑な事務処理に支障をきたしている。</p> <p>○そのため、障害児者福祉に係る「基準省令」については、可能な限り早期に公布を行うことを求める。</p> <p>○本市においても神奈川県と同じ状況において苦慮しており、条例制定(改正)に必要な事務処理期間及び市長や事業者へ制度を周知する期間を確保できるよう、障害児者福祉に係る「基準省令」について早期に公布を行うことを求めます。</p> <p>○働き方改革への対応 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係職員は長時間勤務を余儀なくされており、働き方改革の取組にも大きく反している。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
85	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。	性別の記載が必ずしも必要でないのであれば、項目を削除することで、申請者の精神的苦痛の軽減につながるのと同時に、当該項目に係る書類確認、データ入力(平成29年度実績:48,473件)の省略といった事務負担の軽減も見込まれる。 ※ 平成29年度実績は、県所管域のみの実績件数。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第1項第1号、第41条第1項第1号、第45条第1項第1号、第47条第1項第1号、第48条第1項第1号、附則第8条第1項第1号	厚生労働省	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府		宮城県、文京区、八王子市、新潟市、胎内市、石川県、静岡県、名古屋市、春日井市、京都市、城陽市、池田市、神戸市、出雲市、広島市、熊本市、大分県、宮崎市	<p>○当市においても、性同一性障害の方が自立支援医療(精神通院)を受けている。性別欄を削除することで、その方々の精神的苦痛を軽減させることができ、苦情等への対応がなくなり、事務負担の軽減につながると思われる。</p> <p>○本市においても、性同一性障害のある方が自立支援医療を申請する際に、受給者証への性別記載について省略してほしいとの要望を受けることがある。その際、随時都道府県に対して、その旨を申請書等に記載したうえで、当該受給者証のみ性別を記載しないよう対応を依頼している。しかし、そもそも受給者証への性別記載が必ずしも必要ないのであれば、申請者の精神的苦痛の軽減や事務負担の軽減を考慮して、当該項目を削除されたい。</p> <p>○当市においては、平成28年4月1日から、法律などで定めがあるなど特別な場合を除き、性同一性障がいの方に配慮し、また不必要な個人情報の収集を最小限にとどめるといった個人情報保護の観点から、市が発行する証明書や各種申請書の一部について、性別記載欄を廃止しております。</p> <p>精神通院医療では性同一性障がいも対象となるため、申請者の心情及び人権尊重のため、項目の削除が必要と思われます。</p> <p>○本市においても、性同一性障害を有する申請者(受給者)から、性別の記載に係る精神的苦痛の訴えを受けることがある。</p> <p>このことから、性別の記載が必ずしも必要ないのであれば、申請書及び受給者証における性別欄の廃止が望ましい。</p> <p>○本市においても、性同一性障害を有する方から、性別の記載をしないでほしいとの申し出があった。</p> <p>○当市においても法令に基づき、自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証に性別を記載している。</p> <p>「具体的な支障事例」と同様に、精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳や手帳申請書類については、法令に基づき性別の項目を削除している。</p> <p>○性同一性障害の方が性別を変える前に氏名を変えており、一時的に男性名で性別欄が女性の受給者証となる事例があった。</p> <p>○窓口で相談事例あり(詳細は障がい福祉課では不明)。当時厚生労働省へ確認したが、削除できないという回答であった。</p> <p>申請書・受給者証等本人が目にする書類については性別の項目は不要と考えており、市単独事業では概ね性別の項目を削除しているが、法で定められているため自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証の項目から性別を削除することができなかった。制度改正されれば他の事業と同様性別の項目を削除したい。</p> <p>○法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。</p> <p>精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。</p> <p>○申請手続き等の事務に当たり、申請書や受給者証に性別の記載の必要はなく、性同一性障害の方への配慮の観点から性別の記載は廃止するべきと考える。</p>
86	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	雇用保険関係様式に係る事務処理期間の短縮により、雇用保険受給者の利益に資すると考えられるほか、都道府県の事務処理の効率化が図られる。	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、千葉県、山梨県		福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	<p>○当県も同様な事務処理を行っている。事務の効率化を図るため賛同する。</p> <p>○公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)に係る公共職業訓練等の施設の長の氏名記載が求められていることについては、様式にサインを会ったゴム印の準備を行っており、少なからず経費負担も生じている。また、雇用保険に関する業務では毎月ごと支給期日に間に合わせる必要があり、必要以上の事務負担を強いられることとなっている。</p> <p>○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、証明に係る事務負担は大きなものとなっているため、提案のとおり氏名の記載を省略することで事務負担の軽減につながると思われる。</p> <p>○本県においても提案県と同様の状況であり、該当様式については、公共職業訓練等の施設長名で証明すれば足り、施設の長の氏名の記載までは必要ないと考える。</p> <p>○当県においても、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、訓練受講者のうち雇用保険受給資格者が多数に及ぶことから、その記載に係る必要以上の事務負担が生じている。職氏名の記載を省略することにより、都道府県の事務処理の効率化が図られるとともに、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
87	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が明文化	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇われるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。 また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正文書管理の点で懸念がある。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	雇用保険関係様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考えられるほか、事務処理の適正化が図られる。	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	厚生労働省	神奈川県、千葉県、山梨県		福島県、栃木県、新潟県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。 ○雇用保険関係様式に係る受給資格者関係の書類では個人情報を含む内容が多く、その取扱いには細心の注意を払っており、複数人による確認作業は基より施設による保管管理など、相応の事務負担が生じている。個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であり、個人情報の保護や適正文書管理の点が懸念される。 ○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。 ○本県でも、当該証明は毎月各100件を下らず、提案県と同様に個人情報の取扱いが躊躇される場所であり、証明事務の権限及び基準の明確化が必要と考える。 ○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図りたいと考える。 ○当県においても、雇用保険関係様式に係る証明事務を行う際には、個人情報を含む関係書類の提出を求める必要がある場合があるが、法令等で根拠が明確化されていないことから、提出を求める際の説明に苦慮している事例がある。雇用保険様式に係る証明事務の根拠等が明示されることにより、事務処理の適正化が図られ、雇用保険受給者の権利利益の保護に資すると考える。
88	B 地方に対する規制緩和	雇用・労働	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に行い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 【制度改正による懸念点】 単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図られたい。	都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化され、ことにより、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、事務処理期間の短縮が期待できる。	雇用保険法施行規則様式第12号	厚生労働省	神奈川県、千葉県、山梨県		福島県、栃木県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、福岡県、熊本県	○当県も同様な状況である。受講者の個人情報の保護や事務処理の適正化が必要。受講者の利便性を確保する手続きや方法を含めた見直しを図ることで、賛同する。 ○通所に関する証明事務については、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所の経路及び方法による運賃額等を申請するものとされており、公共職業訓練を受講する場合には、公共職業能力開発校の長が通所に関する事項の証明をしているが、同様に公共職業安定所長より証明内容の修正指示等を受けることがあり、最終確認を公共職業安定所で行っていることから雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 ○雇用保険関係様式に係る証明事務において、手当給付の根拠となる「公共職業訓練受講証明書」の記載と添付資料の集約、提出を職業能力開発校の長が行っているが、内容に関する審査等の事務は公共職業安定所長の所管する事務である。職業能力開発校の長に給付等に関する決定を行う権限はないにも関わらず、しかしながら、実態としては、訓練を受講しなかった際に、受講生から証明書等の提出がなされなかった場合にも、詳細な事情を把握することなどについて、公共職業安定所長から指示を受けることがあり、大きな負担となっている。 ○施設内訓練、委託訓練ともに、入校時に受講届・通所届として提出する場合と実習等による通所方法変更時に提出する場合がある。後者は提出件数が多く大きな事務負担となっており、本提案に賛同したい。 ○本県でも当該証明は毎月100件を下らず、通所に係る距離および運賃確認の業務は大きな負担となっている。 ○本県においても提案県と同様の状況であるため、事務処理の適正化と都道府県の事務負担軽減を図りたいと考える。 ○公共職業訓練等通所届に係る証明事務については、証明方法等について明確な根拠等が明示されないにも関わらず、証明した内容について公共職業安定所長から修正指示等を受けることがあることから、その修正について相応の事務負担が生じている。通所に関する事項については「裁量の余地のない確認的行為」であり、その事項の証明については雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。都道府県が設置する職業能力開発校の長が証明すべき事項が合理化され、手続きの流れや方法が合理化されることにより、事務処理の適正化や都道府県の事務処理負担軽減が図られるだけでなく、事務処理期間の短縮によって雇用保険受給者の利益に資すると考える。
101	A 権限移譲	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に經由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとして、下記のような支障が生ずる。 ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を迅速する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、都道府県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。 ②また、特例条例とは異なり、全国的に一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	内閣府、厚生労働省	秋田県、宮城県		埼玉県、川崎市、新潟県、静岡県、沖縄県	○市町村は申請窓口であることから、所得区分の確認事務の権限を有していた方が合理的であり、また、情報照会も市町村で行うことができるようになれば事務の遅滞が生じるおそれもない。 ○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は42/62市町村にとどまっている。 県内で統一した取扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。 ○当県においては、対象件数も多い現状にあるので、市町村で事務を行わず、すべて県でとなると、新たな人員配置が必要なのは必然である。 ○県において、番号法による「所得区分の確認」を行うためには、「福祉システム」、「統合宛名システム」、「住基ネット」の3つのシステムの連携が必要となり、それぞれのシステム間での情報の受渡しが必要である。また、情報セキュリティの関係から、情報の受渡しに、厳格な制限があるため、システム間で情報の受渡しをする都度、厳格な情報チェックが必要である。 かつ、処理件数が多いため一括処理が必要となるが、「住基ネット」等の一部の処理については別の課への依頼が必要となる。さらに、市町であれば市町民務が未申告の場合も申請書を提出に来た際にその場で本人に申告させることができるが、県が所得確認を行う場合は、申告をさせるまでに時間を要することになる。 ○番号法により「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要である。既に一部の市では同意が得られず、県が確認事務を行うことになり、その市においては、受給者証の発行が遅れるなど、市町により住民サービスに差が生じることになる。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
111	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについては、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。 対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。 この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。 しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。 実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。 当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合			茨城県、山梨市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改革が必要であると考ええる。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
112	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続に係る添付書類を簡素化する	大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定こども園数が287園(うち幼保連携型259園)であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定こども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。	幼保連携型認定こども園への移行を希望する事業者の負担が軽減されるだけでなく、添付書類が簡素化されることで書類捜索に要する時間が短縮されることで速やかな移行が期待されるため、新たな認定こども園化の推進にもつながり、更には地域における子育て機能の充実により、地域の特定教育・保育サービスに対する利用者ニーズに迅速に応えることができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日厚生労働省雇児発第0417001号)	厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合			旭川市、福島県、横浜市、山梨県、草津市、京都府、大阪市、豊中市、池田市、貝塚市、枚方市、八尾市、藤井寺市、東大阪市、島本町、高松市、松浦市、宮崎市	<p>○20年近く前の建物の財産処分時でさえ、添付書類の準備がかなり煩雑であったため、簡素化が必要であると思われる。</p> <p>○財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書等)が必要になるが、建物が古い場合、当時の書類が散逸しており、建設当時の書類を捜索することに多大な時間を要する。保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は、保育的な性質を引き続き有することから簡略化をお願いしたい。</p> <p>○認定こども園への移行を希望する事業者の事務負担が大きい。</p> <p>○当市では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で認定こども園数が31園(うち幼保連携型21園)であったが、平成29年4月1日現在で、認定こども園数が50園(うち幼保連携型32園)と保育所等から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本市においては、認定こども園への移行が進んでいることや、認定こども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。</p> <p>○本市においても幼稚園から認定こども園に移行する場合、認定こども園、小規模保育事業所等を開設する際にはすべての事業者が金融機関等から建物等に抵当権を付けて施設整備資金等の借入れをしており、都度、財産処分の手続きを行っており、事業者、本市とも事務手続きに時間がかかっているため改善が求められる。</p> <p>○提案自治体と同様の状況であり、国が幼保連携型認定こども園の移行を推進している立場である以上、地方自治体の事務負担軽減のため、書類作成等を簡素化していただきたい。</p> <p>○保育所等の既存の施設から認定こども園へ移行する際に認定申請と合わせ確認申請の手続きが必要であり、その書類の量は膨大な量となる。さらに財産処分が必要な場合は加えて書類が必要になることから、認定こども園化への阻害要因になりかねない。本市においても認定こども園化を促進していることから、可能な限りの書類の簡素化をお願いしたい。簡素化の詳細としては、財産処分の手続きに係る資料のうち「その他参考となる資料」について、案件により求められる内容が異なり、添付資料として必要な平面図や交付決定通知書等よりも膨大な量の資料を求められることが多いため、あらかじめ必要な資料として設定していただくか、保育所等から認定こども園に移行する場合には、平面図と交付決定通知書等のみとされた。</p> <p>○幼保連携型認定こども園への移行の場合、「厚生労働省所管一般会計補助等に係る財産処分について(平成20年4月17日 雇児発第0417001号)」のうち、別添2「子ども家庭局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」1(4)に当たり、厚生労働大臣等の承認を必要としないこととされ、申請手続の特例(包括承認事項)による報告(別紙様式2)及びその添付資料の提出がよい等、簡素化がされている。しかし、それでもなお、添付資料の準備等について、事業者の負担となっていることから、さらなる簡素化をお願いしたい。</p> <p>○本市においても、保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定こども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定こども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、さらなる簡素化をお願いしたい。</p> <p>○当市では、平成27年4月1日の新制度施行以降、保育所から認定こども園への移行する施設が増えてきている。その一方で、財産処分における事務が煩雑であることや、何十年前の創設時の資料の収集に苦慮している実態があるため、更なる手続きの簡素化をお願いしたい。</p>
113	A	権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る資金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山梨県、京都府、池田市、愛媛県	<p>○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。</p> <p>○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。</p> <p>○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。</p> <p>認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考える。</p> <p>○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町村の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
114	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	<p>保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。</p> <p>※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができる」と厚生労働省から通知。</p>	<p>大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。</p> <p>研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。</p>	<p>○時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。</p> <p>○研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増やすことが可能。</p>	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、徳島県、関西広域連合		<p>北海道、盛岡市、福島県、ひたちなか市、川崎市、新潟県、須坂市、山梨県、草津市、亀岡市、池田市、貝塚市、八尾市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、阪南市、島本町、松浦市、宮崎市</p>	<p>○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。については、保育所運営への負担が軽減される内容に見直しが必要であると考える。</p> <p>○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等に限られており、さらに受講が困難な状況にある。</p> <p>○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生している。</p> <p>○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮されるものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラーニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。</p> <p>○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考える。</p> <p>○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっている状況である。</p> <p>○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬期間は雪により移動が困難である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。</p> <p>○対象園から十分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められている。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が退職することも想定され、保育士確保と進行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるものの、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。</p> <p>○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象となる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用の面でも厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニング、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要がなく、多くの希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであり、ガイドラインを見直しをしていただきたい。</p> <p>○保育士等キャリアアップ研修の受講に必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。</p> <p>○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認定可員数の受入れが不能となっている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須となるが、保育士が不足している現状を鑑み、長期間にわたる研修を受講することが困難な保育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であると考える。</p> <p>○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上がっており、当該提案に賛同する。</p> <p>○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないなどの意見が施設から寄せられている。</p> <p>○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。また、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。</p> <p>○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の確保が難しくなっている。</p> <p>○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保の観点から認められるか検討が必要。</p> <p>○処遇改善加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。</p> <p>○対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよび研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化される予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるような研修方法の見直しをしていただきたい。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
130	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健全な成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士と同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求める人数の半分の希望者もいない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。	幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることで、募集枠が広がり応募が増えれば、この課題に対する解消に繋がるものと考えられる。また、幼稚園教諭の職の選択肢も増え、限られた人材の有効活用が期待される。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令63号)第42条第1項	厚生労働省	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本副生のための将来世代応援知事同盟		山県市、北九州市、大分県	<p>○①支障事例について 児童養護施設の現場では、保育士に限らず児童指導員など有資格者の人材確保に苦慮している。</p> <p>○②地域における課題等について 児童養護施設では、保育実習の受け入れ先として毎年、数多くの実習生を受け入れている。保育実習の受け入れ先である児童養護施設では、就職活動の一環として、実習生と関わりのある大学等に対し、就職先としてのあつせんを依頼しているが、各大学等卒業生のうち1名程度しか児童養護施設に就職していない。</p> <p>○幼稚園教諭資格取得者も要件に加えることはもちろんの事、児童養護施設が魅力ある職場であることをPRすることも必要である。</p> <p>○保育士を含め、直接処遇職員の確保ができず、職員配置が改善できていない施設がある。</p> <p>○女性の直接処遇職員が不足し、宿直勤務のローテーションを組むことに施設が苦労している。</p> <p>○支援困難ケース児童の占める割合が高くなってきたことなどから、児童養護施設における職員(保育士)の定着率が低くなっていることや、福祉系の学生が児童福祉(社会的養護関係)を目指す割合が低くなっていることなどから、人材確保には困難性が認められる。</p> <p>○平成29年度において、県内1カ所の児童養護施設で施設内での小規模グループケアの実施を新たに予定していたにもかかわらず、直接処遇職員(保育士や児童指導員)の確保ができず実施を延期した事例があった。</p>
147	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、現行の原則2年に1回を、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行うこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。	施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県		宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市	<p>○本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設監査(一般監査)のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。</p> <p>○施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の応対者が同一人物となることも多く、同一日に実施することが効果的かつ法人にとつての負担軽減につながると考えられる。</p> <p>○特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)の周期について法人監査と同様に原則3年に1回となることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。</p> <p>○本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効果的に監査を実施する必要がある。</p> <p>○本市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることで、不都合が生じてくると考えられます。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。</p> <p>○監査対象施設数の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸ばせるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。</p> <p>○本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。</p> <p>○施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとつても負担軽減とならない状況となっている。</p> <p>○社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する本市としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。</p> <p>○なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。</p> <p>○提案に賛同する。</p> <p>○本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、従前のとおり変更なし)。</p> <p>○その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則1回の一般監査を行っており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。</p> <p>○法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。</p> <p>また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。</p> <p>○社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが好ましい</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
157	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について	<p>当市において生活保護受給者は高齢者や障害者が約7割を占めている。年金受給できるのかも自己判断できず、福祉事務所の調査によって判明することが多いが、生活保護法第29条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省保護課からの通知により、日本年金機構中央年金センター(香川県高松市)へ照会回答事務が集約されており、回答が届くまで時間を要し大変不便をきたしている。</p> <p>また、今般の年金受給期間の短縮で年金該当者が増えており、福祉事務所の再調査の結果、今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くあった。それに関連し、生活保護受給者が福祉事務所に収入申告せずに年金を遺及受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る項には全額消費してしまうケースがあり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。</p> <p>一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第20条の11に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第29条に基づく同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報が分かれば、これに係る不正受給を防止することができる。</p>	<p>○最寄りの年金事務所でも調査できることにより、これまで照会・回答にかかった時間や78条徴収金の事務処理で費やしてきた時間を大幅に短縮できる。</p> <p>○29条調査で年金受給に関する全ての事項ができることにより、被保護者の年金受給権の可否、年金額や受け取り見込額、年金受け取り月日、納付期間で浮いたデータへの発見等ができると考えられ、年金に係る不正受給対策に寄与する。</p>	<p>○生活保護法第29条及び第29条第2項、 ○「日本年金機構における生活保護法第29条に基づく照会回答事務の集約化について」(平成29年3月3日付け保護課保護係長通知)</p>	厚生労働省	郡山市	【提案②参考資料】生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与.pdf	<p>宮城県、石岡市、ひたちなか市、所沢市、大和市、福井市、岐阜市、多治見市、山梨市、田原市、城陽市、大阪市、堺市、八尾市、西宮市、出雲市、熊本市</p>	<p>○直接、最寄りの年金事務所へ赴き、窓口で調査依頼をすることがあるが、繁忙期や調査対象者が多いと、対応を断られるときがある。相談の予約をしても数週間先になることもあり、迅速な処理に支障を来している。</p> <p>○生活保護受給者の年金収入の有無等については、事務手続きが簡素でないことや、速やかに状況を把握できないことから、裁定請求が遅れ、結果的に法第63条による費用返還額や法第78条による費用徴収額が、高額となってしまうことが多い。</p> <p>○年金受給開始の申告が無く、後の課税調査等で年金の受給が発覚し、結果保護費の不正受給が発見されたケースが複数ある。個別に年金事務所へ文書照会を行ったとしても、日本年金機構中央年金センターにて照会を行うよう案内されるような状態であり、日本年金機構中央年金センターへの照会では、照会文書発送日から回答受領日までおよそ1か月程度要するのが現状である。要保護者から保護申請を受けた際にも、申請日当日に調査文書を送ったとしても、法定期限である14日以内に当該調査の回答が得られないのが現状である。</p> <p>○現在、生活保護法第29条に基づき、日本年金機構へ文書による照会を実施する際に、回答を得られるまでに約3週間を要している。また、早急に年金情報が必要な場合は、地区担当員が年金事務所へ出向き調査を行うが、その際に、事前に本人に調査目的を説明し、委任状に記入・捺印してもらう必要があるため、事務処理に時間が掛かっている。生活保護担当職員に調査権限が付与されれば、それらに掛かる時間が削減され、不正受給の早期発見・早期対応が可能となるため、必要な権限であると考えられる。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
167	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	【現状】人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用した都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制に取り組んでいる。 上郡町では、空き家バンク制度や住宅取得助成制度に加えて、特定公共賃貸住宅の目的外使用による生活体験住宅の提供事業を開始し、移住や定住希望者に対する移住体験住宅の提供を検討している。 【支障事例】移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。	交流人口の増加による地域の活性化及び移住・定住のきっかけづくりによる移住等の推進、地域団体組織の地域づくり活動による地域力の活性化・向上に加え、地域内に存在する空き家等の活用による危険空き家等の発生抑制による地域の安心安全の確保が期待できる。	・旅館業法第2条、第3条 ・平成28年3月31日付厚生労働省生活衛生課長通知	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会		花巻市、福島県、栃木市、岐阜県、岡山市	○移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。 ついでには移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。 ○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、移住の希望を明確に示していない段階での短期移住を提供する施策を行うことが難しい。 ○H28.3.31厚生労働省生活衛生課長通知では、空き家物件の短期居住に当たって、当該市町村への移住希望の意思がある者が、必ずしも当該施設自体を購入又は長期賃借しない場合には、旅館業法の適用外とならないため。 ○移住希望地での生活体験を行う、お試し住宅事業については、営利目的ではなく、移住希望地域での生活を体験することを目的としている。 しかし、旅館業法の適用を受ける場合、施設整備などの問題で、実施が難しく、事業実施が困難となる。 また、市町村は旅館業法の適用を受けないように、宿泊料を徴収しない等の対応を行っており、光熱費等も市町村側の負担となり、財政的負担を考えると移住希望地域での空き家を活用した生活体験事業の実施が難しくなっている。 ○当県では、宿泊施設においては一定の衛生水準を確保する必要があることから、現行の運用で良いと考えている。 ただし、旅館業法の適用除外を上げた場合でも、衛生水準が確保される方策があれば支障ないと考える。 ○本市の中山間地域では、地域団体が、適用除外として示された「売買又は賃貸を前提とした空き家物件への短期居住」ではなく、継続的な短期お試し住宅の設置を検討している。 移住希望者の多くは地域内での短期お試し居住を求めているが、継続的な運営には必要最小限の経費徴収が必要であり、現状では積極的に実施することが難しい状況にある。 移住希望者が地域内の施設に短期居住する場合も同様に旅館業法の適用除外となることにより、地域住民による主体的な移住者支援が促進され、結果として移住者の増加、空き家等の活用による危険空き家の抑制など、地域力の向上に繋がる。 ○移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。
169	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	【現状】介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。 住所地特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。 【支障事例】他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。 実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)となっている。	住所地特例対象施設から同一市町内にある認知症高齢者グループホームに移行する場合に住所地特例が適用されることにより、保険者間の適正な責任の分担と負担の公平が保たれる。	・介護保険法第13条	厚生労働省	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会		宮城県、米沢市、石岡市、山形県、田原市、声屋市、出雲市、高松市	○本市では、地域密着型サービスの入居サービスでも地域の事情から介護保険法第78条の2第4項第4号の協議に基づき同意をしたケースもあり、地域密着型サービスであることをもって入居・入所系事業所の適用外とする必要はなく、他の住所地特例と同様の取扱いとすべきであるとする。 ○地域密着型サービスを住所地特例の対象とすることは「住み慣れた地域で暮らし続ける」という地域包括ケアシステムの理念には馴染みにくいものの、提案団体からの提案と同様の事例が全国的に散見され、結果として不公平な費用負担となっていることから、制度改正が求められる。 ○本市でも複合高齢者施設で同様の問題が生じている。 ○特定施設(サービス付高齢者住宅)から、認知症の進行に応じてグループホームを経由して介護福祉施設(特別養護老人ホーム)へ移るケースも想定される。サ高住から直接特養に入った場合は住所地特例者であるが、グループホームを経由するとその時点で施設所在市町村被保険者となり、更に特養に入居した場合も施設所在市町村被保険者となり、施設所在市町村の負担となる。グループホームは入居型施設であることから、住所地特例施設として整理するのが望ましい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
170	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	【現状】平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。【支障事例】介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。	「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」として、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策を実施することとなっている。対象施設に、介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所を加えることで、都市部等における施設整備の促進が期待でき、緊急対策の目的とされている高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保に資する。	・国有財産特別措置法第3条 ・社会福祉法第2条 ・平成27年12月21日付財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	財務省、厚生労働省	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	一億総活躍社会の実現	米沢市、練馬区、川崎市、田原市	○平成28年度に当団体内未利用国有地の活用について検討した際、看護小規模多機能型居宅介護が支援事業の対象外であった事が理由で、活用を断念した。看護小規模多機能型居宅介護は、当団体の第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても整備を進める方針であり、国有地の活用も含め検討していくことから、貸付料減額の仕組みは必要であると思料する。
180	A	権限移譲	医療・福祉	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づく、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が発付ことになる。兵庫県では、平成31年4月に、明石市(平成30年4月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。	知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。療育手帳の交付時間の短縮や事務の効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不服審査法に基づく不服申立てについても、判定・交付を実施する市が責任をもって適切に対応できる。	療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合		福島県、京都府	○児童相談所設置中核市が判定と療育手帳交付を一体的に行うことにより事務の効率化、市民サービスの向上につながるものと思われるので、提案には賛同できる。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
194	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	<p>○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得のために現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまつたため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。</p> <p>○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進しているところである。今後とも残る私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。</p> <p>このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。</p>	<p>○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。</p> <p>○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>豊中市</p>		<p>旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会</p> <p>○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。</p> <p>○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討していただきたい。</p> <p>○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声があがっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○平成31年度中に、特別制度の対象とならずもう片方の免許・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。</p> <p>○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間しか無いため、期間の延長が必要であると思われる。</p> <p>○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事業を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。</p> <p>○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状もあります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。</p> <p>○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているなか、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。</p> <p>○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考える。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込みのないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を所持しているが、32年度より基準に達しない者も出てくることを考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携型認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えられるため、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所管する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定なのは、63人となっている。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約80%の職員が併有している。特別制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。</p> <p>○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。</p> <p>特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得のために現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。</p> <p>○「経過措置」と「特別制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声があがっているところ。(H30.6.18 園へ要望済み)</p>	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
198	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	<p>平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。</p> <p>各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しの上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。</p>	<p>概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うと3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。</p> <p>なお、平成30年4月16日付の通知(『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について)でも一定の見直しが行われているが、上記の支障については、解決が難しいところである。</p>	<p>今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生まれて育てる環境の整備につながる。</p>	<p>子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』(平成27年3月31日付府政令第349号、26文科初第1483号、雇児発033)第10号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>静岡県、神奈川県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町</p>		<p>花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山梨市、城陽市、大阪市、大塚市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口市、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎県、沖縄県</p>	<p>〇本市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。          〇本市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の理解等に対する不満の声を聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金が上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を指す制度設計を望む。          〇処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決まっている。施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多くおり、配分が困難であるため、申請を行っていない場合がある。          このため、算出される人数以下でも、申請が可能であるように運用の見直しを図られることを求める。          〇本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。          各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しをいただきたい。          〇加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。          〇処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、配分できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。          また、年度途中で採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。          本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。          〇本市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。          〇本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うためにも、配分方法の制約の撤廃を求める。          〇施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が複数ある場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。          施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。          〇現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実にはその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。          〇本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。          国においては、平成30年度から配分方法の見直しが行われたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みが必要だと考える。          〇本市においても当該制約により適切な配分ができず申請を躊躇する施設があることを認識しております。          そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合に、2万円までの配分を保障する『市処遇改善等加算Ⅱ』を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。          〇処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直しされ、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、12%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。          〇各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択することが困難になり、職場の人間関係を悪化させて処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。          〇配分方法の制約により職員間の給与の均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善等加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に見られる。          〇加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。          〇4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。          〇各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間で格差等が生じている。          〇平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。          〇処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位に一定数に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。          〇県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じていることから、申請を行わない施設がある。          配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
201	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合は基本的に診断基準を満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。 更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。(本県では、年間の申請件数約18,000件のうち、約15,000件が更新の申請となっている。)	医療機関の臨床個票作成の負担を軽減するとともに、行政による審査業務の効率化が図られ、速やかな認定に資する。	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条	厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県		北海道、宮城県、川崎市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、島根県、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県	○新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。 また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。 以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。 ○【現状認識】 ①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。 ②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、状況により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。 また、一度受給が途切れ、臨個票の記載をする際に、病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり、また、再検査をすることも出来ない場合は、臨個票を記載することが出来ず、受給者への不利益となる。 【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】 ①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度だけの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。 ②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。 ○受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。 (年間更新件数 約30,000件(一部地域除く)) ○指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。 臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での簡略化ができれば、医療機関の負担軽減とともに、行政による審査業務の効率化により、速やかな支給認定に資するものと考えられる。 ○更新申請時の臨床調査個人票については、重症度分類に関する事項を中心とした記載内容に変更が望ましいと考えられ、制度改正が出来れば効率化が図れると考えられる。 ○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につながる。 ○詳細かつ大量な臨個票は、作成する指定医の負担が大きい。臨個票の作成が遅れ、受給者の更新申請が進まない事例や、寝たきりなど重症の状態であっても必ず提出を求められることで、患者側の申請手続きに係る負担が大きい事例もある。 内容を審査する行政にとっても、記載内容等の問い合わせにかなりの時間と労力を要すると同時に、問合せ先となる指定医の負担も大きい。 ○指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。 更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。 ○平成20年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。 事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認をする行政の負担となっている。 ○本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。 ○更新申請時の臨床調査個人票については、記載する項目が増えたことで負担が非常に大きくなっていると難病指定医から御意見をいただいている。 臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。 ○当県でも同様に、更新手続きに係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。 このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。 ○更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながる。スルーズな認定となる。 ○有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。 治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。 ○難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
207	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することは少ないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることではないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	01介護保険被保険者証等再交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	米沢市、浪江町、石岡市、ひたちなか市、習志野市、八王子市、大垣市、山梨市、田原市、出雲市、高松市、今治市、砥部町、筑後市	○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業者が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改革の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定められているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○マイナンバーの記入に当たっては本人確認が必要であるが、マイナンバーを確認できる書類や本人確認できる書類を所持していない高齢者も多く窓口事務が煩雑になっている。 ○介護保険被保険者証等の再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付申請であることから、改めてマイナンバーを収集する必要はないと思われ、また情報連携等も想定されないため、必要性がないのではと考える。 再交付申請者が家族・介護事業者の代理申請が多く、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
208	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に保険証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	03国民健康保険被保険者証等交付申請書.pdf	ひたちなか市、新宿区、八王子市、横浜市、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、神戸市、鳥取県、出雲市、山陽小野田市、今治市、宮崎市	○証の再交付事務には情報連携を行う必要はなく、市民に対しても、個人番号を記載することの主旨を説明することが難しい。 また、当該事務に限らず、国民健康保険事務全般において、行政側が個人番号を把握しているにも関わらず届出者に個人番号を記載させるという制度自体を見直す必要があると考える。 ○証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、被保険者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○本市においても国民健康保険被保険者証再交付申請書に個人番号を記載する欄を設けているが、申請時に本人による記入があるものは、申請件数の約5%であり、約95%については、職員が確認し記載している状況である。 個人番号については国民健康保険の資格取得申請時に確認済みでもあるため、再交付申請時には記載不要となることで、事務の軽減につながると思われるので、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○被保険者証再発行の際、個人番号の記載をお願いしているが、必要ではないと思われる。待ち時間の短縮、事務の効率化を図るため、個人番号記載義務化を廃止していただきたい。 ○紛失や破損等による被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、そのための本人確認や個人番号記載の書類等の確認を行う必要が生じる。証の再交付事務において、個人番号の取得や情報連携の必要性はなく、個人番号を記載することに対する理解は得られにくい。ため、円滑な再交付事務の支障となっている。 ○医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請に限らず、市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認、被保険者の世帯変更の確認、世帯主の変更の届出の確認等、個人番号の記載の必要性に疑義がある項目や、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給、非自発的失業者軽減の届出等の条例記載事項で、情報連携対象の届出については個人番号の記載が不要となっている等、情報連携の必要性と義務が一致していないため、国民健康保険上の全ての個人番号記載項目について、再精査していただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○具体的な支障事例にも記載があるとおり、証の再交付事務は他の保険者等と情報連携を行う必要がなく、市民へ個人番号記載の必要性について理解を求めることは難しい。 ○紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
209	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、能率的に受給者証等を交付することができ、また待ち時間の短縮により市民サービスの向上につながる。 破損や紛失等による再交付に当たって、個人番号を取得すること、及び情報連携をすることは、不要な取得に当たると考えられることから、不要な情報連携を回避することができる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	内閣府、厚生労働省	各務原市	04障害者手帳記載事項証明書再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf 08福祉医療受給者証再交付申請書.pdf	宮城県、浪江町、ひたちなか市、川崎市、大和市、静岡県、城陽市、出雲市、今治市、熊本市、大分県	○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性がなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○再交付は「個人番号を記載してもらい情報連携をする必要がある事務」ではないことから、申請者にとっても職員にとっても余計な負担となり無為な時間をかけるだけになっている。市民サービス向上のために記載義務をなくしてほしい。 ○障がい福祉事務における申請書には、マイナンバーの記載を要する申請書が多く、窓口でのマイナンバー確認が必要となっている。再発行や返還に係る申請書からマイナンバーの記載を省略できることになれば、よりスムーズな事務を執り行うことが可能である。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、再交付事務は申請に基づき再交付するのみであり、情報連携する必要はない。また、個人番号の記載省略は、事務効率の向上のみならず、重要な個人情報を持ち歩くことのリスク軽減や待ち時間の短縮等、市民サービスの向上につながる。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○再発行事務で、個人番号記載の必要性の説明を求められると、窓口では説明に苦慮する。能率的に受給者証等を交付するためにも制度改正は必要と考える。 紛失や破損等による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請様式において、個人番号記載欄を設けているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 ○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、当県でも情報連携の必要がないことから、個人番号の記載がないことによる支障はない。 個人番号の項目を削除することにより、申請時の確認時間短縮、申請から交付までの期間短縮により住民サービス向上につながる。 ○当県においても、不要な個人情報の取得につながるため、情報リスクの回避の観点から廃止を希望する。 ○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や精神障害者保健福祉手帳の再交付申請において申請者に個人番号を記載するよう求めているが、個人番号記載の必要性を申請者に対して説明することは難しく、市町からは個人番号を記載する義務付けを廃止を求められている。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
210	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の拳証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。 本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。 また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。 さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。	保護者と自治体の事務的負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。 また、申込児童数や利用保留児童数等の正確な情報把握が可能になる。	雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項	厚生労働省	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県		盛岡市、花巻市、仙台市、ひたなかなか市、所沢市、船橋市、江戸川区、川崎市、逗子市、豊田市、亀岡市、大阪府、豊中市、池田市、枚方市、八尾市、富田林市、和泉市、藤井寺市、島本町、玉野市、松浦市、宮崎市	<p>○本市においても、育児休業の延長を目的とした入所申込みが多数あり、保育ニーズや保留児童数の正確な把握が困難となっているだけでなく、保護者や自治体に不必要な事務負担が生じている。実態の把握や事務負担の軽減のため、制度の改正が必要と考える。</p> <p>○本市においても、窓口で「育児休業を延長するために保留通知を取得したい。」という相談が多数寄せられていることから、保留通知の取得が目的と思われる申込みが多数あり、事務的負担が生じている。</p> <p>また、内定がでた保護者から「もし保留通知がもらえるのなら、今回は辞退して育児休業を延長したい。」という声や、利用保留になった保護者が保留通知を取得した直後に申込みを取り下げを繰り返す事例が多数発生している。</p> <p>○本市においても同様の支障事例が散見され、待機児童の解消及び利用調整の適正化の観点から、制度改正の必要性がある。</p> <p>○入所申込みを受付する際に入所できない保育施設を紹介してほしいと申込者より要望され、100%入所できないといえる施設はなく、結果的に入所決定となる可能性はあるため、その対応に苦慮しており、かつ当該要望に対する案内に疑問を抱いている。</p> <p>育児(給付金の受給期間)を延長するために申込みした者が、入所可能性の低い園を申込みしたものの入所決定した場合、たとえ入所辞退しても(入所決定した以上)入所保留通知書の発行はできず、育休(給付金の受給期間)の延長を強く希望する申込者より、入所保留通知書の発行を強く要求される場合の対応でトラブルが生じている。</p> <p>○本市においても、提案団体の事例と同様に、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする事例が増加している。</p> <p>本提案による制度改正は、自治体の事務的負担を軽減するとともに、公平な利用調整を可能とし、保護者・児童の利益を守るものである。</p> <p>○本市においても、復職意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とし、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したり、申込はするが選考はしないで欲しい等の申出をされるといった事例が生じており、事務負担の増、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上されるといった支障がある。</p> <p>このような実態を踏まえ、育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件も含め、現行制度の見直しを検討願いたい。</p> <p>○本市においても、具体的な支障事例と同様の問題が生じており、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをしている事例が見受けられ、事務的負担が生じている。</p> <p>今後、同様の申込みが増加した場合は、保留児童数等の正確な情報把握が困難になる恐れがあり、本来の意図と実態が異なってくるものと考えている。</p> <p>○育児休業等の延長のために保育所に入所申込みをする保護者は、少なからず存在するので、制度改正が必要であると思われる。</p> <p>○本市においても、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者から、入所保留通知書の取得が目的と思われる入所申請が見受けられる。</p> <p>入所保留通知書の取得を目的とした入所申請であるか、真に保育を必要とする保護者による入所申請であるかの判断は困難であり、不要と思われる入所申請の受付等の事務が発生している。</p> <p>○育児介護休業法の改正に伴い、保育所に入所できない状態が継続するときは、子の年齢が最大2歳になる前日まで延長して育児休業を取得できるため、第一希望以外で希望した保育所を案内しても入所されない事案が多く発生している。また、第一希望で保育所を案内したにもかかわらず、入所されない事案も発生している。</p> <p>上記のとおり、入所する意思がないにもかかわらず、育児休業を延長するために保育所入所申込みをされるケースは、利用調整において、多大な時間を要するとともに、限られた利用調整時間の中で、待機している保護者全てに案内ができず、空枠が生じる場合もある。</p> <p>事務量の増大や本来保育を必要とする方への利用調整を考慮すると、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正する必要があると考える。</p> <p>○本市においても、育児休業を延長するために、本来不要な入所申込みをしているとしか思えない保護者が一定程度存在しており、保護者と自治体に不必要な事務的負担を生じさせている。また、そうした保護者が内定した場合は内定を辞退するため、本来入所できた児童が入所できない事態が発生し、利用調整に支障が生じている。</p> <p>○現在、育休延長の要件確認書類として保育所入所保留通知書が求められるため、当面復職に意思がなく本来1年以上の育休取得を希望する保護者にとっては、児童が満1歳時点での保留通知書を取得する目的で入所申し込みを行う事例が散見され、保護者、事業者、自治体に不必要な事務負担が生じている。また、利用調整においても、入所を望む保護者への速やかな内定通知および正確な情報提供を妨げる一因となっている。</p> <p>○無駄に市の事務負担が増やされており、待機児童数等の把握にも支障となっているため、制度改正が必要と考える。</p> <p>○府内市町村からも異同の声が多く、府としても保育ニーズの正確な情報把握に支障が生じていると考えるため。</p> <p>○本市においては、明らかに育児休業の延長・給付金の受給延長を目的とする申込みの事例は確認できていないものの、そのように推察される事例は見受けられる。(実際に給付金受給延長目的か否かを保護者に対し直接的に確認することは困難であり、確認方法や対応に苦慮している。)</p> <p>育児休業の延長・給付金の延長のために入所保留通知書の添付を要件とすることで、不必要な入所事務が発生するおそれや、また真に保育所の利用を希望する方の入所を妨げる可能性も懸念される。</p> <p>○本市においても保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。</p> <p>さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっている。</p> <p>○育休手当の受給延長に必要な不承諾通知を狙ったと思われるような入所申請や、内定を辞退する保護者が多く見受けられ、本来入所でできていた子どもが入所できない状況が発生している。</p> <p>そのため、事務的負担が増したり、本来の待機児童数の把握が難しくなっている。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
211	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休職を取らざるを得ない例もある。	例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休職を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育士不足解消につながるから、保育利用可能な児童数の増がみこまれ、待機児童解消に資する。 また、保護者にとっても、共同保育が可能となれば保護者が保育所等に気を遣って休職を取らざるを得ないという心理的な負担感が少なくなり、利便性も向上する。	・「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県		仙台市、福島県、山梨県、貝塚市、出雲市	〇本市において、同一設置主体で、保育所・夜間保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、盆・年末年始等においては、提案団体と同様に、それぞれの入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。 本提案は、保育の質を低下させることなく、保育士の業務軽減が可能となり、保育士の定着化に資するものである。 〇土曜日以外にもお盆期間など利用者が少ない期間において共同保育を認めることは、保育士の休暇確保等の観点から有効であると考え。市内の事業者よりお盆期間中の共同保育実施について相談を受けたこともあり、一定の効果は見込める。
221	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考え。そのため、例えば、過去の検査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図りたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	都道府県の判断で「実地検査」の頻度。方法等を設定できるようになれば、優良施設等については、3年に1度の実地検査の実施とする「あるいは「安全対策及び処遇と会計にかかる「実地検査」を分け隔年実施する」等の効率化により生み出した時間を用いて、優良施設とは認められない施設、新規に設置された施設等の実地検査に注力し、より徹底して行うこと等が可能となる。その結果、安全確保、処遇の向上、会計処理の適正化等が実現できる。優良施設等側から見れば、実地検査を受ける際に必要となる時間・事務量が削減されるため、児童の処遇に充てる時間・事務量を増やすことができることとなる。 以上により、児童福祉施設全体の質的向上が図られる。	児童福祉法施行令第38条	厚生労働省	宮城県、三重県、広島県、日本劇生のための将来世代応援知事同盟	青森県、秋田市、新潟市、山梨県、愛知県、兵庫県、神戸市、徳島県、松浦市、熊本県、沖縄県	〇本市では、保育所・家庭の保育事業等の認可及び1年以上の実地検査(施設監査)を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設等には年2回以上の実地検査を行っており、職員の負担が増加している。また、検査対象の施設等から、「指摘が少ない施設と指摘が多い施設が、毎年同一の検査を受けることを見直すべきではないか」との意見も受けている。本市としても、過去の検査で指摘が少なかった施設等は、検査項目を絞ったスポット検査を行い、検査時間の短縮を行う等、検査内容の見直しに努めている。しかし、児童福祉法施行令第35条の4・第38条に「1年に1回以上」の実地検査が義務づけられているため、「1年に1回」の検査頻度は見直すことができない。本市の意見として、各施設等の状況に応じたよりハリある実地検査を行うために、児童福祉法施行令に定められた「1年に1回」の検査頻度の見直しを図りたい。 〇本市においても新制度移行後、保育所等の施設は増加傾向にあり、現地で直接運営状況等を確認することの重要性は認識するものの、限られた人員で全ての施設の実地検査を行うことは難しくなりつつある状況にある。提案にあるとおり、過去の実地検査において特段問題の見受けられない施設については毎年年度ではなく2年あるいは3年に1度の実地検査が認められる等地域の実情に応じた弾力的運用が認められることは、適切な検査を継続していくうえでも必要であるとともに、より重点的な指導を行うことが可能になると考える。 〇本市の検査は、現在従来どおり1年に1度の実地検査を行っていますが、施設数の増加、職員体制の状況を考慮した上で、保育園、認定こども園については半日の検査を実施しています。半日での実地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況です。ので、ご提案にあるように「優良施設」については、実施頻度を見直す等の対応を行うことが必要であると考えます。 〇本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に監査を行う職員数が不足しているのが現状である。そのため、本市の判断で実地検査の頻度、方法等を設定できるようになれば、職員の1施設あたりの監査に充てる時間を増やすことができ、保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。 〇本市においても保育施設数が増加する一方、職員の増員等実地検査体制の整備は容易でないため、施設に対する監査が適切に行うことが難しくなる恐れがある。 〇本県においても、実地検査を行う際には、担当職員、対象施設ともに事前準備や当日対応に多大な労力を要している。優良施設等への対応を軽減することにより、担当職員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考えられる。 〇検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で実地検査を行っているため、都道府県の判断で確認監査と合わせた柔軟な対応ができれば、児童福祉行政全体の質の向上が図られる。 〇本県においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に対し実地検査を行うことに苦慮している。そのため、1日で2か所(午前、午後)の保育所に実地検査を行っているが、幅広い項目を適切に監査するだけの時間が確保できないことが課題となっている。従って、効果的・効率的な指導監査を行えるよう、地域において弾力的な運用を求める意見には賛成である。	

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
228	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	<p>○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。</p> <p>○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。</p> <p>※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもを受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。</p> <p>○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。</p>	<p>○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。</p> <p>○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。</p>	<p>○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する</p> <p>○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる</p>	児童福祉法、子ども子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	沖縄市		盛岡市、花巻市、山形市、豊中市	<p>○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることもあり、提案内容のとおり措置されることで、事業者の参入が促されることが考えられ、待機児童の解消に繋がるものと思われる。</p> <p>○従業員枠で3歳児以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所のような規模の大きな施設において、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。</p> <p>○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の進級先には苦慮しているところがある。また、従業員枠については、3～5歳児まで在籍できるものの、地域枠の児童がいなかったため保育の際の人数が少なくなり、就学を見据えた適切な集団保育等が提供できないケースもあることから、従業員枠を設定していても進級せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についても3～5歳を設定できるようにすることで、地域枠はもとより従業員枠の利用者についても継続使用が通うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
230	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれかの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。本市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭となるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	館山市		旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須崎市、山形市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本県、九州地方知事会	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。</p> <p>○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員もいる。当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプシ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱い、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討していただきたい。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声があがっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。</p> <p>○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の入人数が減少し、待機児童数が増加することが懸念される。</p> <p>○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。</p> <p>○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみを有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。</p> <p>○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年度の有効求人倍率が、0.13となっている現状です。この中で、保育教諭の確保を継続することが困難な状況が出た場合、新たな人員の確保することも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。については、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることのないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。</p> <p>○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならぬ者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることと考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携型認定こども園への移行の断念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えられるため、貴市の提案に賛同するものである。</p> <p>○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高い。近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていることは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。</p> <p>○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を後押ししていただきたい。</p> <p>○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間中に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさざるから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。</p> <p>○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めたいが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。</p> <p>○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長を後押ししていただきたい。</p> <p>○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。本市としても、経過措置期間内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。</p> <p>○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。</p> <p>○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。</p> <p>○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに4の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。</p> <p>○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いであるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは同措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 園へ要望済み)</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
267	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後就職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	○住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り、認められている。 ○住居給付金の支給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期間(3か月)が終了した者について、その後疾患の治療により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。 ○当市(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の支給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の支給前に生活困窮者に対して自立を促進していくことが重要である。 ○住居確保給付金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。  【参考】 ○平成29年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%) 全国平均16.8%、青森県23.38%、青森市30.55%	住居確保給付金の再支給要件を緩和することにより、生活保護を受給する可能性がある者の就労を支援し、自立を促進することが期待できる。	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「住居確保給付金の支給事務の手引き」、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」	厚生労働省	青森市		大和市、福井市、城陽市、西宮市、出雲市、熊本市	○住居確保給付金の再支給要件は「受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給期間終了後に、常用就職した後に、新たに解雇された場合、(中略)再支給することができるものとする。」と規定されている。 住居確保給付金の受給者が1か月や3か月といった派遣契約を複数回更新し、実際は1年～2年継続勤務した後に契約満了により離職したとしても、制度上は非常用就職であり、かつ会社都合退職(解雇)とは見なされない。そのため、受給者が離職により再び住居を喪失するおそれがあり、生活保護申請を希望しない場合であっても、金銭給付を伴う支援を実施することができない。 ○左記事例と同様の事例のほか、下記のような事例もある。事例を限定せず、再支給要件の緩和について検討を行ってほしい。 (支障事例) 夫婦で生活しており、過去に夫が受給していた。妻が失業したため、給付金の支給を希望していたが、夫が生計中心者であったため再支給の要件に該当せず、支給を断念した。他自治体より本市へ転入。転入後はアパートを借りて就労をしていたが、自己都合により退職。他自治体にて受給歴があるとの申し出があり、支給を断念した。 (再支給を認めてほしい事例) 雇用期間6ヶ月以上の常用就職であっても、あらかじめ契約更新がない旨規定されていた雇用を満了した場合、支給開始後、一時的な病気で就職活動ができないまま、3ヶ月の受給期間が終了。その後、体調が回復し、就職活動を再開する場合、自己都合による退職であったとしても、相当期間の就労があり、退職後も熱心に就職活動をしていたと認められる場合には、自立相談支援機関や自治体の判断で再支給の検討ができるようにしてほしい。 ※給付金利用者の中には、雇用期間の定めがない常用雇用に就いたとしても、就労定着が難しい場合もある。また、職歴の浅さ等からいったんは雇用期間の定めのある常用雇用に就かざるを得ない者もいるため、給付金利用者・申請者の属性に配慮した再支給要件を再整備していただきたい。 ○本市にも同じような事例により、支給が中止され再支給できずに生活保護になったケースがある。再支給は生涯で一度だけという要件について緩和を求める。住居確保給付金は、高い就職率があり、生活困窮者の自立促進を期待できる制度であるため、再支給要件の緩和を求める。 ○住居確保給付金については、該当者が少なく実績が上がらない状況が続いており、支給要件の緩和により生活困窮者の自立促進が図れると考える。
271	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林漁家民宿での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。	農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用して開業した事業者からは、宿泊を伴わない利用(体験と食事のみなど)に関する割合が増え、宿泊者以外にも食事提供が可能となれば、年間利用者も増え、収入増や所得向上につながるという要望があがっている。 また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。 現行、農林漁家民宿の宿泊者には飲食店営業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合に、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊者への食事提供の実績等を勘案し、農林漁家民宿に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。	・農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加 ・宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を主とする食事を提供することによる農林漁家民宿の収入確保	平成17年7月21日付け厚生労働省通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」	厚生労働省	山形県	平成17年7月21日付け安監発第0721002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知	徳島県	-
274	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所  2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。  2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の病欠・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	○保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児発0905第2号)、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会		盛岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
275	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。 家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。 本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各市区町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。 しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市区町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設に限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策に取り組み、受け皿の確保を進めることが可能となる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業者等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会		盛岡市、仙台市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市	<p>○本市においても卒園後の受け皿確保に関し連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における面積基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受入が困難となっている。そのため連携協力を行う必要がある3つすべての協定締結が困難である状況が続いている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。</p> <p>○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。</p> <p>○本市においては民間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として設定している。しかし待機児童数が増加しており、定員の空き枠がないため、「卒園後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。</p> <p>○3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている</p> <p>○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。</p> <p>○市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。</p> <p>○本県(政令・中核市除く)における連携施設の成立率は、県・市町村の協調補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることもあり大変困難な見通しである。一方で、卒後の受け皿を確保し、3歳児以降、スムーズに保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設定だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
276	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し</p>	<p>子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。</p> <p>平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必要となるため、免許を更新しなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めると、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。</p> <p>(大分県の場合)                      ・31年度末までに受講しなければならぬ人数:529人(A)                      ・31年度末までに確実に受講できる人数:340人(B)                      ・未受講となるおそれのある者:189人(C=A-B)</p>	<p>今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可から5年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。</p>	<p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)</p>	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>九州地方知事会</p>	<p>九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)</p> <p>【添付資料】                      「幼稚園教諭免許更新講習ニーズ調査結果」</p>	<p>旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大分市、大分市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市</p>	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズが高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。                      ○認定こども園に従事する職員のうち半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員が把握されており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員を押し保育などへ配置転換することを検討している。本提案は3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討していただきたい。                      ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることと想定される。                      ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が上がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえ、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。                      ○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行なっているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。                      ○本市においても、同様の支障が出ることを想定されており改正を要望する。                      ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したてて受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。                      ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。                      ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策にも支障があると考えられます。ついでには、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。                      ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることとされる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることになれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。                      ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めるとは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きくなり、さらに、各園現場の業務としては、正規職員だけではなく、臨時任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていることは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。                      ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。                      ○本府においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ、特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間中に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。                      ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。                      ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得のために現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。                      ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。                      ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。                      ○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。</p>	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
278	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮 【参考】 基準省令第10条第2項第3号「2年以上児童福祉事業に従事した者」 同条第9号「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めたる者」 同条第10号「5年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めたる者」	基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされている。当該研修の受講要件は複数あるが、このうち「実務経験年数」については、短縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2名以上)が難しくなる事態が生じている。また、放課後児童支援員たるべき人材の要素を備えるためには、必ずしも2年という期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて総合的に判断されるべきものと考ええる。	資格取得のための実務経験年数が短くなることで、資格取得対象者が増え、現在の人材不足の問題(人員配置の困難さ)を解消する一助となる。支援員の人材不足が深刻な中、放課後児童クラブの特機児童解消のためにも効果があると考える。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)  なお、提案元の佐賀県では、放課後児童クラブを有する全市町(19市町)が本提案に賛同	秋田県、ひたちなか市、多治見市、山梨市、西宮市、広島市、高知県、松浦市	○放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。 ○提案と同様に、有資格者が退職した後すぐに支援員が確保できない場合には設備及び運営の基準に合致しない状況となることから、人員配置の困難さの解消は必要と考える。ただし、支援員の質の確保の観点から、現在の実務経験年数よりも短い期間を設定する場合には、同じクラブに継続して勤務する場合などの条件を付し、実務に基づくノウハウや児童等との信頼関係が醸成されていることなどをある程度明確に判断できる場合に限るべきと考える。 ○本市においても、放課後児童支援員の確保に大変苦慮しているところであり、「実務経験年数」の短縮によって人材確保の幅を広げるなどの抜本的な対策を講じない限り、近い将来、安定的な事業の継続に支障が生じるおそれがある。 ○人口規模の小さい町村においては、資格取得者の退職に伴う職員補充に当たり、保育士等の有資格者をすぐに確保することは難しく、無資格者を採用せざるを得ない場合がある。この場合、放課後児童支援員資格を取得するためには、基準省令第10条第3項第3号に該当するために2年間の実務経験が求められることとなるが、その間に基準省令上の職員配置が困難となる。 ○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。 ○本市においても、都道府県認定資格研修を受講した者が離職するケースが多く見受けられる。今後、有資格者が離職した場合、研修を受講するまでの間、支援員の配置が困難となるケースも想定されることから、実務経験年数の短縮など受講可能要件の緩和は人員不足の問題解消につながるものと考ええる。 ○本市においても放課後児童健全育成事業の利用希望者の増に伴い、定員拡大に取り組んでいるが、定員拡大に伴う職員の確保が年々厳しくなっている。一方で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく、質の確保も必要であると考ええる。 ○本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している。そのような中、認定資格受講希望者はいるが受講要件(勤務年数等)を満たしていないため要件緩和があると良い、という声もいただいている。本制度において、規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。
279	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止	領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで確認したすべての国で保護措置が無く、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとなっている。 ○本県がこれまで確認した全ての国(中国など7か国)が、保護措置は無いとの回答であり、確認自体が形骸化している。 ○照会しても、当該年度で最初の照会のみ回答し、その後は未回答の国(韓国)もある。 ○本県では年間20件程度の確認を実施している(1件の確認には2週間程度要している状況)。 ○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)は、自治体に対して、当分の間、外国人に対しても生活保護法に準じて保護を行うことを定めたものであり、この通知に基づき事務処理を行っている状況にある。	○事務負担等の軽減 事務を廃止することにより、福祉事務所及び県本庁における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がる。 ○事務処理の迅速化 外国人についても、生活保護法に準じ処理することが求められている。領事館等の回答を待つこともなく、預貯金等調査終了後、速やかに保護決定が可能となり、事務処理の迅速化に繋がる。	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	宮城県、ひたちなか市、所沢市、千葉県、大和市、新潟市、浜松市、京都府、堺市、香川県、熊本市	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を都道府県に報告するとともに、報告を受けた都道府県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知している。これまで確認した全ての国が、保護措置は無いとの回答である。また、年間5件程度の確認を実施しているおり、1件に係る確認には2週間程度要している状況である。このような状況で有り、事務を廃止することにより、福祉事務所及び本庁における業務の効率化及び郵送料の軽減に繋がるものと考えられる。 ○外国人についても生活保護法に準じ迅速な処理をすることが求められているため、要保護状態の外国人の申請を都道府県に報告し、その属する国の代表部若しくは領事館等の回答を待つて保護を決定した事例はない。 ○領事館等に対し確認を行っても保護措置がなく、事務を廃止することにより福祉事務所及び県本庁における事務負担の軽減に繋がる。 ○国によっては、回答までかなりの時間を要し、保護決定までの期間に影響を与えている。 また、本市でも、回答があった全ての国で保護措置は無しであり、照会も形骸化している。 ○県においても、年間数件ではあるが、当該事務を実施している。過去10年間において、保護措置があるとの回答は無い。事務が形骸化しており、廃止にすべきだと考える。 ○本市においては特定の国籍の外国人からの保護申請が多く、領事館等に対する確認が既に形骸化している状況。 ○本県では年間照会数は少ないが、照会する国がほぼ同じであるため、対応が個々によって異なるものではないと、認識しており機械的照会になっているのが現実である。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
281	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。	県内で、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。 収監先について法務局に問い合わせたところ、「法的な調査権に基づく照会だけでは回答できない」とのこと。 そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。 また、保育士登録証の返納も求めることができなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。 現状、都道府県は、本籍地である市町村への犯歴照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。	法に定める保育士の要件を満たさなくなった者に対する取消し事務から登録証の返納に至るまでの事務を確実に進めることができるようになる。 取消し処分を受けた者から確実に登録証を返納させることは、本来その資格を持たないものが児童の保育にあたってしまいうリスクを回避することにもつながり、住民の安全・安心につながる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則	法務省、厚生労働省	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 将来世代応援知事同盟共同提案(事務局:徳島県)	山口市、松浦市	—
291	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度的見直し	自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	自己負担上限額管理制度(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理票に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。 このことは、管理票を交付する県のみならず、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関においても多大な負担を強いられるとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するとの声もある。 例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レセプト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	制度を運営する都道府県、医療機関、患者の負担軽減となる。	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	厚生労働省	香川県		群馬県	○本県においても、自己負担上限額管理制度は、患者、医療機関及び県の負担は、大きくなっている。自己負担管理を医療機関で完結できる制度の構築が望ましい。 ○自己負担上限額管理制度は、医療機関における負担となっており、記載誤りがあることや、記載方法が複雑で行政への問合せも多い。 ○自己負担上限額を設定した場合、複数医療機関を受診される受給者の方の自己負担額が増え、現行制度より不利益となることが考えられる。また、複数医療機関の医療費合算が自己負担上限月額を超えた場合、療養費申請で対応する運用とする場合、療養費申請の手続きを行うために、申請者、医療機関及び行政の負担が増える可能性がある。 ○自己負担上限額管理票記載モレや、記載過りにより、上限額が適切に管理されず、償還払や医療機関間による調整等を強いられる例がある。現行制度のあり方は改善の余地があると考えられるが、提案内容のように医療機関別に上限額を設定するとした場合、医療機関側としては業務負担軽減などと思われるが、複数料にまたがる受診や院外処方による調剤等、レセプトが複数枚に渡る患者に対してそれぞれ自己負担上限額を設定することは、患者自身の経済的負担増につながると懸念される。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
297	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けことができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市		秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。 特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 ○医療受給者証の発行に際しては、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によって所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。よ。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。 しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。 ○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。
306	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「次世代育成支援対策施設整備交付金」の事務の簡素化	○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もりと、民間工事請負業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするとされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。	○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。 ○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者におのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に労力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強い	○民間業者の見積もりを廃止することにより、入札前の事前情報提供が不要となり、公平性の確保が図られる。 ○協議・申請に係る手続きの簡素化が図られる。	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1-2、別表1-3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)	厚生労働省	指定都市市長会		山梨市、和歌山市、北九州市	○平成29年度の次世代育成支援対策施設整備交付金において大規模修繕の補助協議を行ったが、民間2社の見積もりが必要であったため、業務を発注するわけではないのに、民間業者に無理を言って見積書の提出をお願いし負担を強いることとなった。本市としても予算用や入札までに事前に民間業者に見積書を徴収することはなく、入札により業者も決定されることから、公的機関の見積もりで問題ないと考える。 ○補助金の申請に係る見積もりを廃止すると、入札前の情報提供をすることで、入札時に不公平が生じる。 ○公平性を考え民間事業者からの見積もりが取得できず、工事のスケジュールから交付金の協議を見送った事例あり。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
316	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を与えている。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案趣旨に賛同】 盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、西予市、上島町、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	盛岡市、滝沢市、米沢市、浪江町、石岡市、西予市、上島町、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を煩雑にするだけである。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止し、業務の簡素化していただきたい。 ○当市では、年間約300人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業者が代行手続きをするため、個人番号の記載は困難であり職権での補記する必要がある。また、情報連携の必要もないため、市民へ個人番号記載の必要性についての説明ができない。以上のことから、再発行申請にあたっての個人番号記載する義務付けを廃止してほしい。 ○マイナンバー記入に要する市民の負担及び事務負担が大きい状況である一方、現状マイナンバーによる情報連携の必要がないことから、制度改正の必要性を認めます。 ○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られる。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。 ○対象が高齢者であることから、申請においてマイナンバー欄を空欄にする例が多く、市が職権で補記することが多い。 ○介護保険被保険者証等の各証書の交付・再交付申請に際しては、個人番号が未記載となっていることが多い。未記載分については職員が調査の上記載しているものの、情報連携においては当該事務処理の必要性はないものと捉えている。 ○再交付事務において個人番号を使用した事務処理を行うことはないにもかかわらず、個人番号の記入を求める様式となっているため、記載があれば本人確認事務、記載がなければ職員が調べて記入する事務が発生するため、非効率な処理となっている。 ○介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと。 ○事務処理上の支障がないため、申請書への補記もしていない。 ○介護保険被保険者証等再交付申請書の個人番号記載欄は、ご本人でない方の申請も多く、未記入の場合が多いため事務的負担が大きい。 個人番号を利用して情報連携を行う必要がない業務なので、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止をしていただきたい。 ○再交付事務だけで見ても年間180件程度のうち、マイナンバー記載の上での申請は10件程度であり、当市においても事務処理上の負担となっている。
319	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。 本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。 指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等してもらいたいと要望がある。 支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。 さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の期間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。	指定市町村事務受託法人での「要介護認定調査」事務に従事する者に対し、その資格要件を本市と同様とすることで、指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保が容易となり、認定手続きの遅れが軽減されると同時に、さらなる認定手続きの迅速化が図られる。	介護保険法第24条の2第2項	厚生労働省	那覇市	南伊豆町、名古屋市、田原市、神戸市、宮崎市	○本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応していただきたい。 ○支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。 ○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託している。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。 これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。 認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。	

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
48	A	権限移譲	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲又は廃止	<p>【支障事例】</p> <p>農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。</p> <p>一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の4週間程度)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。</p> <p>このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>なお、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。</p>	<p>【効果】</p> <p>機構法第18条第1項の配分計画認可を市町村へ権限移譲することについて、機構法第19条第2項の規定により配分計画の案を作成する市町村は、農業委員会とともに受け手の営農状況把握や利害関係人との調整を十分にしていることから、審査に時間を要さず、事業の効率化が図られる。</p> <p>また、同法第18条第3項に基づく2週間の縦覧を短縮又は廃止することにより、県段階の審査・縦覧・公告までに要する期間が短縮され、利用者の利便性が向上するとともに事業の効率化が図られる。</p> <p>なお、市町村はこれまでの手続きに比べ配分計画の公告も行うこととなるが、配分計画案はこれまでも市町村が作成していることから審査期間も短く、事務量の増加は少ない。</p>	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項及び第4項、第19条第2項	農林水産省	青森県	農地中間管理事業の推進に関する法律附則第2条において、施行後5年を目途として事業の在り方全般を検討することとしている。	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、高知県、徳島県、高知県、熊本県、沖縄県	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがらであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。</p> <p>そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。</p> <p>本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整い、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。</p> <p>なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。</p> <p>○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法による手続き、②機構と農地を借りたい人と農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。</p> <p>また、配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構との間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り進むためには、市町村にフックアップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。</p> <p>○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。</p> <p>なお、農地所有者と借受者が同一市町村に限定した提案であるが、市町村内外で事務量が格差ができること、小規模市町村では借受者が市町村外である事例が認められること、借受者はエントリーの手続きを行うため一定の確認を終えていることから、市町村外の借受者も含め当該市町村で認可できるよう制度改正を望む。</p> <p>○本県でも提案内容と同じ支障事例あり、現行制度では、ある程度転貸先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転貸後に栽培される品目によってはその栽培の適期を逸する。</p> <p>【制度改正にかかる課題】</p> <p>縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確する必要がある。</p> <p>○農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。</p> <p>一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の4週間程度)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。</p> <p>このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>○権利移譲の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。</p> <p>契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>○基本方針の策定や事業規程の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、配分計画認可の県から市町村への権限委譲については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。</p> <p>農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、縦覧期間の短縮又は廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。</p> <p>○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。</p> <p>縦覧中に意見書が提出された事例無し。</p> <p>市町村の事務負担増にならないような改善が必要。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。</p> <p>なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</p> <p>○本県においても、具体的な支障事例と同様の状況となっていることから、本提案が実行されることにより、事業の効率化が図られると考えられる。</p> <p>○事務手続きに長期間を要する。</p> <p>都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。</p> <p>手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。</p> <p>○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。</p> <p>○本県においても平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るために、提案に賛同する。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「世界—安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでには、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。		中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
60	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。)」が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものについては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円)を超えるものである場合、あらかじめ農林水産省(近畿農政局)に協議し同意を得る必要がある。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その後実施にあたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を「3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする等の緩和を行うよう求める。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	重要変更協議案件の基準を緩和することにより、国との協議時間が縮減され、災害復旧事業に関して円滑で迅速な事務執行につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)(平成12年3月30日農林水産省告示第453号)(改正平成25年8月27日農林水産省告示2397号)	農林水産省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		新潟県、奈良県、鳥根県、甘日市市、愛媛県、高知県、熊本市、宮崎市	○29年災における重要変更協議案件は工法変更に伴うものが1件であったが、県経由での協議開始から変更承認が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一時中止せざるを得なかった。 災害現場の早期復旧を図る観点からも、重要変更協議案件の基準を緩和し、国との協議時間を縮減することは重要であると認識する。 ○災害復旧事業は、迅速に生活基盤の復旧をする必要性から、大規模災害時などでは標準断面により事業費を算定している。実施において詳細設計を行った際、土工量などの変更が生じるが、一般的な補助事業に比べ事業計画変更の記載が詳細にわたっており、金額、パーセントに抵触せずとも支障事例の【現状】ような変更でも重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、一般の補助事業なみの重要変更の要件に暫定通知5-1の別紙1で定めた範囲を軽微変更で行うよう求める。 ※H29年災 重要変更協議件数 34件 本案の実現により軽微変更となる件数 5件 効果約15%件数減 ○農地及び農業用施設災害復旧事業については、市町村が事業主体ではあるが、本県における平成29年度台風21号関連農地及び農業用施設災害復旧事業において、現時点(H30年6月15日現在)で、重要変更協議件数 18件 本案の実現により軽微変更となる件数 2件 効果 約10%件数減 ○平成28年熊本地震及び同年の梅雨前線豪雨に伴う災害復旧事業においては、査定箇所数約180箇所に対し約10件程度が重要変更要件に該当している。 なお、農林水産省(九州農政局)及び県において迅速且つ臨機応変に協議対応いただいでおり、工程等を含め支障をきたすことはなかった。 しかしながら、現行基準の緩和については円滑且つ迅速な事務執行につながることから制度改正を期待する。 ○提案のとおり、災害復旧事業における計画変更(A種変更)基準が緩和された場合、事務手続きが相当簡素化される。 ※H25年災 重要変更協議件数 193件 本案の実現により軽微変更となる件数 191件 効果 約99%削減 ○災害復旧事業においては、早急な発注が必要で、十分な精査ができないこともあり、現場着手した際、設計変更の対応となる事例が発生している。 ○H26年災において重要変更協議件数が51件であったが、そのうち本提案の実現により軽微変更となるものは51件(全件)であり、重要変更協議の件数削減、ひいては事務作業の効率化に大きく貢献するものである。 ○支障事例のとおり、災害査定までに、残土処分地まで確定できるケースは少ないこと、運搬経費等の高騰による事業費増は年々増加傾向にあることから、提案の緩和措置は、事務処理が短縮され災害対応の迅速化に効果がある。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
61	B	地方に対する規制緩和	その他	海産物調整委員会の公選委員の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海産物調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海産物調整委員会は15人(公選委員:9人、知事選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあっては10人(公選委員:6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海産物調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人の海区委員で構成されている。公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。海産物調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推察できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議会議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも渡り、説明会の開催や投票のための資材(投票用紙や不在者投票関係書類など、通常の議会議員の選挙同様の資材約50種類)の準備など、多くの事務を限られた人員で行わなければならない、事務的負担が大きい。特に、説明会等の各種事務で沿海市町村に出向く際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。	制度の改正によって、補欠選挙に係る費用の縮減に資する。	漁業法92条、93条	農林水産省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県		北海道、茨城県、神奈川県、倉敷市、高松市、新居浜市、芦屋町、八代市	<p>○公選法における補欠選挙の要件よりも厳格にすべき理由があるのか不明だが、公選及び知事推薦(委任)により相当数の委員がいることを考えると、公選法と同様の取扱いで支障はないと考えられる。</p> <p>○本県においても、海産物調整委員会委員補欠選挙に係る事務については、短期間に限られた人員で準備する必要があり、事務的負担が大きい。当該補欠選挙の実施基準の緩和には賛同できる。実施基準の要件としては、公選法第113条第1項第6号の市町村議会議員の例(議員定数の1/6超)などが挙げられる。</p> <p>○当団体には複数の海区あり、1人の欠員で補欠選挙を行わなければならない現行制度においては、過去に1年に5回の補欠選挙を実施したこともあり、費用面等で負担となっている。他の選挙と同様に、欠員が定数の一定割合を超えるに至った時に補欠選挙を行うことが妥当と考えられる。また、現行では任期満了前2ヶ月以内に欠員が生じた場合は補欠選挙が実施されないこととなっているが、このことについても公職選挙法と均衡を図り、任期満了前6ヶ月以内から補欠選挙を行わないように改正されたい。</p> <p>○各種選挙において補欠選挙の要件が定められているが、その中でも海産物調整委員会の補欠選挙の要件が最も厳格である。漁業権等をはじめとする漁業調整に関する重要性を考慮しながらも、公選法と同程度への改正を検討いただき、各種議会議員選挙との均衡を図るようお願いしたい。なお、県選挙管理委員会のみならず、投票となれば市町村においても相当の事務的負担が生じることになるが、当県では、平成19年8月16日の補欠選挙において投票が行われており、その準備は、7月29日の参議院通常選挙と並行して行い大きな負担となった。</p> <p>○制度改正がされ、当選人の不足数と通じて2人以上などの改正が行われれば事務負担の緩和、選挙費用の縮減につながるもの、定数が15人(農林水産大臣が指定する海区にあっては10人)といった少数であることから、公選法の補欠選挙に係る条文を準用するのであれば、公選法第113条第1項第6号の定数の六分の一を超えるに至ったときとするのが適当であると考えられる。なお、緩和は要望する。</p> <p>○身体上の問題で委員会への出席が思うようにならず、委員の辞職の意向を持たれている漁業者委員がいる。ただ、自分ひとりのために補欠選挙が行われなければならないこと、関係者への負担をかけたくないという思いがあり、辞職が言い出せない状況があり、漁業者委員の心的負担もなっている。これを明確に欠員として扱い、補欠選挙をする必要がなければ、漁業者委員への心的負担も軽減される。高齢の方が立候補される現状がある中で、心的負担となるような制度は見直す必要があると考えられる。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
71	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	【支障事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の添付が必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書類(融資証明や残高証明書等)や通帳の写しの添付を求めている。 しかし、金融機関の証明書類等は、事業費が少額で事業実施に必要な資力に疑いのない場合であっても一律に添付する必要があり、申請者の負担(手数料負担等)となっている。 なお、許可申請に当たっては申請者から事前相談がある場合も多く、事前相談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について疑義がある場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の証明書類等を求めるのではなく、許可権者の裁量で「必要な資力及び信用があることを証する書面」を定めても適切な転用許可は可能と考える。	申請者にとって証明書類等の取得にかかる負担が軽減される。	農地法施行規則第30条第4号、第57条の2第2項第1号	農林水産省	新潟県		豊田市、豊明市、井原市	○農地転用許可申請を行うにあたっては「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」を、国の指導により申請者に添付を求めている。 市町村等が産業団地開発事業に伴い申請する場合にも添付を求められており、その書面は、造成工事の予算書の写しが必要とされている。 しかしながら、全体の計画が複数年度に渡る産業団地開発事業では、後年度分の予算書の添付が不可能であり、予算の議決まで農地転用許可申請を提出できない状況となる。 産業団地を開発し、企業誘致を進めるためには、時期を逃さないことが肝要であり、速やかな事業実施が不可欠であるにもかかわらず、手続き上の規制により支障が生じることが考えられる。 ○支障あり 転用者は個人から事業者、転用内容も多岐に渡り異なっていることから一律に添付書類を求めるのではなく弾力的な運用が必要と考える。 ○金額の大小に関わらず一律的な証明資料の添付が必要となっているため、申請者の負担が大きくなっている。申請内容に応じて、必要がある場合のみ提出を求めることで良いと考える。 ○適正な農地転用許可を実施するため、申請全件に資金証明書を添付するようH28.9.12付け農村第628号で通知しているところ。
82	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事業や不良債権化している事業者)の見直し	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事業や不良債権化している事業者)に限定すること。	「林業・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11日付け林野庁長官通知)」の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣が定める日(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめまで完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。 本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえ、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	現行上、9～10月に調査業務が集中してしまうので、限られた時間の中で効率的な調査を行わなければならない。制度が改正されれば、調査の必要性が高くないと判断される事業者については、調査時期を柔軟に移行させることができるようになる。については、調査業務の定期的な平準化が進み、調査の精度や効果が高められるので、当該貸付金に係る適正な管理に資するものとする。	林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15年6月11日林政企第15号 林野庁長官通知)	農林水産省	神奈川県、千葉県、大阪府		福井県、長野県、鳥取県、徳島県	○調査業務の時期を平準化させることで調査の精度が高まり、当該資金の適正な管理が図られると考える。 ○本県においても、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめまで完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定することで他事業者については調査時期を柔軟に移行させることができるようになり、効率的かつ適正な管理に資するものと考えられる。 ○借受者の状況は現地機関等との連携により随時情報共有が可能である。償還が滞っている事業者と違い、適切な償還を実施している借受者に対しても一律に調査を実施する必要性は感じられない。 ○現在、本県における調査対象は少ないため、期限内に調査を行うことができているが、今後、調査件数が多くなることも考えられるため、2か月間で全案件を調査することは、事業者との調整や職員の確保等から、日程的に負担が増すことが想定される。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
93	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 【支障】 補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したもので、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したもので、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。 いずれも、実施計画に記載する事業のみに使用するものであり、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)に該当しないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務へ負担が重くなっている。 以上のように、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。 また、平成29年の提案事項「地域での魅力再発見食育推進事業(本事業の前身)の見直し」にて「対象経費についてさらに拡大したい」との第1次回答があった。しかし、今年度事業にて必要な品目を協議したが、本事業に要する経費であっても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更はなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのか不明である。	対象外経費の明確化や運用の見直し等が図られることで、円滑な事業実施に繋がりが、当該交付金が利用しやすくなる。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱 食料産業・6次産業化交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町		北海道、青森県、石川県、長野県、山梨県、京都府、京都市、尼崎市、鳥取県、宇和島市、大分県	○当府においても、提案団体と同様の支障があり、補助対象経費等の考え方が細かく明記されることで、本交付金に係る事務の簡素化につながる。 ○補助対象経費の中で「申請できる経費」と「申請できない経費」が明確でなかったため、交付申請時の実施計画で予定した経費の多くが補助対象外(自己負担)となった。 ○当市においても、同様の支障事例が生じている。 計画書の段階で、調味料やラップ、キッチンペーパーといった消耗品は、対象外になるとの指摘があった。本事業でのみの使用が証明できないとの意図があるものと考えられるが、通常、調理実習や試食品作成においては、調味料やラップ、キッチンペーパー等は必ず必要な品目である。これらを委託先である食生活改善推進協議会に用意してもらうことは、協議会に大きな負担をかけることにもなる。 また、実施計画書において、今回、郷土料理の調理実習として使用する農産物や海産物は価格の変動幅が大きく、メニューもレシピ集から選択することになっており、食材費に関する単価設定は非常に困難である。 さらに、食材費に関しても相見積りによる業者選定をという指導内容であったが、実際は見積り段階とは金額が異なってくる可能性は大きい。 従って、対象経費の品目の拡大と、実施計画書の記載内容の簡素化を図ることで、交付金が利用しやすくなる。 ○【支障事例】 交付対象となる経費の内容について、明確な判断基準がないため、事務手続きが煩雑になり、事業の円滑な実施に支障をきたす事例がある。 (1)食材費 食材費については、実施要綱上、交付対象経費となっているが、運用上、汎用性がある調味料は原則交付対象外とされている。調味料の範囲が明確ではない上、事業実施のために購入した調味料をすべて使い切ったことが証明できる場合は交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。 (2)消耗品費 消耗品費も実施要綱上、対象経費となっているが、消耗品の範囲が明確ではなく、料理講習会などで必要となる割り箸、紙皿、キッチンペーパー、食器用洗剤などはすべて使い切ったことが証明できる場合のみ交付対象となるなど、交付対象、交付対象外の判断基準が明確ではない。 ○本県においても、提案団体と同様の支障が毎年生じているため、現行制度を見直してほしい。 また、他の事業に比べ、事務量・提出資料が膨大であることから、簡素化してほしい。 ○実施計画記載事業は、調理実習を複数回(10回予定)行う事業であり、衛生管理徹底のため、「ペーパータオル」「薬用せっけん」「漂白剤」等は本事業実施には必須消耗品と考えるが、「汎用性が高い」ということで対象外になった。その他の消耗品についても同様の理由でほぼ対象外となったが、要綱の別記2「交付対象経費」や「申請できない経費」からは読み取ることができず、また、「汎用性」の基準が不明であった。 ○【現行制度】 「地域での食育推進事業」(農水省)は、食料産業・6次産業化交付金のうち、第3次食育推進基本計画に掲げられた目標で、食文化の継承等の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援するものとしている。今年度から都道府県を通じての申請・交付となっており、本市としては、実施計画書を県に提出した段階である。 【支障】 計画書提出に際しては、調理実習の食材費や啓発物の印刷費等、補助対象経費に関し、県を通じて、事業の性質上から現実的に困難な計画修正に時間を要し、結果、事業実施期間が短くなった。 ○事業実施計画策定時に給食費日額を根拠に食材費を算出したところ、食材の内訳を記載するよう指示され、訂正した。 しかし、計画時に記入した食材はあくまで例示であり、実際に試作や調理講習等で使用する食材は計画と異なる場合がある(農林水産省でも、実績報告時には変更なくても構わないとしている。) また、食材は元々対象事業に使用するものとして必要量を調達している上、仮に余りが出たとしても、給食に提供できるほどの量はなく、販売することも不可能である。 以上のことから、計画策定時に食材の内訳を細かく確認するのではなく、給食費日額を根拠に食材費を算定する方法を認めるとともに、対象外となる経費については事前に明示すべきである。 ○補助対象外経費について 現行制度では当該事業のみで使用しているものにも関わらず、食材費の中でも調味料は「汎用性が高い」という理由で補助対象外となる。また、印刷費については使用枚数の詳細な記録を求められ、配布資料として使用したもの以外の計上は認められない。 「都道府県事業実施計画の協議」について 交付申請の前に、実施要綱別記2第5により、都道府県事業実施計画を農政局長に提出し、その内容の妥当性について協議を行うプロセスが追加された。交付決定までに同様の事業計画を繰り返し提出することになり、必要性が感じられないとともに実施主体への交付決定が遅れ、事業実施に支障が出るおそれがある。 間接補助について 県で事業を実施せず、県内市町村等が実施主体で事業申請した場合、間接補助となり、県で計画をとりまとめ、検査を実施する等の業務が発生するが、県が仲介する必要があるか疑問である。また、ソフト事業で事業額が小規模である割に検査・書類確認にかかる事務作業は他の国庫補助事業と同様に煩雑であり、市町村等が事業を申請する際の支障となる。 ○実施要綱上は、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)、と規定されているが、その経費がどのようなものが明確に示されたものはない。 本県でも調理体験を実施予定としている組織があるが、どの経費が申請できない経費にあたるか明確にしてくれなくては、積算が変わり、補助額が変わってくることになり、申請者並びに実施計画を確認する立場にある県においても判断に困る状況。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務への負担が重い。 本事業については、事業実施主体として行政機関から民間事業者まで幅広く網羅されているが、事業実施計画の段階で詳細な計画及び積算が必要となり、事業実施に不慣れた民間事業者では、事業参加が難しいと感じる。食育においては、民間事業者の活動が大きく貢献していることから、食育を推進していくためにも、民間事業者も取り組みやすいような事業設計や提出書類の検討が必要と考える。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
94	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	【現行規定】 農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。 【支障】 ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。 工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。 そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。 年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入されたい。	事業が長期化し年度が跨ぐことにより前年に引き続き事業実施の必要性がある場合など、年度当初から事業委託等行わなければならない場合に、交付決定前着工が可能となることで、円滑な事業継続が可能となり、効率的な事業執行が図られる。	土地改良事業関係補助金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町		青森県、福島県、ひたちなか市、長野県、静岡県、徳島県、大村市、熊本市	<p>○近年は本市が所管となる団体営土地改良事業の事業実施がないことから支障事例はない。本市内においては複数の県営土地改良事業(農地整備事業)を継続実施しており、全体事業期間(6～8年)から考慮すると計画的な工事進捗を行うために、交付前着工制度の導入が期待される。</p> <p>○ほ場整備事業においては、翌年度春の作付けを目指して事業実施しているところであるが、例年どおり5月の国の交付決定後の事業実施となった場合、冬期間まで面工事(基盤整地)を実施する工程となってしまう。当県は、冬期間、降雪等により作業作業休止となる日も多く、作業工事進捗の遅延等につながっており、早期の事業着手を図るため、交付決定前着工制度を導入された。</p> <p>○左記の支障事例によると、農林水産省所管の農業農村整備事業内に括られる事業のなかで、交付決定前着工制度があるものと無いものがあることになっている。新規実施地区において、交付決定が遅くなることで関係者より問合せを受けることがあったため、早期着手が実現できるよう、事業内で統一すべきである。</p> <p>○本県のほ場整備工事は作付に影響しない冬工事による施工が一般的であるが、積雪寒冷地であるため、田面の仕上げ工事は品質を確保する観点から、雪解け後の4月上旬から、代かきが始まる5月上旬までの限られた期間に施工せざるを得ない状況。現在は補正予算で仕上げ工事を施工しているが、補正予算の措置については不確実である。補正予算が措置されなかった場合は通常予算を繰越して施工することになり、通常予算の適正な執行の妨げになる。「交付決定前着工」の制度を取入れることにより、計画的で効率的な事業の遂行が図られると配慮される。</p> <p>○国の交付決定が5月にあり、その後すぐに工事の発注手続きを行っても契約が7月以降となることから、工事の進捗に支障が生じている。</p> <p>○本県におけるほ場整備事業について、特に県南部の早期米生産地帯では、稲刈り後(8月)速やかに着工し、翌年の耕作を開始する2月頃までに工事を完了する必要がある。このため、年度当初速やかに設計業務や換地業務に取りかかる必要があることから、交付決定前着工が可能となれば円滑な事業執行が可能となる。また、その他の土地改良事業においても、交付決定前着工が可能となれば、特に緊急性や必要性を要するものなどに臨機応変に対応できる。このため、農山漁村地域整備交付金等と同様に交付決定前着工の制度化が望まれる。</p> <p>○債務工事に伴う仮設道路等の借地料は年度跨ぎで連続的に発生するが、2か年目の補助金の交付が受けられるまでの間、補助事業による借地契約を一旦解除し、同日付けで県単独費で借地契約を結び、新年度補助金交付決定日後再度県単独費の契約を解除し、同日付けで補助事業による借地契約を結んでおり、非常に煩雑であり、県のみでなく地権者にも煩雑な作業を強制することになる。前年度末に交付前着工届を提出することで、補助金交付前に事業執行が可能となれば、期間延長により切れ目の無い借地が可能となる。</p>
95	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	本県では、農地集積・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書等として約120件(300枚)分を添付したため、大きな作業負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をすよう求める。	添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農林水産省	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町		福島県、栃木県、静岡県、徳島県、愛媛県、高知県、熊本市	<p>○農地耕作条件改善事業交付金のH29年度実績報告においては、契約書添付実績は3件6枚となっている。 本提案により、これらの事務負担の軽減につながるものである。</p> <p>○本県においては、左記の農地集積のための用地買収事業への農地耕作条件改善事業の適用例はないが、国への実績報告書には工事及び契約書の写し、検査調書などを添付することになり、業務量が他事業と比較し多大となる。このため、他事業と同様に書類の簡素化をお願いしたい。</p> <p>○添付資料の簡素化により、地方公共団体が交付対象事業者となる場合の実績報告に係る負担が減少し、事務の効率化を図ることができる。</p> <p>○本県では、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書や出役簿等の写しを約500枚添付したため、大きな作業負担となった。</p> <p>同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写し等の提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をすよう求める。</p> <p>○市町村や土地改良区等団体の執行する事業については、平成28年度まで国から直接交付されていたため、国としては事業実施の確認のため工事契約書の写しを求めたのも領けるが、現在は間接補助として、県を経由して事務処理されており、県が十分地元団体を指導し、実績の確認を行うことで、国への実績報告書については工事請負調書の添付で了解していただきたい。 各工事の契約書の写しを添付する作業は多大な労力と紙が必要となる上、郵送に際し重量が増すため費用も増大する。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
102	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	【支障事例】 農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	手続きに要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上するとともに、都道府県の事務負担が軽減される。	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農林水産省	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村		岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、秩父市、長野県、鳥田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。</p> <p>そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。</p> <p>本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いし、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。</p> <p>なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。</p> <p>○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。</p> <p>このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。</p> <p>○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮が必要と思われる。</p> <p>○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。</p> <p>○農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。</p> <p>現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>○権利移転の期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。</p> <p>契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。</p> <p>○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4か年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続き期間短縮などの制度改正が必要。</p> <p>縦覧中に意見書が提出された事例無し。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながると考えている。</p> <p>なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</p> <p>○事務手続きに長期間を要する要因となっている。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整を行っていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業の実施にあたっては、県段階での事務手続(審査・2週間の縦覧・認可公告)のみでも約1ヶ月かかっており、このほか農業委員会、市町村及び機構でも煩雑な事務処理が必要となっている。</p> <p>このため、機構による農地の借入れから農業者への貸付けまでには約3ヶ月の期間を要しており、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく権利設定より長期であるため、営農活動に影響が出る等の声が現場から寄せられている。加えて、県・機構・市町村等の事務負担が過大であり、人員不足の声も上がっているほか、農地中間管理事業の推進に向けた前向きな施策遂行に支障を来している。</p> <p>なお、農地中間管理事業の制度開始以後、縦覧中に意見が寄せられた例はない。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
103	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	<p>①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続きについて、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。</p> <p>②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続きを経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。</p>	<p>【制度概要】</p> <p>①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。</p> <p>②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業)</p> <p>当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。</p> <p>一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地」については、</p> <p>1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し</p> <p>2)農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で</p> <p>3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て</p> <p>4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。</p> <p>②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続きや、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。</p>	<p>契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資する。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第87条の3及び附則第4条 土地改良法施行令第50条の10 平成29年9月1日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡</p>	<p>農林水産省</p>	<p>秋田県、青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市</p>	<p>岩手県、福島県、いわき市、ひたちなか市、群馬県、秩父市、新発田市、石川県、長野県、島田市、春日井市、鳥取県、広島県、徳島県、香川県、高松市</p>	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続に長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○①本県においても、期間延長の手續きに生じる事務負担は、将来的に大きくなると予想される。</p> <p>○②本県においては、当該事例は、案件がそれほど発生していない。しかし、機構関連事業を推進していく上では、今後の事務負担の増大につながると予想される。</p> <p>○農業者だけでなく、市町村や農業委員会での事務負担の大きさが、本制度の活用を推進する上での阻害要因となっており、更新事務もその一つである。</p> <p>機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要と考えられる。</p> <p>○集積計画の撤回及び新たな集積計画の同時公告は、利害関係者や自治体の事務負担が大きい。</p> <p>○同様の支障事例・課題が発生しており、制度改正は必要と考える。</p> <p>この例にとどまらず、今後大量の契約更新事務が想定される中、契約更新手続きの簡素化は喫緊の課題である。「基盤法」の例外として、農地所有者と借受者が同一条件の下に更新する場合は、法定更新を認めるよう制度改正を望む。</p> <p>○本市においては、農地中間管理事業の契約期間満了の事例が現時点では無い。契約期間延長に関する具体例はないが、家族間の農地の所有権移動(生前一括贈与、相続等)により、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の必要となり、大きな事務負担となった。高齢な農地所有者も多く、農地中間管理事業においては貸借期間を10年以上で設定している案件が多いため、今後も貸借契約中に家族間で農地の所有権が変わる案件は多数出てくることと予想されるため、再設定の際の事務の簡略化は大きな事務負担の軽減になる。</p> <p>○①契約期間延長の事務負担は大きい。農業経営基盤強化促進法による貸借でも同様である。契約期間延長に加え、通常の新規契約も含めて事務処理を行っているが、これらを別処理にするとデータ処理も別に行わなければならない、かえって事務処理が煩雑になる。</p> <p>○今までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手續きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>○契約期間延長に係る手続きの簡素化により、現在利用している農家や機構、市町村の事務負担が大幅に軽減され、改正土地改良法による機構関連基盤整備事業の円滑な推進が図られる上、農地中間管理事業そのものの継続的な実施に資するので必要である。</p> <p>○本県でも、中間管理事業の貸借件数の増加に加え、新たに創設された農地中間管理機構関連基盤整備事業への対応など、年々事務が増加し、機構や市町村の事務的負担が大きくなってきており、将来的に更に大きくなることが予想される。</p> <p>こうした中、農用地利用配分計画の契約期間延長や改正土地改良法施行前に借り入れた農地に係る手続きの緩和については、機構や市町村だけでなく、農業者の事務負担の軽減の観点からも必要であると考えており、本県においても要望する。</p> <p>○これまでに、支障事例は発生していないが、本県機構が中間保有している農地(約25,000筆)を含めた地区での基盤整備の要望があった場合、同様の支障事例が起きることが予想される。</p> <p>○今後、通常の貸借契約に係る手續きに加え、契約期間の延長手續まで行うことは、農家や関係機関の事務的負担の大幅な増加につながるから、さらなる担い手への農地集積を推進するためには、延長手續きの簡素化や縦覧期間の見直しも含め、一連の事務処理の簡素化を図る必要があると考えている。</p> <p>○平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大である。今後、通常の新規契約に加え、契約期間延長の手續きも追加され、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する膨大な事務が発生し、市町村及び機構の事務的負担が大きくなることが予想される。</p> <p>○本県においても、改正土地改良法に基づく機構関連基盤整備事業を実施する際、利用権設定の延長のために集積計画・配分計画の再作成が必要であり、将来的に関係機関の事務負担が膨大になることが予想される。</p>	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
116	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における農地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整い、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。	農地中間管理事業における一連の処理時間を短縮し、農地中間管理機構を活用した農地の円滑かつ迅速な賃貸借を進めることで、本県の農業政策の一つである農地集積等による担い手の経営基盤強化を図ることが可能となる。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農林水産省	群馬県、福島県、栃木県、新潟県		岩手県、秋田県、埼玉県、長野県、静岡県、島田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市、熊本県、九州地方知事会	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。</p> <p>2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。</p> <p>○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人と農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。</p> <p>このため、目的である農地の集積の加速化には効果を発揮しきれていない。事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。</p> <p>○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには簡素化が必要と思われる。</p> <p>○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の必要となり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。</p> <p>担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。</p> <p>なお、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>○権利移転の最短期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。</p> <p>契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係者からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。</p> <p>○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4カ年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続き期間短縮などの制度改正が必要。</p> <p>縦覧中に意見書が提出された事例無し。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。</p> <p>なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</p> <p>○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
117	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	H30年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられていて、「需要拡大メニュー」に取り組みにくい状況となっている。 県内においては、これまで、国における実証等を踏まえた花きの日持性など強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実情に合っていない。 また、「需要拡大メニュー」と「生産・供給体制の強化メニュー」の補助金額は同額とされたことで、実施する事業の見直しを余儀なくされた。 本件については、群馬県園芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されているところ。	事業要件を見直すことで、国産花き振興のために必要な需要を喚起することができ、県産花きの振興、ひいては、花き生産、流通、小売店など一連の産業の発展を可能とし、地方創生の実現に資する。	花きの振興に関する法律 地域活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業公募要領	農林水産省	群馬県、福島県、新潟県		神奈川県、富山県、京都府、徳島県、高知県	○事業要件の唐突な変更により、県協議会事業を大幅に見直すこととなった。本事業は今年度が最終年度となるが、次年度以降の後継事業については、本業界の課題である需要拡大に必要な予算が投入できるよう、補助金額の配分割合について、配慮を願いたい。 ○H30年度事業の公募要領において、「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」等の実証にかかる事業費が総事業費の1/2以上であることが必要となったため、本県においても「国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化」の実証規模に合わせて、消費拡大につながる取り組みが前年に比べ縮小することとなった。 ○急な事業要件の変更により、事業計画の全面的な再検討が迫られ、需要拡大メニューの規模縮小をせざるを得ないことになったほか、需要拡大に携わる関係者の意欲が減退するなど、大きな混乱が生じた。 ○「生産・供給体制の強化メニュー」は、産地の生産課題に対応した取組に活用できることから、有意義なメニューと考えている。 しかしながら、「生産・共有体制の強化メニュー」で実施する実証事業等に必要な備品類は長期使用が可能であるなど、「需要拡大メニュー」と比較して経費に差が生じることも想定され、2つのメニューを同規模で実施していくためには、いずれかの事業規模を見直す必要がある。 それぞれのメニューにおいて、必要な規模での実施が可能になるよう、事業要件の見直しが必要である。 ○「需要拡大メニュー」の補助金額が、「生産・供給体制の強化メニュー」と「花き関係者への連携支援メニュー」の合計金額以下とされたことで、需要拡大メニューの内容及び実施回数等について、大幅な見直しと調整を実施せざるを得ず、関係団体から要件の緩和について要望が出されている。 本県は消費県であり、需要拡大メニューに取り組むことで、新たな需要創出や県民への需要喚起に資する。 ○H30年度の事業公募において、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は、同額の「生産・供給体制の強化メニュー」を実施することが条件として付加された。 本県の花き振興を図るためには、「需要拡大メニュー」の実施が必要となるが、こうした条件を付加されたことにより、事業の変更を余儀なくされ、本年度の公募を見送ることとなった。 地域の実情に合った事業が実施できるよう、採択要件を緩和してほしい。
119	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティプラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分にあたっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府令第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(環境省平成20年5月15日付け環企発第080515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県		那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。 当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未経過であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改革を要望する。 ○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農集と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。 本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施)、新市建設計画への記載が「不十分等の理由で認められませんでした」。 現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。 また、農集と公共の統合のように、目的は異なっていても、同様の手段を以て目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄(補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。 ○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。 ○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水某地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改革を要望します。 ○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
122	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)については、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)については、工事が長期に及ぶケースが多い中、周辺の道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟な対応ができないのが実情である。本県の県南内陸部における複数のIC周辺農地は、当該農地への直接的な工事は行われていない線的整備事業の受益地に含まれているが、後継者不在等のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいる農地や、農業を継続するよりも地理的優位性を生かして産業用地として活用した方が地域住民の生活をより豊かにすると市町村が判断する農地が存在する。このような場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に苦慮している。	受益地の変更が可能になり産業用地が創出される場合には、下記の効果が期待される。また、受益地の変更の要件が明確になることにより、新たな土地利用の検討がしやすくなる。 ①企業の生産性向上、安全・安心な生活環境の確保 ・高規格幹線道路等の道路のストック効果を最大限活用することにより、企業の時間やコストの削減 ・交通事故防止、交通渋滞の緩和、騒音や排気ガス抑制による生活環境改善 ②持続的発展の流れの創出 ・産業振興による成果を農業振興等に還元し、持続的発展に向けた好循環を創出 ③環境保全の推進や無秩序・無制限な開発の防止 ・インターチェンジや既存産業団地の周辺等への戦略的な産業集積により、山林開発や虫食いのない優良農地の開発等を防止 ④企業ニーズへのスピーディーな対応、新たな雇用創出 ・企業ニーズに対してタイムリーかつ適切なペースでの産業用地の提供が可能 ・雇用創出により若者の転出の抑制、還流の促進、農村集落の活性化	土地改良法	農林水産省	岡山県		仙台市、熊本市	〇本市においては、提案における支障事例はない。しかしながら、継続事業が長期に及ぶケースにおいて、社会情勢等の変化により都市計画上の施設整備計画等がでなくなることも想定され、受益地の変更要件(要件、補助金返還ルール等)が示されることが望まれる。 〇本市南部の駅徒歩圏に位置する農地は、国営かんがい排水事業(国営施設応急対策事業)の受益地に設定されているが、地元では、周辺に不足する生活利便施設や福祉施設の立地を前提に市街化区域の編入について調整していた地区があり、事業受益地からの除外の上、市街化区域編入に向けた調整を行う必要がある。 (事業実施について、地権者同意なしに行われている為、地元でも事業が実施されていたことを把握しておらず、都市計画部門との調整が整った後に、事業が実施中と判明)市街化区域編入のため、事業主体に事業受益地からの地区除外について相談しても、具体的な手順や基準、申出の時期等を具体的に提示されず、地元としても対応に苦慮している状況。 事業が完了すれば、以後8年は農振除外でもなくなるため、事業実施中に対応する必要があるため、早期にその手立てを明示の上、対応に応じていただく必要がある。
154	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。 また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	4月中の事業着手(起工)が可能となり、早期発注が可能となるので、繰越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	内閣府、農林水産省	長野県		旭川市、宮城県、ひたちなか市、栃木県、川崎市、新潟県、石川県、山梨県、静岡県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県	〇当県でも同様の状況。積雪期に入る12月上旬には、工事が困難となることから、できるだけ早く工事が着手出来れば、繰越工事の縮減につながるものと期待できる。また、早期発注により発注時期の平準化を図ることが可能となり、現場作業員の手配や建設資材の確保についても、有利になるものと考えられる。交付決定前着手が可能で農山漁村地域整備交付金では、H30年度の状況では、交付決定前着手の国への届け出が4/20で、実際の工事発注は5月中旬から行っている。 〇本県の山林部においても、冬季は積雪により工事が制限されるため、早期発注が可能となるよう、現行制度を見直してほしい。 〇地方創生関係交付金は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきと考える。 〇地方創生道整備推進交付金については交付決定後の着手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合、交付決定は6月上旬であったが、工事着手は7月下旬以降となっている状況である。本県山間部においても、積雪により冬季の施工は困難であり、早期発注、早期完成(効果発現)のためにも、交付決定前着手制度の創設をお願いしたい。 〇本市においては、昨年度途中で推進交付金の交付申請を行い、交付決定を受けた事業があったが、交付申請後すぐに事業着手(事業用資産の購入)が出来る体制が整っていたものの、交付決定を待ってからの着手となったため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなった経緯がある。事業によっては、早期着手することによって、より高い事業効果が得られるケースもあると思われるため、提案に賛同する。 〇地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け、交付担当省庁に交付申請書を提出することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月下旬から6月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山間部においても、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、早期発注、早期の工事着手が可能になれば、繰越工事の縮減や発注の平準化にも繋がることから、農山漁村地域整備交付金同様、交付金交付決定前の着手が可能となるように認めていただきたい。 〇仮に4月中の事業着手が可能となれば、早期発注による繰越工事の縮減や発注の平準化につながる。また、林道事業を例に挙げると、主伐・間伐による木材搬出作業が、秋期から冬期にかけて本格化するため、林道の開設に合わせた計画的かつ効率的な森林施業が可能となり、林業の成長産業化を通じた中山間地域の活性化や地方創生につながるものと考えられる。 〇当県も平成28年度地方創生道整備推進交付金の林道事業において、国から県への交付決定時期が9月となったため、市町村において工事着手時期が10月以降にずれ込んだ。その結果、複数件の繰り越しとなり、同様なことが県営事業でも起きている。平成29年度以降は6月の交付決定となっているが、事業量によっては年度内完成が難しくなっており、早期発注早期施工を目指すためにも指令前着手制度の規定を設けるよう要望する。 〇新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年度当初から実施するためには別事業を予算措置し、委託契約を別々に行うなど事業実施に支障がある状況である。 〇本県においても、林道事業を必要としている山岳地域では、工事実施にあたって、積雪により工事実施が困難となり、繰越工事が発生している状況にある。 農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただくと、早期発注、早期の工事着手が可能となり、繰越工事の縮減につながるため、本県においても同様の対応を求めたい。 〇地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月上旬)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月上旬)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年5月中旬であるため、県、市町村における工事着手は7月上旬以降となっている。交付金交付決定前の着手は、標準工期を踏まえた早期の工事着手と、繰越工事の縮減につながる。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞			
	区分	分野									団体名	支障事例		
181	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のおお知事承認を要することとする。	【制度概要】 農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これらを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受ける必要がある。(法第22条) (委託が禁止される業務) 1 農用地利用配分計画の決定 2 農地中間管理権の取得の決定 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成 【支障事例】 (1)突発事案への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続きには最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水路の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れることで被害が拡大する恐れがある。 (2)事務負担の増大 国・県の一体的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	本件提案の実現により、下記の効果が見込まれる。 (1)突発事案への迅速な対応 風水害等に伴う突発的な水路の補修などを迅速に行うことが可能となるため、借受農地や周辺農地における被害を最小限に抑えることができる。これにより借受農地の良好な営農環境の維持が図られ、借り手の借受意欲向上につながる。 (2)事務負担の軽減 申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が減少するため、行政の効率化が図られる。 (参考)過年度委託実績 平成29年度・・・5回(草刈り:4回、チラシ印刷:1回) 平成28年度・・・1回(チラシ印刷:1回)	・農地中間管理事業の推進に関する法律第22条 ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農林水産省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県			福島県、長野県、香川県	○農地中間管理機構が行う単純な業務の委託については、本県においても、平成29年度、下記のとおり実績であり、申請・承認に係る事務(書類作成・審査)も負担となっている。今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務が増加することが予想され、業務の効率化を図る上で、本県においても、単純な業務の委託に係る知事承認の廃止を要望する。 (参考)平成29年度委託実績 縦覧期間中の作業委託・・・13回 草刈り・耕起作業委託・・・8回 市町への事務委託・・・1回
219	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならぬため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	熊本市	【別紙】補助計画書の改善点(農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化).xlsx	ひたちなか市、福井市、豊田市、京都市、岡山市、愛媛県、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していかなければならない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求められる中で申請書作成作業となるため、様式の簡素化及び数値を入力する際の取決めの見直しは、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○実施設計が出来ていない段階で繰越額を確定する必要があり、その調整に苦慮しています。また、実施設計書作成時、及び入札実施時に軽微変更申請する必要があります。手続的には簡素な手続きではありますが、災害件数が多いと煩雑な作業となり、時間を要しております。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事雑費及び事務雑費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとする事で事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出に差異が生じる場合は、差金で調整している。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
227	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農地中間管理事業における各種事務簡素化	<p>(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止</p> <p>【現行制度】</p> <p>農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨を公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項)</p> <p>【支障事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務手続きに長期を要する。(機構による借入れから借り手への貸付けまで約4か月要している)</li> <li>都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。</li> <li>手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。</li> </ul>	<p>【制度改正による効果】</p> <p>(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きに要する期間の短縮</li> <li>・都道府県や市町村の事務負担軽減</li> <li>・農地中間管理事業の利用促進</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、機構法附則第2条の規定に基づく施行後5年後(平成31年3月)を目途に見直すこととしており、左記課題についても認識していると思われる。</li> <li>・同様に農地賃借が可能となる農業経営基盤強化促進法と比較しても、効率的に農地集積できる点や、公的機関が介在することにより安心かつ長期的な営農環境を整備できる点において優位性がある。</li> </ul> <p>(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止</p> <p>※栃木県において過年度の縦覧実績は0人(H26年度(事業開始時)～H29年度)</p> <p>(2)農用地利用配分計画の知事認可廃止</p> <p>※栃木県において過年度の不認可決定は0件</p> <p>また「転賃先として不適切と思われる者を借受人として」など、機構法に定める認可要件を満たさないような重大な計画不備は見られなかった。</p>	<p>・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条</p>	農林水産省	栃木県、新潟県		<p>福島県、群馬県、埼玉県、新潟県、静岡県、山梨県、徳島県、高知県、熊本県、大村市、沖縄県</p> <p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○(1)、(2)農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。</p> <p>そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。</p> <p>本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが望ましい、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。</p> <p>なお、市町村農業委員会が農地配分計画を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考える。</p> <p>○基盤法では、市町村の公告により所有者から耕作者への貸付が確定するが、農地中間管理事業では、市町村の公告で所有者から機構への貸付が確定し、県の公告で農地中間管理機構(以下「機構」)から耕作者への貸付が確定するという流れになっている。こうした流れが、農業者に手続きが煩雑で時間がかかるといった印象を与え、かつ、農用地利用状況報告の面倒さともあいまって、農地中間管理事業の活用を敬遠させてしまう一因となっている。</p> <p>人為的なミスによって、県公告が遅延することで、機構集積協力金の要件を欠くという事態も起こりうる。</p> <p>知事認可の縦覧廃止だけでは、本事業の敬遠は解消しないと思われるため、基盤法と同様、市町村の認可公告のみで転賃まで完了するしくみが必要と考える。</p> <p>機構への貸付面積が増加しない、または、面的なまとまりを欠くような状態だと、機構が持つ農地の再配分機能も十分に発揮できない。農地中間管理事業の推進に関する法律の目的を実現するためには、本提案が求める措置が必要である</p> <p>○(1)農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法等による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。</p> <p>(2)配分計画を定めるにあたって、貸したい人と機構の間では市町村が手続きを行い、機構と借りたい人との間では機構が手続きを行うこととなり、市町村と機構とでスケジュールや内容について連絡調整などに手間がかかっていると考えられることから、円滑に取り組むためには、市町村にワンストップ窓口を設置し手続きの簡素化を図ることが望ましい。</p> <p>○事務手続きが煩雑であるので簡素化を要望するとともに、担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。</p> <p>○(1)、(2)本県でも提案内容と同じ支障事例あり。</p> <p>現行制度では、ある程度転賃先が決まっている案件でも県による配分計画の縦覧を経た後に認可する必要があるため、転賃後に栽培される品目によってはその栽培の過期を逃す。</p> <p>【制度改正にかかる課題】</p> <p>縦覧期間を廃止した場合、計画認可後の利害関係人からの申し出に対するマニュアルなど利害調整の仕組みを明確にする必要がある。</p> <p>○事務手続きに長期を要する</p> <p>都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。</p> <p>手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているが、配分計画を市町村公告とすることは、都道府県の事務負担を軽減し、市町村への事務負担を軽減するものであり、この提案は認められない。</p> <p>○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理法は約4か月を要する。</p> <p>契約時及び契約内容変更時の手続が農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、(1)の農用地利用配分計画の縦覧廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>基本方針の策定や事業規程の認可を行う県において、農用地利用配分計画がその内容に沿ったものになっているかを確認し、適正化を担保するという事業の趣旨に鑑み、(2)の農用地利用配分計画の知事認可の廃止については、事業の根幹に係る部分の改正となることから、慎重な判断が必要と考える。</p> <p>○提案と同様の支障事例が本県でも発生(約25,000筆分(4年累計)の認可公告事務が発生)していることから、事務の簡素化と手続期間短縮などの制度改正が必要。</p> <p>縦覧中に意見書が提出された事例無し。</p> <p>市町村の事務負担増にならないような改善が必要。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考える。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。</p> <p>なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</p> <p>○農地中間管理事業による農地賃借は、農地集積から農地配分まで8週間程度期間を要することから、権利設定を急いでいる農業者からは敬遠される傾向にある。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村が配分計画を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p> <p>○本県においても平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もなく、農地の借受者の利便性を図るためにも、提案に賛同する。</p>	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
284	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農用地の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や営農に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考ええる。なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	縦覧の廃止によって利用権設定までの期間が2週間程度短縮されることで、農業者などの適切な営農に資するとともに、農地中間管理事業の利用向上が期待される。	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	岩手県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、鳥田市、春日井市、広島県、徳島県、香川県、高松市、高知県、大村市	<p>○農地中間管理事業は作成する書類も多く、事務が煩雑であり、貸付手続きに長期間を要するため、借受人に敬遠されがちであり、他の貸付制度からの移行がなかなか進まない。</p> <p>○農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤法に基づく市町村長の利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週間を要している。</p> <p>そのため、担い手農家からは、農地法、基盤強化法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整い、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に、事務の迅速化を図ってきたところであるが、更なる迅速化のために、農用地利用配分計画の縦覧を廃止又は縦覧期間を短縮したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。なお、市町村農業委員会が農地配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき利害関係者から意見が提出されることは、実態としてなく、農用地利用配分計画の縦覧の必要性は低いと考ええる。</p> <p>○当県においても、農地中間管理事業を活用し担い手が賃借権等を設定するまで、約1ヶ月半の事務手続き期間を要し、特に農業期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。2週間の縦覧期間が廃止となることにより、契約に要する期間が短縮されることから、利用者の利便性が向上すると考えられる。</p> <p>○農地中間管理事業を行うには、①農地を貸したい人と農地中間管理機構とで基盤強化法による手続き、②機構と農地を借りたい人とで農地中間管理法による手続きの2つの手続きが必要となり、多くの手間と時間を要している。</p> <p>このため、目的である農地の集積の加速化には効果を見出しきれない、事業を通じた担い手への農地集積を進めるため、手続きを簡素化し、担い手への権利設定等に要する期間の短縮化を図ることが望ましい。</p> <p>○担い手へ早期に農地の賃借権等の設定を行うためには縦覧の廃止または期間短縮は必要と思われる。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑である。</p> <p>また、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはないため縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考ええる。</p> <p>○農地中間管理事業については、事務手続きの煩雑さが自治体の負担増及び事業推進の妨げとなっているため、手続きの簡素化を図るべきである。</p> <p>○権利移転の手続期間の目安として、農業経営基盤強化促進法が約2か月なのに対し、農地中間管理事業法は約4か月を要する。</p> <p>契約時及び契約内容変更時の手続きが農業者等にとって煩雑であり、係る事務負担が農業委員会及び市役所窓口で生じている。</p> <p>○農地中間管理事業における農用地利用配分計画の公告や縦覧については、事務が煩雑で多くの時間と労力を要しており、農業者にとっても活用の妨げとなっていることから、事業をより一層推進していく上で、本県においても、農地中間管理事業における農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止を要望する。(なお、本県においても、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。)</p> <p>○配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もなく、制度の見直しが必要である。</p> <p>○農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による賃借権の設定の場合、農地利用集積計画に基づく農地中間管理機構による中間管理権の設定、農用地利用配分計画に基づく担い手への賃借権の設定が必要となっている。</p> <p>そのため、農地法又は農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定と比べ、手続きが煩雑であることや手続きに要する期間が長いことから、事業の円滑な活用を妨げる一因となっていると考ええる。</p> <p>今後、農地中間管理事業を活用した担い手への農用地の集積を円滑に推進するためには手続きの簡素化が必要であり、農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧期間(2週間)が短縮又は廃止されれば事業の利用向上につながるかと考えている。</p> <p>なお、これまでに縦覧期間中に利害関係者からの意見書が提出されたことはない。</p> <p>○事務手続きに長期間を要する要因となっている。</p> <p>○本県では、農地中間管理事業による貸付の手続きは、農地法や基盤法に比べて3週間程度長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。</p> <p>市町村が配分計画案を作成する段階から、機構、農業委員会や利害関係者と十分な調整をしていることから、平成26年度以来、配分計画の縦覧において意見書の提出は一度もない。</p>
285	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、当該債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することを可能とし、都道府県の債権回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービサーへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することができない。弁護士等へ管理及び回収業務を依頼することも選択肢としては考えられるが、サービサーの場合に比べて費用が大幅に嵩む傾向があり選択が躊躇われるため、結果として円滑な債権回収に支障を来している。については、都道府県の債権回収の円滑化を図るため、当該債権を債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号の例に準じて特定金銭債権へ追加することを求める。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することが可能となれば、都道府県の債権回収の一層の円滑化が図られる。(就農支援資金の例では、国の債権回収の円滑化も同時に図られる)	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 就農支援資金制度(青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)	法務省、農林水産省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	<p>○当県の青年農業者等育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や専任の職員の配置が困難であることから、特に未収金の回収に苦慮している。そのため、制度改正により、債権回収業務をサービサーへ依頼をすることができれば、より効率的な未収債権の回収が図られると思われる。</p> <p>○当県においても、就農支援資金について多額の未収金が発生している状況にある。このため弁護士への依頼を検討しているが、多額の費用が発生することから、県農業公社の職員が債権管理に当たっている。</p> <p>○本県においても、農業振興公社を経由した就農支援資金の貸付残高が430.3現在で23件14,653千円あり、うち12件7,146千円については、債務者から公社への返済が遅滞している。今後、公社から県への償還に支障が生じる可能性がある。</p>

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
311	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	補助金申請に添付する補助計画書の様式の簡素化及び数値を入力する際の取り決めの見直しを行うことにより、補助金申請事務の迅速化・行政事務の効率化が図れることから、住民サービスの向上に繋がる。	○農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農林水産省	指定都市市長会	【別紙】補助計画書の改善点(農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化).xlsx	ひたちなか市、豊田市、愛媛県、北九州市、大村市、宮崎市	○当地域は大地震の発生が想定されていることや、近年のゲリラ豪雨により農地等災害が増加している。職員数が減少する中、大災害時には多数の案件を実施していかなければならない。迅速な災害復旧のため、補助金申請事務の簡素化を要望する。 ○災害復旧事業を実施する場合、被害の状況によっては一刻も早く復旧を求められる中で、事務の効率化と一刻も早い復旧を図ることが可能となるため必要である。 ○①補助計画書は、補助対象外経費の工事雑費及び事務雑費も記載しているが、補助対象経費の工事費のみとすることで事務の簡素化が図れる。 ②現在も、複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出している。なお、総事業費と年度毎の事業費算出計に差異が生じる場合は、差金で調整している。

経済産業省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
4	B 地方に対する規制緩和	産業振興	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。 【制度改正の必要性】 経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようにすること。また中小企業者等が複数の窓口へ申請事務を行う負担を軽減すること。加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。 【具体的な支障事例】 融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。	経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになるとともに、保証審査を行う信用保証協会へのワンストップの申請が可能となり、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られる。	中小企業信用保険法第2条	経済産業省	川口市		石岡市、北本市、川崎市、厚木市、綾瀬市、福井市、春日井市、寝屋川市、出雲市、熊本市、宮崎市	○本市の申請件数は多くないものの、利便性の向上の視点から言えば、支障事例に記載のとおりであると考えており、申請件数の多寡にかかわらず、ワンストップにすべきであると考えられる。 ○本市においては、平成21年度の認定件数は1,000件を超え、従来の認定担当者みでの対応が困難であった。現在では、認定件数は減少したものの中小企業者等の負担はあり、市町村への認定のための提出書類と信用保証協会への保証依頼時の提出書類に一部重複するものもあることから、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるよう制度改正を行うことが必要であると考えられる。 ○制度の性質上、申請者である中小企業者等から迅速な対応を求められるが、本市の認定事務(書類の精査及び市長印の押印)は事務決裁規定に基づいて行われるため、最低2日を要する。また、現在は認定業種が少なく申請件数は年20件程度ではあるが、申請が多い年(平成20年度544件・平成21年度の678件等)があると、市町村の事務負担が膨大になり、他の業務にまで支障をきたすほか、経営の安定に支障を生じている中小企業者等への迅速な対応ができなくなってしまう。保証審査を行う信用保証協会へ申請者が直接申請することができれば、申請者も市町村も時間的・事務的負担を減らすことができる。 ○市の認定を受けるための申請事務が中小企業にとって負担となり、迅速な手続きを妨げている。また、市の認定を受けても融資を受けられない事業もあつた。保証審査を行う信用保証協会がワンストップ受付をすることで、融資の可否も含めて迅速に判断することができるようになる。 ○認定事務を市町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市町村負担となっている点も問題である。 ○事業者又はその代理人が申請を行う際、「営んでいる業がセーフティネットの指定業種に該当するかどうか」や「どの様式で申請すればよいか」等の問い合わせが多く、申請件数は多くないものの事務的負担が生じている。また、認定書の有効期限を1か月としているが、「期限が切れたので再申請したい」という問い合わせも年に数回あり、認定書を取得してもその他手続きに時間を要するためか、事業者の負担となっていると思われる。 ○認定申請自体も委任状による金融機関職員からの申請が多いこともあり、信用保証協会で行うことでワンストップで行える利便性は高い。地震等の災害発生時などの緊急性を要する第2条5項4号の認定においても、現状では事業者は市町村での認定手続き後に保証協会へ審査申込となり、迅速な審査等手続きがされているとは言い難い。 ○短期間でセーフティネット認定に至らなければならず、事務的負担が大きい。また、市を経由して保証協会に到達することにより、時間的デメリットが大きく、即日融資を求めている申込者の意向に沿えない。 ○セーフティネット保証制度を特定中小企業者等が受ける際、市町村長等に特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を受けなければならず、現状として、特定中小企業者等にとって事務負担は大きい。保証審査を行う信用保証協会が申請を受け付けることで、経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになるとともに、中小企業者等の事務負担軽減が図られる。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担軽減が図られるため、制度改正の必要性はある。 ○本市での認定事務は年間5～6件であり事務負担の割合は少ないものの、中には時間的に余裕がない案件もあり至急で処理を行っているが、信用保証協会でのワンストップ対応であれば迅速な対応が可能と思われる。 ○信用保証協会がワンストップで申請を受け付けることで企業の負担を軽減することが図れる。 ○中小企業者にとって、特に自然災害の際融資はライフラインであるが、短期間に多数の4号認定申請が集中することとなり、現在の二窓口体制では迅速な融資実行に支障が出ている。6号認定(取引金融機関破綻)についても同様。 ○提案団体と同様に、融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。また、認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。
58	B 地方に対する規制緩和	産業振興	高度化資金貸付金の連約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の連約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県事務負担軽減を図られることを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤機構(以下、「機構」という。)への連約金支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県事務負担軽減を図られることを求める。 【制度改正の必要性】 連約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。 【具体的な支障事例】 不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。	不要な事務の義務付けの廃止により、事務処理期間の短縮及び都道府県事務負担軽減が図られる。	中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成29年5月(独法)中小企業基盤整備機構高度化事業部)	経済産業省	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県		石岡市、富山県	○連約金支払い手続きが簡素化されるので、本県としても賛同する。
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条例の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各産業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。		中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があつた場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。 暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
81	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。 電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。 なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県			青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、さいたま市、川越市、千葉県、船橋市、柏市、横浜市、富山県、福井県、山梨県、京都府、大阪府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州府、大分県、宮崎市	○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、銘板等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必須となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考える。 ○PCB汚染物のうち塗膜くずに関しては、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCBに汚染されていないこと」がPCB非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、国から塗膜に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき塗料の年代や使用構造物、分析方法が定められていないため、塗膜の剥離工事のみならず施設や設備の撤去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗膜くずと同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分せざるをえない。PCB汚染物においては高濃度PCBが検出された事例もあると聞くので、所管部局が速やかに調査・工事を行うよう早急にガイドライン等を出していただきたい。 ○提案団体と同様の支障が生じている。特に、橋梁等の塗膜やシーリング材(可塑性)がPCB汚染物であるかどうか判定する基準についての問合せが多いが、塗膜やシーリング材がPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項「いわゆる出口基準」)を、PCB汚染物を判定する入口基準に準用してよいかどうか示していただきたい。加えて、PCB塗膜を剥離した後の鋼材がPCB汚染物に該当するか否かを判定する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているため、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。 ○平成28年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。 ○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む橋梁の塗膜くずの扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。 ○(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と読めることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。 (2)電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は、「検出されないこと」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。 (3)橋梁塗膜は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生成するケースが確認されているが、化審法の運用で顔料中のPCB含有量がBATレベル以下であれば、流通が認められている。このため、新しい塗膜からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の橋梁塗膜の除去を進めるうえで支障となっている。 一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとされ、地方環境事務所から塗膜についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗膜くずは、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗膜くずについて、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗膜の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準値の設定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗膜については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。 ○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断について環境省に確認したところ具体的な数値については決まっておらず、どこまでの分析を求めるかについては各自治体の判断に任せるとのことであったが、PCB廃棄物の確実かつ適正な処分の観点からは、国において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。
106	A 権限移譲	産業振興	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。 【制度改正の必要性】 電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすること。 【具体的な支障事例】 都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣よりもいち早く覚知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直接、危険等防止命令等の措置を行い得ず、波及事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行うみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気事業法の関連性を鑑みても、非合理的である。 【懸念の解消策】 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に関する情報を、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置について、より迅速かつ確実な実施が図られる。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第27条	経済産業省	山梨県				

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
220	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が高まっている。また、中間処理費用が高むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	熊本市		北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、軽井沢町、名古屋市、豊田市、福沢市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山市、北九州市	〇本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、(公社)日本容器包装リサイクル協会による品質検査(異物混入の有無など)があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別等の中間処理を民間事業者に委託しており、その負担は非常に大きい。(平成28年度には一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合引取り中止になる事態が生じたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。)提案内容のとおり、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別に一本化し、合理的な制度構築を図られるべき。 〇選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急を図ることを求める。 〇当市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。
298	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】 現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】 国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しを検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」とされている。	【権限移譲による効果】 複数の都道府県で、商工会等が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成状況について評価する事業評価システムを実施しており、財源措置と合わせた移譲により地域の実情に精通した都道府県が認定することで、適切なPDCA管理が可能になる。 なお、経営発達支援事業の実施に伴い、現行の認定計画に対する伴走型補助金の財源と、商工会・商工会議所の人員増に対応するための人件費に対し、十分な財源措置が必要。 【懸念と対応策】 計画認定の状況が異なることにより権限移譲を希望しない都道府県がある場合には、手挙げ方式の採用により、希望する都道府県へ順次、権限移譲を行っていく方法も考えられる。	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	経済産業省	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会		富山県、大分県	〇本県でも提案団体と同様、経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受ける事例があり、着実な計画実施に大きな支障をきたすおそれがある。 〇地域を支える小規模事業者の活性化に向けては、県・市町村と商工会・商工会議所が一体となって取り組むことが不可欠である。このため、小規模事業者支援法を見直し、小規模事業者やその活動を後押しする商工団体支援に当たって県と市町村の役割を明確化し、併せて、この見直しを踏まえた伴走型補助金の十分な予算確保を行うとともに、地方交付税措置などの財政支援を拡充することになれば、法改正の意味があるため、左記の意見に賛同する。
312	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が高まっている。また、中間処理費用が高むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会		神奈川県、相模原市、軽井沢町、豊田市、福沢市、大阪市、兵庫県、北九州市	〇選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急を図ることを求める。 〇当市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
6	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。	【支障事例】 本市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めていく。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。) また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。 過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。	許可なく飛行訓練を行うことが可能となることにより、災害に近い屋外での操縦経験を多く積めることで操縦能力の向上が期待でき、安全性の向上に繋がる。 許可・承認取得者の増加による完全管理体制の充実及び操縦隊員の負担軽減が可能となる。 また、許可・承認に必要な飛行時間実績の短縮が可能となれば、災害時の飛行が想定される屋外での飛行経験を早い段階で積むことが可能となる。	航空法第132条、第132条の2、第132条の3 航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	国土交通省	川口市	静岡県、京都府、鳥取県、宇和島市、宮崎市	○大都市近郊においては飛行訓練を実施する地域が少ないため、郊外で飛行訓練を行う必要がある。 また、無人航空機の飛行に関する許可・承認審査要領(平成30年1月31日国土交通省航空局長通知)5-6にかかげる「多数の者の集合する催し場所上空における飛行の場合」についての基準は当局主催の防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても運用の可能性を狭め、防災用としての活用性を狭めることになるため、防災訓練等緊急時の利用を想定した催しについても基準を緩和するべきである。 ○当市も、災害対応や消防団活動(行方不明者捜索等)に無人航空機(ドローン)の活用を考えているが、操縦者の育成に多くの訓練を必要とし、許可・承認に煩雑な手続きと多くの時間を要することは、大変負担が多いと考えられるので、左記の提案事項に賛同します。 ○当市においては、無人航空機を2機保有しており、操縦隊員を継続的に育成する必要があるが、操縦訓練場所の確保に苦慮しており、DIDIに該当するため、予め許可申請が必要であり、かつ現在操縦資格を有する隊員に限られることから、資格のない隊員の操縦訓練には使用できない。 しかしながら、当該訓練場は、1辺が100m以上あり、かつ4方をフェンスで囲っており十分な安全確保が可能であると考えられるため、有資格者が立会い、かつ安全管理員を配置するなど、一定の条件を満たす場合は、資格のない隊員の操縦訓練ができるよう規制緩和を行うこと。 ○本県においてこれまで支障事例はないが、将来的には同様の支障が生じる可能性があるため、左記提案事項に賛同する。災害時とはいえ、飛行範囲の安全は確保する必要があるため、左記のような条件を付すことは必要とする。 飛行時間実績の短縮についても、提案事項に賛同するが、適切な時間をどの程度にすべきかの検討は必要と考える。 ○本県においては、3消防本部でドローンの活用事例があり、3消防本部で導入を検討中であり、今後導入する本部(市町)が増えることが予想される。 県内にも人口集中地区(4000人以上/㎢)は存在しており、今後、飛行訓練に支障が生じる可能性がある。
16	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し	地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を撤去するよう全国一律の対応求められるため、調整に多大な時間を要する。 迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。	【支障事例】 道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。 道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の幅幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切撤去を求められている。 道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の撤去箇所の選定・地元住民との調整(合意書)が必要となり、事業実施までに相当期間を要する(浜松市においては、計画策定から踏切撤去の合意に至るまで約10年要した)。 【懸念の解消策】 本市を初めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道(1本/1日)もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮したうえで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。	都市部と地方部とで異なる運用とすること等により、踏切の新設の際に踏切の撤去が一律の要件とならなければ、踏切の撤去箇所の調整に時間を割くことなく円滑に事業を進めることができる。	道路法第31条第1項 鉄道に関する技術を定める省令第39条	国土交通省	浜松市、熱海市、御殿場市	福川市、京都市、甘日市市、愛媛県、松浦市	○交通安全対策の中で踏切改良が必要な箇所は存在しているが、提案にある同様な理由で事業が進んでいない。少数利用者の踏切であっても既に地域に根ざした踏切となっており、改良条件に伴う廃止は合意形成を図るうえで非常にハードルが高い条件となっている。 ○踏切道の幅幅については、踏切の統廃合が前提とされているため、本市においても、容易に進まない状況があり、運用の見直しの必要性はあると認識している。 ○当市における鉄道も運行回数が少ないものの、道路整備における新たな鉄道との平面交差については、別の箇所の撤去を要し、調整に不測の時間を要するなど同様の事例があることから、同様の措置を求めたい。 ○過去に、都計道の整備及び区画整理事業により踏切道の統廃合が進められてきた。今後、踏切を撤去する際に、別の箇所の踏切撤去を求められても、困難であるため、柔軟に対応されたい。 ○踏切の幅幅においては、既存踏切の利用実態や地域内道路の位置付け等から、撤去できる踏切が無い場合、協議・調整が進まず、踏切道の安全対策等に支障が生じている。 ○県道改良で2車幅幅する際に、「踏切幅指針」に基づき、鉄道事業者と協議を行い、県内のいずれかの踏切を対象に撤去を求められるが、地域の合意を得られないことがほとんどである。 この場合、撤去の代替策として、「踏切幅指針3.(2)①」での鉄道事業者側による「踏切道幅幅=安全性低下」との解釈により、県内全ての踏切を対象に安全性が低下しないよう、幅幅する当該踏切以外の踏切に対し、4種踏切の1種化(道断根の設置)から、障害物検知装置の追加設置を最低限として、いずれかの対応を求められている。 本県においても都市部と比べると、鉄道の運行回数は少ないが、鉄道事業者側による「踏切幅指針」の解釈「踏切幅幅=安全性低下」とは一概には言えない場合もあると思われる。本提案のとおり、地域の実態から都市部とは異なる運用等、地域の実情に応じ個別判断できる指針の運用に見直し願いたい。
32	A	権限移譲	運輸・交通	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるような変更を求める。	【現状】 鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第2条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一提出しなければならないとされている。 【支障事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる、補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。 また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるような枠組みを構築されたい。	実績報告を入手(共有)することにより、事業者ごとの経営状況の把握、地域ごとの運送収入・収支率の把握ができれば、当該地域の交通網の維持・健全化に必要な施策を、適切な時期にとることが可能になる。	鉄道事業等報告規則第2条・第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条 交通政策基本法第9条	国土交通省	千葉県	新潟県、岡山県、筑後市、宮崎市	○バス事業者に対し、利用人数などのデータを求めているが、提供していただけない状況である。 制度改正されれば、上記などのデータも得られ、交通政策にも寄与すると思うが、バス事業者の理由としては、経営の部分で明らかにならなくていいところもあるようなので、その部分では一定の配慮が必要と思われる。 ○鉄道事業において路線維持のための地域自治体やまちづくりとの連携が求められているものの、乗降実績等の情報が開示されないため実情把握や目標設定が立て難い。 ○当県においても、特に、バスに係る情報について、地域の実態を把握するため、国に対して情報提供を求めたが、提供を断られた事例があった。 同一県内においても都市部や農村部等各地域によって動向が異なることが想定されるため、地方自治体が地域公共交通に係る施策を実施するにあたり、実態を把握するために必要な情報が得られるような仕組みを構築されたい。 ○県を経由する必要はないが、情報を提供してもらいたい。 ○都道府県のみならず、市町村においても同様の支障がある。バス事業者からの路線廃止の表明は直前にしか行われず、廃止日までの短い期間に地域住民や関係者の理解を得ることは難しい状況である。バス事業者から路線廃止の表明がされてから対策を講じるのは、地域住民や関係者との調整が難航することが予想されることから、事前に路線ごとの経営状況を把握し対策の検討を行う時間を確保するためにも、国が市町村に対して輸送実績報告書等の開示ができるよう制度改正を求める。 ○多くの地方自治体においては、少子高齢化及び都市部への人口流出により人口減少が喫緊の課題となっている。この人口減少がもたらす影響に対応するため、限られた情報のなかで、公共交通網の維持・健全化対策及びコンパクトな街形成に資する施策検討等を実施しているが、公共交通の情報を得ることは、現状把握をするために極めて重要である。このため、情報を必要とする地方公共団体が情報提供を受けることができるような枠組みの構築をお願いしたい。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
39	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	水管理・国土保全局所管補助事業等に関する財産処分承認基準における包括承認事項の拡充	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。	【現行制度】 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 【支障事例】 平成30年1月11日から14日にかけての大雪(金沢市では7年ぶりに60cm超の積雪を記録)により、市内の雪捨て場沿道の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の円滑な通行に支障を来した。 これを受け翌15日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を持つ犀川左岸(さいがわさがん)浄化センターを新たな雪捨て場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者へ一報のうえ承認を待たず同日夜より雪捨て場としての使用を開始した。その後、同月25日付で承認がなされた。 (1)雪捨て場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したこと、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。 (2)申請から承認までの10日間は当該財産処分法的根拠がない状態であり、法遵守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。	【制度改正による効果】 (1)迅速な道路除雪の実施が可能となる。 (2)財産処分に係る法順守が徹底される。 【参考】 農林水産省の財産処分承認基準には「補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の一部として想定されおらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。」との規定があり、本件に置き換えた場合は報告すら不要となる。当該承認基準を参考にされた。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準(国土交通省水管理・国土保全局長通知)2(1)	国土交通省	石川県		一	〇本市においては、平成29年度の大雪を受け、排雪場の確保は非常に重要であると考えており、今後の大雪に備え、あらかじめ多数の排雪場を確保することとしている。しかし、想定外の豪雪で、あらかじめ確保した排雪場だけでは不足が生じ、緊急的に別の排雪場を確保することとなった場合等、制度改正は有効であると考えられる。
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条例の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでには、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。		中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	〇今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 〇反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 〇本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考えられる。 〇認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
73	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る届出の義務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、届出の義務付けを廃止する。	【支障事例】 国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村※があり、そうした市町村においては正本の届出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の届出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることがない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等2部を保管しなければならぬ。(市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。) ※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村(平成30年4月現在)	【制度改正による効果】 事後届出に係る権限移譲を受けている市町村においては、届出書の正本及びその添付書類1部のみを提出すれば足りる、とすることで、届出者及び当該市町村の事務負担を軽減することができる。	・国土利用計画法23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土交通省	愛知県	岡崎市、一宮市、津島市、小牧市、愛西市、豊山町、東栄町、鳥取市	〇本市は、国土利用計画法の届出に係る事務に関して、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている。権限移譲を受ける前は、副本等1部を市で保管していたが、権限移譲後は正副の届出書2部を保管していることになっている。現状、正本の提出のみで足りるため、届出者は活用されることがない副本及びその添付書類を作成し、提出していることになる。そのため、副本の提出義務が廃止されれば、届出者及び市の負担軽減することができるため、本市は提案に参画する意向である。 〇本市では、国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務の権限移譲を受けており、平成29年度は、54件の当該届出に係る事務を行ったが、左記事例のとおり、活用されることがない副本に係る不要な事務負担が生じている。 〇国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。 当該届出に係る事務に関して本市は、愛知県条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けており、正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることがない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、本市は正副の届出書等2部を保管しなければならない。(権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。) 届出に係る届出書類を、正本及びその添付書類1部にするだけで、届出者及び市の事務負担を軽減することができる。 〇本市においては、権限移譲を受けているため、事務処理に際して正本の提出があれば足りるが、正副2部を受付処理している。 権限移譲を受けている市町村における副本の届出の義務付けを廃止することで、行政側においては、事務手続き時に正本のみの書類確認で済むため、事務処理時間の短縮につながることに加え、正本の届出書1部を保管すればよいこととなる。一方届出者側においては、副本を作成する必要がなくなることから、書類作成の負担軽減による行政サービスの向上も期待される。 〇提案のとおり、本県でも同様の事例が生じていると考えられる。権限移譲を受けている市町村内の届出については、届出書と意見書の写しを県に送付してもらっており、本書は県で保管していない。	
75	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。))において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」(以下「維持事業に要する額」という。))の、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	【支障事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3か年の維持事業に要する額を記載しなければならない。 しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと見られる。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2・3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるものである。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本県では、補助対象路線61本(平成29年6月現在)の2年目、3年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。	【制度改正による効果】 必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会の関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることができる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	国土交通省	愛知県	青森県、福島県、千葉県、石川県、兵庫県、岡山県	〇2年目、3年目については、結局次年度、次々年度に直近の実績をもとにした単価で算出直さねばならず、無駄な作業となっている。 〇本県においても3か年計画策定にあたり、事業者へ資料作成を依頼しているが、曜日によって運行回数が変わる場合、向こう3か年の曜日ごとの運行日数の振り分けを行う必要があり、事業者にも相当の事務負担を要している(平成30年6月現在 補助対象50系統)また、協議会へ語る際には3か年分の資料を配付する必要があり、相当の事務負担を要している。 必要性の乏しい記載を廃止することで、協議会関係者の負担を軽減し、事務の効率化を図ることが出来ると思われる。 〇補助対象事業者が複数ある場合には、事業者ごとに運行ダイヤ(平日、土日休日、休校日など)の設定が異なるため、必要性に乏しい2か年目、3か年目の事務作業に多大な負担が生じている。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
76	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用に依る変動金利を適用している場合に、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする。」「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を適し適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支障事例】補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。(認定申請が間に合わない場合は、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。)しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	【制度改正による効果】金利の上昇局面であっても、補助対象事業者は車両購入費に係る金融費用について、突如に即した補助金を確実に受け取ることができる。また、補助対象経費の上限見込み額とすれば、金利が変動してもその度に変更申請を行う必要がなくなるため、計画策定者である行政、交通事業者等で構成する協議会の関係者の負担が軽減される。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	国土交通省	愛知県			山県市	-
108	地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を要することなく、新築・増築が可能となっている。許可を要さない施設については、特に、廃プラスチック類の破砕施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破砕施設と比べて厳格な規制となっている。中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破砕施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、遅やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破砕施設に対しては、破砕後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破砕施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破砕施設と同等程度と見直すよう求める。	本制度改正により破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2の3、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	富山県	富山県 説明資料.doc	上越市	〇民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破砕施設は100t/日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破砕施設は5t/日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破砕は5t/日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要もあることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬出入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破砕や一般廃棄物処理施設の破砕等についても緩和の見直しを求める。本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考えられる。
118	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができると見直すこととすること。	道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の幅幅による位置又は区域の変更は含まれているが、道路の縮減による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、幅幅による位置又は区域の変更だけではなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とする見直しを求める。	近年、地方自治体において長期未着手となっている都市計画道路が多数存在していることが課題視され、都市計画道路の更なる見直しが促進されているところ。不要となった都市計画道路の見直しにあたって、手続の長期化の要因となっている国土交通大臣との同意協議の範囲を見直し、都市計画の変更手続を簡素化することで、社会経済情勢を踏まえた都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することが可能となる。	都市計画法第21条第2項、都市計画法施行令第14条第2号、都市計画法施行規則第13条	国土交通省	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県		鳥取県、岩手県、高松市、宮崎市	〇本市においても、長期未着手の都市計画道路について見直しに着手したところであり、今後同様の支障事例が発生する可能性がある。都市計画道路の適時適切な見直しを円滑に進めるためにも、具体例で挙げられているような隅切りの廃止などは軽易な変更の範囲として取り扱うべきであるとする。〇本市においては現時点で具体的な支障事例は発生していないものの、提案団体同様に長期未着手路線の見直しに取り組んでおり、今後同様な事例が発生することが想定される。都市計画の実質的な変更を伴わず、すでになされている国土交通大臣の同意の前提を何ら崩さないとも認められるものについて協議を不要とするなど、事務の簡素化が望まれる。〇本市の都市計画道路の未着手区間の多くは整備予定の目処が立たないことや、都市計画決定から長期間を経過したことによる都市構造や交通需要の変化等により、当初の計画と整合しなくなっており、縮小・廃止も含めた都市計画道路網の見直しを予定している。そのため、今後提案事例と同様なケースも想定され、手続きを簡素化することで都市計画の適時適切な見直しを円滑に実施することは重要である。〇本県においてこれまで支障事例は無いが、将来的には同様の支障が生じる可能性があること、また道路の区域の縮小による都市計画の変更は、幅幅の場合に対し社会的な影響は小さいと考えられ、軽易な変更として扱うことは妥当であることから、制度改正の必要性はあるものと考えられる。
119	地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要を包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分にあたっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府令第393号)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知)環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(環境省平成20年5月15日付け環企発第080515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県		那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	〇本市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。本市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未経過であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改正を要望する。〇本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農業と公共下水の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農集内の統合作業を実施。)、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められません。現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的に、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めざるべきと考えます。また、農集と公共の統合のように、目的は異なっても、同様の手段によって目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄(補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。〇本市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要となることを受けて、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられることから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。〇本市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水某地区の公共下水道編入を進める予定です。本市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、本市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改正を要望します。〇本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
120	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	建築士審査会の委員 任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	委員任期を条例委任することで、地方の実情に応じた審査会運営が可能となる。	建築士法第30条第1項	国土交通省	群馬県、茨城県、栃木県		鳥取県	—
129	B 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	自家用有償旅客運送 による貨客混載の許可 基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする。自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。 現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要がある。当該事業がなかなか進まない。	地方自治体等が運営している乗合バスは、高齢者の重要な移動手段となっているが、赤字により存続が困難となっており、貨客混載による新たな収益の確保により、当該路線の維持・存続に繋がる。	・道路運送法 ・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)	国土交通省	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県		愛媛県	○路線バスは、350キロ以下の少量貨物を許可して運搬できることから、自家用有償旅客運送を担う自治体からは、許可なしでの農産物といった少量貨物輸送といった規制緩和を求めている。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
143	地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	<p>国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。</p> <p>本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 〔都道府県〕 活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力 〔国土交通省〕 活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務</p> <p>【支障事例】 (1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2) 国から都道府県への委託費について、十分な予算が確保されていない。 (3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。</p> <p>【上記の具体例】 (1) 国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、当県では、この作業専属の非常勤職員を昨年度雇用したが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮した。 (2) この調査に必要な職員の作業手続経費や説明会の旅費等どうしても必要となる経費もあるが、それらを都道府県で負担することがある。 (3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくい混乱を招く恐れが高い。</p>	統計法第16条及び統計法施行令第4条	国土交通省	鳥取県		<p>北海道、青森県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会</p> <p>○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。 当団体の場合、封筒の宛先が団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 ○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化</p> <p>【支障事例】 5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本来業務に支障が生じかねない) 調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせが分かりにくい混乱を招く恐れがある。 国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送し調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。 国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができる。 当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。 調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p> <p>○【支障事例】 (1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 (3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。</p> <p>【上記の具体例】 (1) 国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 (2) 再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。 (3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくい混乱を招く恐れが高い。</p> <p>○【支障事例】 (1) 国から通知のあった委託費では当県は外部に再委託できないため、臨時職員を雇用する予定である。このため、委託費には含まれない、県で作業する面接事務や会場設置などの事務作業が追加で発生している。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。</p> <p>【具体例】 法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事務となっている。</p> <p>【具体例】 国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果から分らない) ○御提案の内容と同様に、5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。 ○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。 法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。 入札業務等事務量が、国において一括して外部委託をおこなうほうが効率的である。 ○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、各都道府県の事務を省略でき効率的である。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目(県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。 当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入札、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県が分かりにくい、混乱やトラブルを招く恐れがある。 ○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
153	B 地方に対する 規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。 当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	【制度概要】 道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が施行するものについて、国はその事業費の一部を負担する。 国に国庫負担を申請するときは災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、誤測等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないものを指す。 【支障事例】 事業費が高額になる工事においては、事業費がわずかに1～2%変動しただけで変更額が1,000万円以上となる。 そのため、河川護岸(ブロック積工)の復旧延長の延伸という単純な工法であっても、事業費が高額になる場合は、変更協議が必要になる。 また、変更協議にあたっては22種類の様式、合計30～40枚程度の資料を添付する必要がある地方自治体に著しい負担が生じるほか、国協議等に約3ヶ月※を要するため着工が遅れる。 ※県(本庁所管課)と申請者(県(建設事務所)、市町村)の事前協議:1か月 国(本省)と県(本庁所管課)の協議:2か月	自治体担当者が膨大な変更協議資料を作る労力、費用(超過勤務手当)が削減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20	国土交通省	長野県		北海道、福島県、栃木県、愛知県、鳥取県、甘日市市、山口県、熊本市、大分県	○熊本地震では、これまでの災害に比して復旧事業費が高額となる事例が多く、提案事例と同様のケースが生じた。 また、本市が中央官庁に対し遠隔地に存在していることもあり、協議のために赴く時間や費用も少なからず負担となっており、メール等を用いた事前打合せを可能とすることで、適時、相談の頻度を高め、協議の円滑化に繋げることができるのではないか。 ○本県においても長野県と同様に事業費が高額となる工事においては、1,000万円以上の変更が頻発し、変更協議による事務量の増や工事着手の遅延等により、被災施設の早期復旧の支障となる。 一方、東日本大震災等で被災した公共土木施設に関する災害復旧事業においては、「軽微な変更」となる工事費の増減範囲が決定工事費の3割以内で、かつ、5,000万円以下に拡大されており、この有効性を確認しているところである。 このため、この金額要件緩和の対象事業範囲を拡大することが被災施設の早期復旧に有効であると考える。 ○大規模災害時などにおいては、復旧工事も数多く入り、上限金額が緩和されることにより、自治体担当者の変更協議資料を作る労力、費用(超過勤務手当)が削減できるほか、迅速に災害復旧工事を実施できる。 ○本県において現段階では支障はないが、南海トラフ地震が懸念されており、大規模地震時の事務量の低減は大きな課題である。現在、大規模災害時の査定方針では、査定時の効率化を進めていただいております。同様に実施時の効率化も検討していきたい。 ○本県では、平成27年9月関東東北豪雨による公共土木施設被害が県、市町において596箇所(のほり、うち31箇所)において設計変更を実施した。設計変更した31箇所の内、1,000万円を超える工事費の増減が理由で実施したものが7箇所(2割程度)であった。 金額要件の緩和が実施されれば、事務負担の軽減等が図られる。 ○「軽微な変更」として扱われる「工事の程度に変化が無い」わずかな変更の場合でも高額な事業費の場合は変更額が1,000万円以上となる。 国との協議に時間を要すること、協議が調うまでは変更部分の工事着手が認められないこと等は被災箇所の早期復旧の観点からも好ましく無い。
159	B 地方に対する 規制緩和	土木・建築	道路法施行令第38条による不用品物の管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失っている里道(市道認定有)で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用品物となった場合の管理期間について、 ・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合 は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。	【現状】 本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畑等へ至る道路(車両通行可能な幅員は無い)として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別道路ができたため誰も通行しなくなり、道路としての機能・形態がなくなったような里道が存在する。 こうした里道について私下げの要望があった場合、当該里道が不用道路数と考えられ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、沿道住民等利害関係者の廃道の同意取得を条件に私下げが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議決を経て告示を行い、告示から2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第38条)経過後に私下げを行っている。 【支障事例】 この管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、事業者の負担が増え、土地活用や経済活動の妨げになっている。 このため、すでに道路としての機能・形態を失っている里道で、沿道住民等利害関係者に対して廃道の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合については、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるように求める。 なお、実務上は沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会での議決、告示を行っていること、すでに道路としての機能・形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は乏しいと考えられる。	道路として不用品となった土地の早期有効活用(民間への私下げの促進)を促すことができ、民間による土地活用の活性化(経済活性化、人口増対策)に繋がる。	道路法第92条第1項 道路法施行令第38条	国土交通省	神戸市		福川市、川崎市、海老名市、名古屋市、城陽市、出雲市、熊本市	○本市においても、自動車通行ができないほど幅員が狭い市道も多いため、年間1、2件程度、市道の用途廃止申請が提出されている。 通常の用途廃止申請では、私下げまでの期間が2、3ヵ月ほどであるが、市道の用途廃止申請では、議会提案の上、廃道管理期間の2ヵ月間があるため、私下げまで半年以上経過することがほとんどである。 申請者にとつて大きな負担となっている現状であるが、路線によっては廃道期間を設けなくても交通にほとんど影響を与えない場所も多い。 ○都市計画法に基づく開発行為の際に、所有権が開発業者に無ければ、開発申請を受け付けないため、市有地の売買が遅やかに完了し、所有権が開発業者に移れば、申請が早まり、土地の有効活用が早期に行われ、時期によっては市の財源にも寄与する。 ○特に支障は生じていないが、本提案は民有地側の土地の有効活用の観点からは有効であるとともに、事務処理の効率化にもつながると考える。 ○本市では、道路として機能形態を失っている市道が市内各所で存在しており、そのなかには、民有地の敷地の一部として一体利用されている市道も散見される。 こうした市道については、売却の要望があった場合、当該市道が不要道路数と考えられ、他の行政目的で使用する予定がない場合、地権者等利害関係者の廃道の同意取得を条件に売却が可能を回答している。その後、廃道の同意取得を確認後、市議会にて当該市道廃道の議決を経て告示を行い、告示後2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第38条)経過後、売却を行っている。 2ヶ月という管理期間があることにより、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、地権者等からたびたび苦情をいただくケースがあり、稀に管理期間中に地権者の心情変化により売却が無くなるケースもある。 実務上は、沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会へ廃道の議決、告示を行っていること、既に道路としての機能形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は無意味と考えられる。 ○JRの高速化・複線化第二期事業において、通行に支障のない範囲で市道の一部を西日本旅客鉄道株式会社に譲渡したが、2ヶ月間の管理期間のために、工事に着手出来ないこととなっている。 国・自治体の補助をとまなう公共性の高い事業で、かつ、通行に支障のない範囲での供用廃止についても、道路管理者の判断で管理期間を設けないことができることとされた。
185	B 地方に対する 規制緩和	運輸・交通	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続きの見直し	生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事例が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	計画認定手続きが早期化され、事業開始前に認定されることにより、交通事業者において計画に基づく事業としての運行ができ、協議会が策定した計画の実効性が確保されるようになる。 また、協議会の運営に関し、計画変更等についての適正な協議、手続きができるようになる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	国土交通省	岐阜県		宮城県、千葉県、岡山県、愛媛県	○本県においても、認定の通知がないまま補助対象期間に突入しており、本来であれば補助事業対象期間に入る前に運行業者に対し県から通知をしなければならないが、国に引きずられる形で県も遅りで通知をせねばならない。 ○本県においても、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事例が発生する事例が生じている。認定されることを前提とした協議会運営や国から認定番号をメールや口頭にて確認するという対応をとっているところ。 ○適及の事務処理が常態化しており、不適切な事務管理とならざるを得ないことから、早期手続きを望む。 ○平成30年度から計画策定後の内定通知がなくなったことから、毎年度計画を策定する意義が薄れている。バス事業者の経営不安解消のため、計画開始前の認定及び内定制度の復活をお願いしたい。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
190	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲を見直すこと。	地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。	形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、都道府県の関与が減り市町村の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、都道府県及び市町村の双方において事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られる。	都市計画法21条2項 括弧書き、都市計画法施行令14条	国土交通省	福井県		<p>川越市、石川県、田原市、城陽市、兵庫県、鳥取県、下関市、徳島市、高松市、福岡県、筑後市、志免町、大分県</p> <p>○本市においても地区計画の用途制限などにおいて建築基準法、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の条項を引用しており、法改正に伴う条項ずれによる都市計画の変更が生じる可能性がある。</p> <p>○市町村が定める地区計画において建築基準法の条項を引用しているが、建築基準法の改正により別表第二に条項ずれが生じたため、これに併せ、地区計画を都市計画変更している。</p> <p>実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条に規定される軽易な変更該当しないため、当該変更にあたって、手続の負担が発生している。</p> <p>このような変更については、軽易な変更となるよう、政令を変更し、手続きを簡素化できるよう、見直していただきたい。</p> <p>○建築基準法等の法改正に伴う単なる条項ずれに対応するための形式的な都市計画変更においても、縦覧手続きの実施等の手続的負担が市町村にも生じているので、「軽易な変更」の範囲を見直す必要がある。</p> <p>○市が定める地区計画において建築基準法及び旅館業法の条項を引用しているが、法改正による条項ずれに伴い、都市計画の変更が必要となっている。</p> <p>実態の変更が伴わない形式的な変更だが、都市計画法施行令第14条第3号に規定する軽易な変更該当しないことから、当該変更にあたり県知事との協議を行う必要があるため、県と市で協議手続の負担が発生している。</p> <p>○本市でも、市街地再開発事業において建築基準法の条項を引用している。</p> <p>○本町の地区計画においても、建築基準法の条項を引用している箇所があり、今後支障が生じる恐れがある。</p> <p>○本県においても、提案県と同様の事例が生じており、事務手続きの負担軽減、効率化のため、軽易な変更の範囲の見直しをしてほしい。</p> <p>○当市でも同様に、実態の変更が伴わない条項ずれの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更該当しないため、市都市計画審議会を開催し、変更にあたり県知事と複数回協議を行わざるを得ず、都市計画審議会の開催手続きや県と市で行う協議手続事務に対するいらぬ負担感を生じている。</p> <p>こういった形式的な修正については、軽易な変更にあたるものとして知事の同意や協議を不要とすることで、市の都市計画決定手続が速やかに実施できるようになり、市及び県の双方にとって事務負担の軽減、行政運営の効率化が図られるものと考えます。</p> <p>○地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都度市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。</p> <p>○地区計画で定めている建築基準法の引用部分において、法改正による条項ずれが生じると、地区計画の変更手続きを行う必要があり、県との協議等、各種手続きが生じている。提案の地方公共団体の支障事例と同様に、実態の変更が伴わず、単に条項ずれの形式的な修正であるため、事務の効率化が図るためにも、協議事項の範囲について見直しを求めたい。</p> <p>○本市においても、建築基準法の改正による条項ずれにより、地区計画の変更手続きが必要となっており、地区計画区域内の地権者同意が必要となるなど、事務手続きに時間を要することとなっている。</p> <p>軽易な変更として都道府県知事の同意・協議を不要とすることで、速やかな都市計画手続き及び事務負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>○本県においてこれまで同様の支障事例はないが、条項ずれ等による都市計画の変更は都市計画に定められている内容を何ら変更する性質のものではなく、当該変更による都道府県知事との同意協議は形式上のものとなる(内容に変更が無いため審査すべき箇所がない)ことから、制度改正の必要性はあるものと考える。</p> <p>○提案のとおり、制限の内容に実質的な変更がない場合は、法的に協議不要とされた。</p> <p>○地区計画等に定める建築物等の用途の制限において、建築基準法と整合を図った表現としているが、法令改正によって表現の整理等が行われ、実態的な変更が伴わない形式的な修正である場合においても、都市計画法施行令第14条第1号に規定される軽易な変更該当しないため、当該変更にあたって縦覧手続きが必要となる。実態的な変更を伴わない都市計画変更手続について、迅速で効率的な行政運営に向けた見直しを求める。</p> <p>○条項ずれの改正など直接的に不都合が発生するものでもなく形式的な手続きのみの場合においても、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更該当しない場合は、公告縦覧、都市計画審議会及び都道府県知事との協議等の必要がある。</p> <p>このような議論の余地が無く審議の必要性が低い変更であっても、都市計画審議会委員への負担及び一連の事務が発生するため、軽易な変更の範囲見直しをお願いしたい。</p> <p>○平成30年4月1日施行の建築基準法改正による別表第2の項を受け、県内の多くの地区計画において、項ずれに追隨するための都市計画変更を行ったが、その全てで知事協議を要したため、県及び県内市町において煩雑な作業が発生した。</p> <p>○引用法令の条項ずれによる軽易な変更においても、協議や同意が必要となり、都道府県・市町村双方に手続の負担が生じている。</p> <p>○当県においても全く同様の事例が生じており、県と市町村双方の事務負担となっていることから、提案のとおり改善されることが望ましい。</p>	
203	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにも関わらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない者もいる。また、その中には3か月以上家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もあり、そういった者には家賃を滞納した状態で遠方へ転居するケースもある。このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第34条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない。滞納整理を進めるに当たり、遠方への調査等に係る費用(旅費や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収額の目途が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。	調査結果に基づき、当該債権を徴収するか放棄するか分類でき、相手方の生活状況に合った債権管理業務が執行できる。このことで滞納額の圧縮が見込め、債権が適正に管理されると同時に、生活困窮者には生活再建のために必要な措置を講じることが可能となる。また、無益な法的措置を防ぐことで、自治体は法的措置に係る費用を効果的に執行でき、かつ業務効率化を図ることができる。	公営住宅法第34条	総務省、国土交通省	掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市		<p>いわき市、静岡県、神戸市、尼崎市</p> <p>○本市において、退去後に滞納がある事案について、収入申告が未提出の者について、現在の収入状況が把握できない状況である。また、収入申告が未提出の者は就労先等も不明であるため、債権差押の手続き等、滞納整理業務において支障が生じている。収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大することができれば、債権回収率向上に資することができる。</p> <p>○本市においても、家賃を滞納し遠方へ転居するケースがある。市営住宅入居者については住所変更後の住所となることから債権回収の見通しを立てるためにも収入状況の把握が必要となる。</p> <p>○本市においては、公営住宅法第34条の適用範囲について明確な基準が示されておらず、提案市と同様の支障が生じており、退去者についても調査権限が生じれば、徴収実務として有益であると考えられる。</p> <p>○本市においても、滞納された住宅家賃の回収に苦慮しており、仮に本提案のとおり、債権回収業務においても課税台帳等を参照することができれば、より効果的・効率的な滞納整理を行うことができると考えている。</p> <p>○公営住宅法において、入居者に対する収入状況の報告の請求等の定めがあるが、退去滞納者に対する調査権までは明記されていない。公営住宅における退去滞納者に対する債権回収は、懸案事項であり、その債権確保のための調査権の付与について検討をいただきたい。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
204	地方に対する 規制緩和	土木・建築	限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和	建築基準法第97条の2により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。	本市は、建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅建築等計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良質な認定住宅の促進、並びに立地適正化計画と連動した居住誘導によるコンパクトシティの推進などの施策展開を実施しているとともに、住民に身近な違反建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期間で迅速な対応を行うなど、住民にとって身近な建築行政を実現を図っている。しかし、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が4名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ2名が外局の建築関係業務に従事しているため、建築主事として任命されているのは2名のみで、今後の存続が危ぶまれる状況にある。地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相応の時間を要する。	今後、限定特定行政庁として存続が困難となると、地域の特性に沿ったまちづくり及び住民に身近な建築行政の実現の支障となり、特に、今後、民泊の規制緩和に伴い、全国的に建築相談等が増大することが見込まれる。限定特定行政庁及びその行政庁が置く建築主事の権限の範囲は、二級建築士の業務の範囲であることも鑑み、建築行政の安全性が損なわれない範囲内で、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和することで、建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となる。	建築基準法第5条	国土交通省	掛川市		須賀川市、みどり市、松浦市	<p>○本市においても、建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として建築行政を行っているところであり、しかしながら、建築基準適合判定資格者である者は3名しかおらず、提案団体と同様人材育成に苦慮しています。</p> <p>○本市においても、同様の問題が発生しており、建築主事の確保には苦慮している状況にある(現在、建築主事1名で対応)。また、現在の建築適合判定資格者検定の試験内容に関しても、建築主事の総合に関する試験内容であり、一部限定的な業務を行う限定特定行政庁の職員においては、実務と乖離した試験内容であることも、資格確保の妨げになっているように思われる。以上のことから、今回の受検資格要件の緩和に限らず、限定特定行政庁の建築主事の業務内容に即した建築適合判定資格者検定試験および資格(限定建築主事資格等)を創設することで、限定特定行政庁の業務内容に沿った建築主事(限定建築主事)を配置し、これをもって建築主事の安定的な確保を図り、身近な建築行政は身近な市町村で対応できる体制を整備・促進し、建築行政の効率的かつ地域に即した執行が可能となると考える。</p> <p>○本市も限定特定行政庁であるが、一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者は2名しかおらず、建築主事として任命されているのは2名のみであり、今後の存続が危ぶまれる状況にある。2級建築士資格者に対象を拡大することで、限定特定行政庁の存続の危機が回避される可能性が生まれる。またそれにより若手職員の動機づけが得られ、適切な建築行政が実施できる。</p> <p>○本市では、平成28年10月より建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁を開設した。開設するにあたり、職員に建築基準適合判定資格者が居なかったため、外部から資格者2名を任期付職員として採用を行った。現在は、建築主事3名(うち任期付職員2名)、1級建築士1名の計4名の組織体制であるが、数年のうちに任期付職員の任期切れとなる。限定特定行政庁の開設以来、毎年建築基準適合判定資格者又は1級建築士の職員募集を行っているが、採用するに至っていない。指定確認検査機関や建設業者との技術者採用の懸念もあり、地方公共団体において安定的な採用は困難である。</p> <p>○緩和を限定特定行政庁職員に限定するのか等課題は多いと思われるが、年々1級建築士の取得が困難になっているなかで、県内の限定特定行政庁(10市)が、資格者の維持について苦慮していることは承知している。個々の限定特定行政庁の判断によるが、要件緩和により安定的な執行が可能になるのであれば、県として妨げるものではないと考える。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
225	地方に対する規制緩和	土木・建築	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	<p>国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。</p>	<p>本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務手続の面で非効率である。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。</li> <li>・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対応の確認をしており、国の指示がないと調査が進行しない。</li> <li>・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括で外部委託を行えば、これらの事務が省略でき効率的である。</li> <li>・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。</li> </ul> <p>(都道府県業務)</p> <p>都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等</p> <p>(国土交通省業務)</p> <p>会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等</p>	<p>調査実施に係る行政コストの効率化、調査対象法人からの問合せに素早く対応される等の国民利便性の向上等が図られる。</p>	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	栃木県、福島県、群馬県		<p>北海道、青森県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、高知県、熊本県、大分県、九州地方知事会</p>	<p>&lt;追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;</p> <p>○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。</p> <p>国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。</p> <p>当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が当団体に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。</p> <p>○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。</p> <p>【効果】事務手続きおよび経費の効率化</p> <p>【支障事例】</p> <p>5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員の業務負担が大きい(県の本業業務に支障が生じかねない)</p> <p>調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。</p> <p>国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。</p> <p>国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない。H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。</p> <p>○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができる。</p> <p>当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦勞するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。</p> <p>「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促等だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。</p> <p>調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p> <p>○【支障事例】</p> <p>(1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。</p> <p>(2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。</p> <p>(3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。</p> <p>【上記の具体例】</p> <p>(1) 国が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。</p> <p>(2) 再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。</p> <p>(3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。</p> <p>○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。</p> <p>【具体例】</p> <p>法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。</p> <p>非効率な事務となっている。</p> <p>【具体例】</p> <p>国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果が分からない)</p> <p>○本県においても提案自治体と同様の支障事例が発生しており、解消するためには制度改正の必要性がある。</p> <p>○ 本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。</p> <p>法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。</p> <p>○国からの委託料が十分に確保されておらず、業務に支障をきたす恐れがある。</p> <p>○各都道府県においては、再委託する場合も、非常勤職員を雇用する場合も、業者や人材を確保するのに苦慮しているため、本調査は国が一括して外部委託を行えば、全都道府県の事務を省略でき効率的である。</p> <p>○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。</p> <p>調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目が県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい。</p> <p>当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入れ、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。</p> <p>調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p> <p>○本県では、本調査専属の非常勤職員を雇用し、業務を実施しているが、人員確保や情報流出防止に留意した作業場所の確保等に苦慮している。また、国からの予算措置が十分ではなく、委託の実施は困難となっている。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
257	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）」とするではないことの証明を求めらるるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。健康診断書については、口述試験において、通訳案内の現場に必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることに鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。以上ことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。	通訳案内士登録に係る書類を削減することにより、申請者の受診・診断書の作成、履歴書の作成に係る負担を軽減するとともに、登録業務に係る書類の確認を行う地方公共団体職員の負担を軽減することができる。	通訳案内士法施行規則第16条第2項	国土交通省	関西広域連合		長野県、愛媛県、福岡県、大分県	<p>○本県でも、全国通訳案内士登録に係る書類のうち、健康診断書及び履歴書については、本提案と同様の支障事例がある。</p> <p>健康診断書については、精神科等での受診の要否等の問合せの多さや、診断書発行費用がかかることを踏まえ、提出は、申請者にとって負担になっている事項であると考えられる。</p> <p>ただし、健康診断書の提出は、通訳案内士法施行規則第17条の規定を証明する手段となっており、負担軽減のために提出不要と判断するには検討が必要である。</p> <p>なお、履歴書については、理由が不明確なまま提出を求めている状況であり、徴求理由が明確にならない限り、提出は不要と考える。</p> <p>○提案に記載のとおり、現場で必要なコミュニケーションを図る実践的な能力があると判断されているのであれば、登録時の医師の診断書の必要性はないと考えている。実際に、「改めて医師への診断を求めるのは大変で、直近の健康診断書の診断結果を使いたい」という問い合わせも何件か受けている。履歴書に関しても登録事務の際も、その後を使用することはなく、提出の理由が不明確である。</p> <p>○健康診断書について、問合せが多くあることは事実である。口述試験でコミュニケーション能力は十分判定することができ、規則第17条の該当の有無を判断することも可能であると考える。</p> <p>また、履歴書についても作成に時間を要する上、用途が不明確である。両書類を提出不要とすれば申請者の負担減、問合せ数も減となり、それによる問題も発生しないと思われる。</p> <p>○本県でも、健康診断書について同様の問い合わせが寄せられており、また、履歴書についても登録事務以降は使用していないことから、制度改正を求めることに賛同する。</p>
265	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引業法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁理士等)において、旧姓の使用が認められている状況を鑑みると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。	宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が避けられ、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大につながる。	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	国土交通省	岩手県、二戸市、岩手町		福井市、大阪府	<p>○本市においても「あらゆる分野における女性の活躍」を目指し、各種事業に取り組んでおり、個別の事業に限らず、男女共同参画の推進と女性の活躍の機会拡大に繋がる制度見直し等は進めていく必要があると考える。</p> <p>○当団体においても、頻度としてそれほど多いわけではないが、旧姓使用に関する要望が寄せられることがある。なお、旧姓、改姓のいずれであっても、消費者保護の観点から、従事者の乗車内において、使用を統一することが望ましい。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
287	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 〔都道府県〕 ・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力 〔国土交通省〕 ・活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務 〔支障事例〕 ・民間企業へ委託して実施する単純事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。 ・都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。 〔非効率となっている具体例〕 別紙のとおり 〔調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例〕 別紙のとおり	行政の効率化や調査対象法人の調査における利便性の向上等が図られる。	統計法第16条 統計法施行令第4条	国土交通省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)  【添付資料】 非効率となっている具体例(法人土地・建物)	北海道、青森県、福島県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、愛知県、京都府、鳥取県、岡山県、高知県	<p>○法人の種類によって、調査票の受付・審査が国と都道府県に分かれていることから、国と都道府県、特に都道府県に事務が発生しているが、国が一括して調査をすれば、都道府県への説明、委託契約、都道府県からの照会に対する回答、都道府県が実施する事務等々を省略することができ、業務の効率化が図れる。 国が一括して調査をすることで、特段の支障がなければ、国で一括して調査し、業務の効率化を図るべきである。</p> <p>○当団体の場合、封筒の宛先が当団体となっていることから、専任の事務担当者が居ない小規模の宗教法人から様々な質問が京都府に寄せられるが、国へ改めて質問していただくか、当団体から国へ確認した上で回答するなど二度手間が発生する。 ○都道府県事務は、事前調査(都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備)のみに限定し、本調査業務は国で一括して行うべきと考える。 【効果】事務手続きおよび経費の効率化</p> <p>【支障事例】 ○5年に1度実施される調査であり、県では当該調査に係る人員を調査年度に限って確保することは現実的でなく、調査担当職員が大きい県の本業業務に支障が生じかねない。 ○調査を受ける法人からの問い合わせ対応は国が行う予定であるが、調査票の提出先は県であり、また調査票の審査は県から再委託を行う民間事業者であるため、調査対象法人は問い合わせ先が分かりにくく混乱を招く恐れがある。 ○国が一括して実施する場合に比べ、経費及び事務手続きが非効率である。例えば、調査票は国交省が発送→調査対象法人→県→再委託先(民間事業者)→国交省という流れで送付されるが、都度送料がかかるため経費のムダが生じる。 ○国から県への委託費について、十分な予算が確保されていない、H30年度調査では、国の各都道府県への予算の配分調整に時間がかかり委託費の確定が遅くなったため、県から民間事業者への委託内容の仕様検討も遅れた。 ○国は「会社法人」の調査を外部委託しており、都道府県に委託している「会社以外の法人」も含めて一括で外部委託すれば、事務の効率化及び経費削減を図ることができる。 ○当県では、業務遂行のため、非常勤職員を雇用して対応しているが、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦労するなど体制及び作業環境整備の負担が大きくなってきている。 ○「会社以外の法人」だけ都道府県に割り当てられたり、調査票の受付整理や未提出法人への督促だけ都道府県が実施したりする合理的な理由が見当たらない。 ○調査方法について、国が調査票を発送するが、受け付けは都道府県となり、調査票未提出法人に対する督促の1回目は国が実施するが、2回目以降は都道府県が実施するなど、調査を受ける法人にとって調査実施主体がわかりにくいシステムとなっており、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p> <p>○【支障事例】 (1) 都道府県への法定受託事務としている理由、必要性がなく、経費及び事務手続の面で非効率である。 (2) 国から都道府県への委託費について、再委託が認められているものの十分な予算が確保されていないため再委託を断念した。 (3) 調査内で国と都道府県で事務分担が分かれており、回答する法人には分かりにくいと思われる。 【上記の具体例】 (1) 国側が一括して作業すれば、都道府県への委託事務契約等も不要となり、事務効率化が図られる。また、臨時職員を雇用する場合、応募者がなかなか現れず、人材確保に苦慮する場合がある。 (2) 再委託する委託費の予算不足により自前で事務処理することにより職員負担が増加している。 (3) 督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県実施となっているが、調査を受ける法人としては実施主体が分かりにくく混乱を招く恐れが高い。 ○国と都道府県で役割分担して実施することから、調査を受ける法人にとって実施主体が分かりづらい。 【具体例】 法人に調査票送付するのは県、問い合わせは国となっている。また、督促について、葉書督促を国で、封書・電話督促を県がやることになりわかりづらく(封書等の返送先は県)、混乱、トラブルを招く恐れがある。 非効率な事務となっている。 【具体例】 国でも本調査を民間にも委託し、都道府県も再委託で民間に委託可となっていることを考えると、国で一括して民間に委託した方が効率的ではないか。(都道府県が介在する効果がない) ○5年に1度の統計調査のため国から委託される当該事務は、事務量が膨大であり、限られた職員での対応が困難であるため、民間事業者へ再委託することになるが、国からの予算も限られていることから、受託事業者を見つけることが困難な状況である。また、各都道府県においては、入札や契約、調査票の受付、国や業者との連絡調整に苦慮するなど、非効率な状況があることから、国が一括して外部委託することにより都道府県の事務負担を軽減するよう法定受託事務を見直すこと。 ○本調査事務については、一部は国が民間委託を行い、一部は都道府県が民間委託を行っており、事務手続き上非効率が生じている。 ○法人名簿整備については、法人番号制度の導入により国税庁が一般公開している法人データを国交省が直接活用すれば足り、都道府県は不要な確認作業を行っている。特に社会福祉法人については、大半は市町村が所管しており、名簿作成を都道府県で行う具体的なメリットがない。 ○都道府県への法定受託事務としている明確な理由及び必要性が見出せず、経費及び事務手続の面で非効率である。 ○調査手法で国と都道府県で事務分担(例:1回目の督促の実施は国で2回目(県)が分かれており、回答する法人には分かりにくい)。 ○当該調査が5年に1回の頻度であることから、その事務実施だけのための人員確保が困難な状況になっており、事務の再委託が認められているとは言え、その業務のために必要な準備、手配、入れ、進行管理運営等を行う職員の負担が重くのしかかっている。加えて、国は本調査業務そのものを民間委託しており、県が分担する事務は当該調査業務の一部分であることから、国と都道府県でそれぞれ民間委託している現状は非効率である。 ○調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招く恐れがある。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
289	地方に対する規制緩和	運輸・交通	地域の实情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築	人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになってきたが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとなっており、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の实情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになってきたが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとなっており、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の实情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要である。	コミュニティバス等の制度上の位置付けを見直し、地域の实情に合った地域公共交通を円滑に導入することによって、地域公共交通の充実が図られ、地域住民の利便性が向上する。また、利便性が向上することで、さらに地域公共交通利用者増加が期待され、地域公共交通の維持・確保につながる。	・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第3条の3 ・道路運送法施行規則第49条 ・「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 ・「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日自動車局長通知)」 ・「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成27年9月30日自動車局長通知)」 ・「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通知)」 ・道路運送法第3条第1項第1号 ・道路運送法第9条の2 ・「一般貨物旅客自動車運送事業の運営・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成26年3月26日自動車局長通知)」 ・都市計画法第29条第1項第3号 ・都市計画法施行令第21条第1項第6号	国土交通省	全国知事会、全国市長会、全国町村会	別紙あり	山形市、塩谷町、本庄市、大野市、山形市、京都市、池田市、鳥取県、島根県、愛媛県、宮崎市、十日町	<p>○タクシー事業者、鉄道駅がない当市において、公共交通機関は、主要道を通る路線バスのみで、ほとんどの地域が交通空白地である。そのため、交通空白地輸送を検討しているが、一部路線バスと重複した運行ルート等があり導入に苦慮している。</p> <p>○交通空白地の明確化や規制緩和するなど地域の实情に応じた制度改正を望む。</p> <p>○人口減少や高齢化等の影響により、公共交通に関する住民ニーズは多様化しているため、民間の交通事業者だけでは対応できなくなっている。そのような状況から行政が運営するコミュニティバスや福祉等の有償運送に関する規制緩和や対象事業の拡大に関する制度改正が必要である。ただし、制度改正に伴い交通事業者の収益に悪影響を及ぼす可能性があるため、その点には十分配慮することが大切である。</p> <p>○当市は、北東から南西にかけて細長い地形をしており、町等の境の南西部では500m級の山々が連なる山間部となっています。</p> <p>現在当市では、3事業者5路線の民間バスが運行しておりますが、全て北東～南西の「縦方向」に運行する路線となっています。そのため、横方向への移動が困難であるため、路線バスを補充するために区域運行型のデマンドバスを市内4区域で運行しています。</p> <p>しかしこのデマンドバスはあくまでも路線バスを補充する役割を担っているのみで、路線バスに代替するものではありません。そのため、比較的短距離の移動には、デマンドバス一つで足りませんが、先に述べた通り、市を縦断する場合で、路線バスの停留所が近くに無い場合は、デマンドバスから路線バスに乗り換える必要が出てきます。</p> <p>市としては、民間路線バスの事業者と共に市内公共交通を確保・維持しているために路線バス・デマンドバスの相互で使える乗継等の発行を行い、利用者の負担を減らすよう努めています。市民からは、市の予算を使ってなぜ利便性の低いバスを走らせているのかというような声も上がっています。</p> <p>コミュニティバスの導入に関するガイドラインで民衆圧迫しないよう求められていますが、「路線競合」の限定・定義について見直しを行い、地域の特性に応じた地域交通の導入が図られるように制度を改善していただきたいと思っております。</p> <p>○自家用有償運送が「交通空白」に範囲を限定されていることから、「交通空白」の区域外にある病院や商店に直接移動できないのは不便と、地域住民から意見を聞いている。</p> <p>制度の構築にあたっては、既存の事業者の経営への影響も考慮する必要があります。</p> <p>○一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(国土旅第412号国土自貨第172号平成28年3月31日)」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。</p> <p>現在、本県内の町において、バス事業の生産性向上のため町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施にあたっては、運輸支局長から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。</p> <p>○中山間地では、市街地に比べ、少子高齢化による人口減少が顕著となっている。併せて、路線バス利用者も減少しており、赤字運行が常態化している路線が年々増え続ける一方で、バス事業者においては赤字運行となっている路線の減便や運行廃止等の見直しが進められている。</p> <p>市としては、地域住民の生活交通としての移動手段確保、交通空白地の解消として、市営バスや予約型乗合タクシーによる代替措置を行っているものの、運転手不足・高齢化などにより事業受託者の確保や運行財源の確保が厳しい状況である。</p> <p>市内各地で民間施設等が運行している無料送迎バスは、貸切バスとしての運行となっており、地域と当該施設間でのみの運行となっている。有償かつ当該施設以外の運行を行う場合、一般乗合旅客運送事業の許可が必要となるうえ、既存の路線バスとの競合という問題もあることから、導入が厳しい状況である。</p> <p>運転手不足、交通空白地を解消するために民間施設等が運行している無料送迎バスについて、地域の実状に合わせた一般乗合旅客運送事業として許可される制度改正を望む。</p> <p>路線バスの運行廃止となる地域において、代替手段として市営バス等の整備を進める際に『路線競合』が問題となっている。</p> <p>山間地域から市街地まで運行する場合において、路線バス経路と重複する部分については、乗客の奪い合いになる『路線競合』に当たるとして、バス事業者やタクシー事業者からの了解が得られない。路線競合の解消策として、結節点による乗り継ぎがあるが、そもそも市営バスや予約型乗合タクシーの主たる利用者は高齢者であり、乗り継ぎに対して不安や煩わしさを抱く方が多い。結果として、利用者減少につながることも予想されることから、地域の実状を考慮いただき、路線競合について規制緩和を要望する。</p> <p>○利用者の減少により、主に生活バス支線の撤退が続いている。このため、市町が代替交通手段としてコミュニティバスを運行する路線数が増えていることから、今後、円滑な導入を可能とする制度の構築が必要である。</p>

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
296	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	市町村が地域の实情に応じて公園の設置を判断できるような枠付けの廃止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者の都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置され、市町村は住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき、公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離に沿った基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。	人口減少が進みコンパクトなまちづくり等が求められる中、都市計画法体系で求められる公園等の設置について、地域の実情に合わせて市町村が判断することで、効率的・合理的な公共施設等の配置に資する。	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)(都市施設(IV-2-2 II B.1))	国土交通省	全国市長会		仙台市、白河市、ひたちなか市、富津市、三条市、射水市、嘉麻市、八代市、宮崎市	<p>0.3ha程度の分譲住宅の開発件数が多く、そのほとんどで公園設置を要するため、小さな公園の数が増える一方である。先日は公園を設置した開発地の隣で別の分譲住宅開発があり、すぐ近くにまた公園が設置された。そのような分譲地に設置される公園は、売地の余剰地で形成されるため、不整形な土地に設置してしまうことが多く、公園利用としての価値が低い。また、維持管理については地元や開発業者または土地購入者が行うように扱われているが、維持管理とその投資が偏重してしまい、市に管理を要するケースも多い。公園設置の開発面積の基準を引き上げる等の緩和措置が取られれば、公園設置を要する開発件数が減り、活用されない公園の増加を防げるため、非常に有用であると考えます。</p> <p>○都市公園法には以下の規定があり、都市公園の廃止はハードルが高い状態である。とある都市公園の近隣に広場や緑地があっても、その広場や緑地が都市公園として指定されていない場合、代わるべき都市公園とはならず、その都市公園の廃止は容易ではない。これは、公共施設等の総合かつ計画的な管理を進めていくに資する。</p> <p>第十六条 公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。</p> <p>一 都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合</p> <p>二 廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合</p> <p>三 公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該賃借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合</p> <p>○開発許可を受けず、開発区域の面積の3%以上を緑地や公園にすることが義務付けられており、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず小規模な緑地や公園が設置されるなど、地域の実情と合わない維持管理に苦慮している。</p> <p>○開発行為による公園・緑地の提供は近距離に多数発生しており、既に公園のある地域のすぐそばに公園が作られることが多い。</p> <p>また開発面積の比率による提供のため、小規模な公園が多く、園内広場の利用勝手が悪く、植栽についても隣接する住宅と距離が近く、樹木成長に伴う隣接地への越境が避けられない。そのため、隣接地への影響を緩和するための剪定や伐採を行う必要があり、樹木の健全な育成についても支障がでている。</p> <p>○本市においても同様の支障事例が発生しているが、規定に沿った公園を設置しているところである。また、本市は市民一人当たりの公園面積が全国平均の約2倍を有しており、財政上の理由からも制度改正の必要性を感じている。</p> <p>○本市は、過疎地域で田園・緑地等が非常に多く、実情に合ったまちづくりがなされていない。このことから、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。</p> <p>○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者である都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置されている。このため、市町村は、住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針(第8版)では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められている(運用指針は技術的助言であるが、詳細に基準等が定められた規律密度が高く、また、運用指針において「～ことが望ましい」という表記は、「制度の趣旨等から記述された事項による運用が想定されている」ものであると定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合ったまちづくりがなされていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。</p> <p>○一団地の住宅施設に都市計画決定されている大規模団地敷地内の民有地に都市計画公園に位置づけられた公園が存在している。</p> <p>また、当該団地については、建替えを前提に、都市計画運用指針に基づき一団地の住宅施設を廃止し、引き続き良好な居住環境を確保することを旨とし、地区計画への移行を行った。</p> <p>都市計画運用指針(IV-2-2 II)B.2公共空地の都市計画の変更)において、適正かつ合理的な土地利用を確保する目的に関連する都市計画との整合性を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつつ、変更することが望ましいとの記述がある。</p> <p>これを背景に、建設計画の熟度に応じて、地区整備計画で都市計画公園同等の規模の地区施設に備え、公園機能を確保したうえで、都市計画公園の廃止を行い、地区施設は誘致圏域を有する永続的な都市計画施設ではなく、地区周辺に減少面積の確保が出来ないこと等の理由で、都市計画公園の都市計画変更(廃止)に関する知事協議の事前調整が難航し、スムーズな建替えの検討に影響している。</p> <p>0.3ha以上の開発行為が数年から十数年の間隔で隣接あるいは近接して行われたことにより、小規模な公園が多数設置されている地域がある。また、周囲に田園や公園等がある場合でも開発行為による公園が設置されている。開発行為で設置された公園は市や地元住民等で管理しており、小規模公園が多数設置されることにより適切な管理が困難となっている。このため、公園管理を引き受ける市の意向を反映できるような公園設置の制度となるように改正が必要であると考える。また、コンパクトな街づくりが求められる中で公園を設置する新規の住宅地開発は減少すると考えられ、少子高齢化や人口減少が進むことで公園の管理がより困難になると考えられるため、既に設置されている公園の廃止も可能なような指針や制度となることが望ましいと考える。</p> <p>○本市では、時代の経過に伴う居住環境ニーズの変化により、利用されない小さな都市公園(特に公園(都市計画法及び開発条例いずれの規定にもよるもの))が多数あります。公園施設の高齢化に伴い維持管理費が年々増え、利用の少ない公園や地元から要望がある公園は廃止できないか検討しています。しかし、都市公園法第16条(都市公園の保存)の規定によって都市公園の廃止はハードルの高いものとなっております。そこで、都市公園法第16条(都市公園の保存)の規定を見直されると、地域の要望やニーズ、市町村ごとの実情に合った公園配置が可能であると考えます。</p> <p>○都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられているが、既存の公園でさえ市町村が十分に維持管理できているとは言えない状況であり、市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。</p> <p>○本市では、市街地に隣接して53haもの緩衝緑地(名称:市民ふれあい公園)が整備されているが、都市計画運用指針及び土地区画整理法施行規則(以下「法令等」という。))に基づき街区公園を整備する計画となっている。しかし、上記の緩衝緑地については、実態的には市民等が日常的に利用する公園として機能しており、現行の法令等に沿った計画の実施は、本市の地域の現状に即しているとは言えない。そのため、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断することができるような制度改正が必要である。</p> <p>○本市においても開発行為にて供用開始する公園における設置位置等については問題視している。本市については、都市公園数が約1300箇所あり、1人あたりの都市公園面積も10㎡以上あるが、街中(DID地区)については1人あたりの都市公園面積が約3㎡であることから街中における公園整備を優先的に進めている。また、施設数の増加に伴い管理費の増加が深刻化しており、公園の必要のない地域(周辺に公園がある地域)については新規整備を優先的に実施していない。しかし、開発行為にて発生する公園については、計画等に関係なく発生する施設であり、その設置位置や規模については、供用後の維持管理の観点から問題視している。本市としても、都市計画法施行令における緩和基準も視野に入れながら、開発行為における公園の設置の在り方を検討していきます。</p> <p>現時点での制度の改定要望等については該当ありません。</p> <p>○本市でも開発行為による小規模な公園が多数あり、維持管理に苦慮している。これらの公園は、地元自治体などに除草・清掃等をお願いしているが、近年では高齢化などを理由に管理を拒否される事例も増加している。このことから、地域の実情に応じた適正な敷・規模で公園を整備することが求められており、提案については賛同できる。</p> <p>○本市においても同制度により構築を受けた公園が数多く設置され、維持管理費を圧迫している。平成29年度末現在、本市の街区公園数は146箇所あり、そのうち街区公園の標準面積200㎡に満たない公園が6%あり、そのうちの99%が開発行為により構築された公園となっている。これらは市内の一部区域に偏っており、適正な規模も含めた公園配置の不均衡が生じている。</p> <p>○予定建築物の用途が住宅もしくは工業団地である開発行為(法第33条)により設置された都市公園法の位置付けのない小規模な公園、緑地または広場(以下、「公園等」という。))は、基本的には当局が管理しており、年々増加する公園等の維持管理の負担に苦しんでいる。</p> <p>一方、近年、小中学校の統廃合に伴い、廃止した校舎跡地を比較的規模の大きい公園等として新たに整備を行っている。</p> <p>このことから、新たな公園等の整備に伴い、その公園の周辺に存する過去の開発行為で設置された小規模な公園等を廃止できる制度に見直すべきである。</p> <p>○都市公園をはじめとする公共施設等については、長期的な視点をもって更新・統合等、長寿命化等を計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することが必要である。</p> <p>間においても、「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月。の17ページ)に「地方公共団体の役割」として、「各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合かつ計画的に行うことが重要である」と記載されているにもかかわらず、実際には、許可権者である都道府県が判断しており、管理者である市町村の実情に応じたものとなっているとは言えない。</p> <p>実際、本市では、都市公園法施行令第25条の2に規定する「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準(1人当たり10㎡)」を満たしているにもかかわらず、開発行為のために公園数が増え、市のストック及び管理費用が増加する一方で、開発行為によってできる小規模公園は管理上も公園の計画的な配置においても好ましくない場合が多い。</p> <p>上記の理由から、市町村において、公園担当所管で開発行為を行う周辺の公園とのバランスを考え、公園の規模(面積など)や必要、不要の判断を決定できるように望む。</p>

環境省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
17	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	産業廃棄物処理施設の設置者における特別の対象となる一般廃棄物の拡大	現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者に処理させることができないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に関し、産業廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加いただきたい。	【現状】本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約660t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには、特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg/lを超える鉛が含まれており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。 【支障事例】基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低でも10万円/トと高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理において約5万円/トで処理が可能であるが、処理可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないと3つの業者(東京都、宮城県、茨城県)が回答した。また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなるのが課題となっている。	起因者による自主的な処理が見込まれず、やむを得ず行政代執行による処理を行う廃棄物に関し、産業廃棄物処理施設で処理が可能となれば、低コストで安全かつ迅速に処理が可能となり、事態の早期解決による周辺住民の生活環境の保全と財政負担の軽減が図られる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第8条、第11条、第15条の2の5  廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16	環境省	袋井市		静岡県、兵庫県	○行政代執行を妨げる要因となっており、県は対応策を市と一緒に検討している。行政代執行による廃棄物の処分については、早急な支障の除去や財政的負担の軽減を妨げる要因がそれぞれ異なることから、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるようにしていただきたい。
40	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPD(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。(参考)犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別)マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組みることができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。 ・飼い主の費用負担が軽減される。	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について(平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ	厚生労働省、環境省	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県		福島県、新潟市、神山市、高松市	○飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逃走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考えられる。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。 ○厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推進する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。 ○各市町村で使用される犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると考えられる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等データを送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのではあれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が軽減される。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができる。 ○飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性があるという効果が期待できる。 ○放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い、マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条項が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついでには、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。		中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県	○今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
64	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両省のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途が必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	放射線モニタリングにおいて、測定機器の用途を財源別に平常時モニタリング、緊急時モニタリングに限定することは、効率的、効果的でない場合がある。 同一地点にある設置機器について、経費の按分を不要とするなど手続き等を見直すことで、各交付金の申請に係る事務量を軽減し効率化を図ることができる。	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	内閣府、環境省	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合		福井県	○①の放射線監視等交付金で整備したモニタリングポストについて、保守点検時に最短でも1月半程度の欠測期間が生じており、当該期間の代替機器の手配には予算面も含めて苦慮している状況がある。当該期間について②の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した機器の運用を認めるなど予算面、運用面での柔軟な対応を求めたい。 ○現状、環境放射線モニタリング等の資機材について、各交付金の目的に基づき、緊急時と平常時で使い分けをしなければならず、非効率的である。
69	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条でいう自らの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2でいう市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられることから、市有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。 これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭ごみ・公共ごみ共に同種作業(収集運搬処理業務委託)ではあるが、市財政支出が2つに分かれてしまうことになり、財政手続等で負担が生じている。 しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスを果たす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主一般財源により賄われるので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かえって、混在した形で果たすことにより、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がるのではないかと考えられる。 また、一般家庭・公共施設双方で一番多く排出されるごみが同様の性質のものが多く、分けて収集運搬する意義も乏しいものと考えられる。	市有施設から排出される一般廃棄物と、一般家庭から搬出される一般廃棄物と合わせて、市が委託した業者に一緒に混合収集させることで、経費財源の縮減とともに、効率的効果的な行政活動を確保できる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	環境省	笠間市		北本市	○市有施設から排出される一般廃棄物と一般家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を別契約で業者委託しているが、一本化することで、事務処理の簡略化及びコスト削減することが可能となり、ひいては市民サービスの向上につながる。一本化することに問題がないとする明確なガイドラインを示していただきたい。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
81	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。上記基準や処分に係る規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にするべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	県は、明確な基準、規定をもって、事業者に対し効果的・効率的に指導を行うことができ、PCB廃棄物の期限内処理の徹底に寄与することとなる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県			青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉市、さいたま市、川越市、千葉市、船橋市、柏市、横浜市、富山県、福井県、山梨県、京都府、大阪府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県、北九州市、大分県、宮崎市	<p>○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、銘板等での判断が不可能であるため、分析機関による分析が必要となり、本市では定量下限値未満であった場合はPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量下限値については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCBの有無によって交換の要否が決まり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの有無が事業活動に大きな影響をもたらすこととなるため、事業者を指導するにあたり、全国一律の基準が必要であると考えられる。</p> <p>○PCB汚染物のうち塗膜(ず)に関しては、PCB含有・非含有の入口基準が設けられていないため、「PCBに汚染されていないこと」がPCB非含有の判断基準となり、分析結果の「ND」をもって非含有とは判断できず、分析を行えば高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかでの処分となり、非含有として処分することができない状況にある。また、塗膜に関するガイドライン等が出ていない中で、調査対象とすべき塗料の年代や使用機器、分析方法が定められていないため、塗膜の剥離工事のみならず施設や設備の除去工事においても、どの範囲まで調査が必要か判断できない状況にある。また、シーリング材においては、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、塗膜(ず)と同様に入口基準が設けられていないため、第二次判定で分析を行えば、高濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分せざるを得ない。PCB汚染物に対しては高濃度PCBが検出された事例もあることから、所管部局が速やかに調査・工事を行えるよう事前にガイドライン等を出していただきたい。</p> <p>○提案団体と同様の支障が生じている。特に、橋梁等の塗膜やシーリング材(可塑剤)がPCB汚染物であるかどうか判断する基準についての問合せが多いが、塗膜やシーリング材がPCB汚染物に該当するかどうか判断する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB処理物に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第4項「いわゆる出口基準」)を、PCB汚染物を判定する入口基準に準用してよいかどうか示していただきたい。加えて、PCB塗膜を剥離した後の鋼材がPCB汚染物に該当するかどうか判断する基準(卒業基準)がなく、指導に苦慮しているため、卒業基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。</p> <p>○平成28年実施のPCB廃棄物等の掘り起こし調査(市内の電気工作物を対象としたもの。)の結果によって、低濃度PCB使用製品を所有している事業者等が市内に15業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該業者への適切な指導が難しい状況にある。</p> <p>○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む橋梁の塗膜(ず)の扱いについて検討した事例があり、他県照会をしたが自治体により扱いが異なる状況が判明した。排出事業者、処理業者も所在地により扱いが異なることは混乱すると考えられるので、全国一律の基準を設けることが望ましい。使用中の低濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の掘り起こし調査を進める中で、業者や電気主任技術者から「使用をやめて平成39年3月末までに廃棄する必要があるのか」という問い合わせが多いことは事実である。39年の期限後に低濃度PCB含有機器であることが判明した場合のことを考えると、高濃度と同様に処分等対応方針が定まっていることが望ましい。</p> <p>○(1)使用中の低濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分は努力義務となっている。このため、現在の特措法では当該PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能な状態から、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応に苦慮するケースがある。(2)電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は、「検出されないこと」とされており、具体的な数値基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量下限値が異なることから、適切な指導が難しい。</p> <p>(3)橋梁塗膜は、原料の有機顔料中に非意図的に副生PCBが生産するケースが確認されているが、化審法の運用で顔料中のPCB含有量がBATレベル以下であれば、流通が認められている。このため、新しい塗膜からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の橋梁塗膜の除去を進めるうえで支障となっている。</p> <p>一方、上記の化審法の運用を踏まえて事務連絡(※)が発出されており、BATレベル以下の有機顔料は、廃棄物となってもPCB特措法の対象外であるとされ、地方環境事務所から連携についても当該事務連絡が適用されるとの回答を得ている。しかし、現状では低濃度PCB含有塗膜(ず)は、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該塗膜(ず)について、取扱いに疑問が生じている。(※)平成24年12月10日付「PCBを含む有機顔料に関するポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB該当性に係る基準や使用中製品の処分義務、塗膜の取扱いが不明瞭であることにより、期限内に処分が完了しないおそれがあり、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準値の設定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、塗膜については、化審法の運用も含めて、今後の取扱いについて明示されたい。</p> <p>○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されておらず、「検出されない」という表現にとどまっている。この「検出されない」場合における下限値の判断については環境省に確認したところ具体的数値については決まっておらず、どこまでの分析を求めたかについては各自体の判断に任せることであったが、PCB廃棄物の廃棄かつ適正な処分の観点からは、画において具体的な基準を示すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。</p>
104	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥と屎汚泥とはそれぞれ関係する法律の取り扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取り扱いとする措置を講ずること。	平成30年1月に汚水処理関係4省による連名で都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定を求めており、汚泥処理施設の広域化等を推進するには関係法的手続きを合理化する必要がある。下水汚泥は、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用外(H4年通知)であるが、集約により下水汚泥と屎汚泥等を合わせて処理する場合には、下水道法と廃棄物処理法が共に適用され、下水道法上の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要になる。当県が先進的に実施している広域汚泥処理事業において、複数の下水道終末処理場及び屎処理場からの汚泥を集約処理・資源化する施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可も必要となるため、両手続には多大な負担や期間が発生した。なお、下水道終末処理場では生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水等の処理に伴い発生する汚泥(屎処理場で処理されている屎以外の屎も含む)を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。また、広域汚泥処理施設で処理しているほとんどは下水汚泥であり、下水道管理者が広域化の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題はないものと思われる。全国的に広域化が推進されている中、このように非合理的な手続きが、事業の支障となることが懸念される。なお、当県では新たな集約処理施設の整備も検討されているため、手続きの合理化は喫緊の課題である。	下水道管理者である県又は市町村が自ら処理する場合、廃棄物処理法の適用外とすることで、今後、都道府県が広域化・共同化の事業を進める上で容易となる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平成4年8月13日 衛環第233号)	環境省	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村		京都府	<p>○下水道事業では、持続的な汚水処理サービスの提供を行うため、施設の統合を含めた広域化・共同化の推進が不可欠である。汚泥処理施設の広域化等の推進に当たって、柔軟な対応が可能となるように、廃棄物処理法の適用について緩和していただきたい。また、緊急時にも柔軟に汚泥処理が可能となるように、産業廃棄物処理施設の設置許可についても、同様に緩和していただきたい。</p> <p>○下水道管理者である県又は市町村が自ら処理する場合、廃棄物処理法の適用外とすることで、今後、都道府県が広域化・共同化の事業を進める上で容易となるものと思われるため。</p>	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
107	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。本県では、基金(造成額4億円(国費2億円、県費2億円)、独自積み増し額4億円の計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。近年、金利の低下等に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した造成額で基金事業を継続する予定であった。そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取り崩すものと考えていたが、平成26年度実績報告書の参考欄の記載によれば、最初に県独自に積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていないこと、また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考える。説明会や質疑応答集においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされておらず、上記取り崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	基金取崩の順序を見直すことにより、自治体における事業計画の選択肢が広められ、環境啓発活動が促進・活性化される。	地域環境保全対策費補助金交付要綱	環境省	山梨県		栃木県、福井県、愛知県	○基金の目的である環境保全に関する知識の普及及び環境保全活動の促進は、息長く取り組むことが必要であり、本県では、2030年度を目標年度とする環境学習等行動計画の目標達成に資する事業を、10年間の実施計画を作成して行うこととしている。環境保全基金は、まずは独自積み立て額(6億円)を使用することが求められ、その後国庫補助を活用した部分(4億円)の取り崩しが認められるが、それを充当できるのはソフト事業(一部対象外もあり)に限定されている。仮に、環境保全に関する知識の普及に資するハード整備に基金を取り崩して充当しようとする場合、整備当初は独自積み立て額で対応したとしても、そのリニューアルは数年先であり、環境省の考え方のとおり対応すれば、その時点では独自積み立て額は残っておらず、使途が限定されている残りの国庫補助活用分だけでは行動計画に位置付けた事業の効果的な展開が阻害される。○本県では、平成2年3月に、国庫・地方交付税を原資とする地域環境保全基金を設置し、その運用益のみを活用して普及啓発事業を実施するとともに、県独自の積み増しを行ってきた。しかし、環境省は「県独自の積み増しを全額処分した後でなければ、国庫等の原資を取り崩すことは認めない」としているため、この原則に従うと、本県の実情に応じた効果的・効率的な事業の実施は困難である。
108	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていない場合は新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破砕施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又はがれき類の破砕施設と比べて厳格な規制となっている。中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物理立量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破砕施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破砕施設に対しては、破砕後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又はがれき類の破砕施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破砕施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又はがれき類の破砕施設と同等程度と見直すよう求める。	本制度改正により破砕施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2の3、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	国土交通省、環境省	富山県	富山県 説明資料.doc	上越市	○民間事業者が行う産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設は一定規模を超えると建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受けなければならない。一定規模以下の施設は同許可を受けることなく新築・増築が可能である。一例として工業地域、工業専用地域内の産業廃棄物処理施設の木くず又はがれき類の破砕施設は100t/日以下であれば緩和規定により許可不要となっているが、廃プラスチック類の破砕は6t/日を超える場合、一般廃棄物処理施設の木くず、がれき類の破砕は5t/日を超える場合は許可が必要となり、都市計画審議会の議を経る必要があることから、民間事業者に対してはスケジュールも含め負担となっている。都市計画上の支障の有無を判断するにあたり、土地利用計画、車両の搬入経路及び台数、生活環境影響調査からも影響は同程度であるものと考えられることから、廃プラスチック類の破砕や一般廃棄物処理施設の破砕等についても緩和の見直しを求める。本制度改正により、手続きの簡素化・迅速化することで、国内資源循環確保に向けたリサイクル体制整備の確保の促進が図られるとともに、地方公共団体の事務負担の軽減に資する。また、本来であれば処理施設等は都市計画で敷地の位置を決定することが原則とされており、許可においても都市計画法上の支障の有無の判断が重要となるため、許可の手続きとしては都市計画法によるものであったほうが合理的であると考えている。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
119	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティ・プラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につなぎ直す必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	汚水処理施設の広域化・共同化を進めるための、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府令第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(環境省平成20年5月15日付け環金発第080515006号)	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	群馬県、福島県、栃木県		那須塩原市、石川県、福井県、静岡県、愛媛県、今治市	<p>○当市も現在補助金を入れて処理場の改築更新を行っており、特に農業集落排水事業においては、人口減少による流入量の減少から施設の統廃合・合理化が喫緊の課題となっている。</p> <p>当市は農業集落排水事業で4処理場があり、処理場の統廃合・合理化については同様の問題をかかえており、整備・更新から10年未経過であっても補助金の返還なく財産処分ができるよう制度改革を要望する。</p> <p>○本市も処理場の統廃合を進めておりますが、農業と公共下水道の統廃合に係る10年未経過施設の財産処分において、補助金返還が必要だと言われ統廃合計画に支障をきたしています。</p> <p>本市としては、合併により類似施設が複数あることを理由として、財産処分(報告)を行う方向で協議していましたが、合併から年月が経過している(10年経過、但しそれまで農業内の統合作業を実施)、新市建設計画への記載が不十分等の理由で認められませんでした。</p> <p>現在の人口減少に伴う下水道使用料の減収見込みや施設の更新・改築経費の負担など、下水道事業を取り巻く環境を考えたとき、また下水道関係三省が積極的、広域化・共同化を推進している中、弾力的かつ積極的に補助金返還の必要がない財産処分を認めるべきと考えます。</p> <p>また、農業と公共の統合のように、目的は異なっても、同様の手段を以って目的の達成を図るものについては、農水省財産処分承認基準第3条別表1の無償譲渡の備考欄(補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。)に該当するものとして、補助金返還を不要とする取り扱いを希望します。</p> <p>○当市の農業集落排水処理施設は、現在、広域化・共同化のための検討を開始しているところであるが、供用開始から日が浅い施設については、財産処分の際に国庫返納が必要なことをもって、広域化・共同化を断念することも一般的には考えられないことから、施設のスムーズな統廃合や効率的な計画の策定・遂行に資すると思われる。</p> <p>○当市は県生活排水処理構想のもと、市生活排水処理基本構想に基づき農業集落排水某地区の公共下水道編入を進める予定です。当市では施設等10年経過しており編入の支障に問題ありませんが、当市と同様な施設を持つ10年経過していない他市町においても施設の統廃合・合理化を支障なく進めることは、県全体としても重要なことなので、制度改革を要望します。</p> <p>○本県でも汚水処理施設の統廃合による合理化が検討されており、施設の統廃合が行われる場合、補助金や交付金による整備施設は、財産処分の事務が予想される。規制緩和により、円滑な事業の推進及び事務負担の軽減を図りたい。</p>
162	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物等の掘り出し調査にあたっての固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り出し調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB特措法では、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、環境省のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り出し調査」を進めている。 調査票送付先として、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物とその所有者のリストを作成するにあたり、同マニュアルでは、法務局・地方方法務局又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報」または「登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報」を入手する方法が示されている。しかし、税担当課に家屋課税台帳の情報を提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付等のために独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。このため、現在は登記情報を基に作業を進めているが、建物の建築年次の情報が含まれておらず、住居表示や所有者等の登記変更が行われていないケースもあるなど、調査票の送付先の特定を十分に行えず、調査の支障となっている。 指定都市・中核市等は、同じ庁内に固定資産税情報を保有している部署があり、事業所の集積地でもあることから、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。	横浜市では、登記簿の所有者情報と地図情報を突合した結果、調査票送付先を特定できない事例が約4割存在。特定できた事例でも、登記簿上の所有者が当該住所に居住しているとは限らないため、調査票が確実に届かない場合も多くと考えられる。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	総務省、環境省	横浜市	支障事例等の詳細は「別紙1」のとおり	旭川市、青森県、八戸市、仙台市、いわき市、さいたま市、千葉市、船橋市、柏市、神奈川県、山梨県、静岡県、浜松市、京都府、堺市、八尾市、兵庫県、神戸市、松山市、福岡県、北九州市、宮崎県	<p>○掘り出し調査(安定器)の調査データとして、家屋課税台帳における登記情報と法務局から提供を受けた登記情報を突合せすることで調査データを確定させる予定だが、所有者の登記変更が行われていないこと等により、一定数の未達が発生すると想定している。未達者についてはWEB検索や現場確認等により追跡を行う予定ではあるが、それでは追跡不能となる物件が発生することが見込まれる。家屋課税台帳を管理している部署では、最新の納税者情報を把握していることもあり、そういったデータを利用できるよう規定を設けていただきたい。</p> <p>○当市では、税担当課に家屋課税台帳の情報を提供を依頼したところ、取得できた情報は登記簿と同一の情報に限られ、地方税法の守秘義務規定により、税務部局が調査により知り得た情報(現状の建物所有者又は納税管理人の氏名・住所・電話番号)は取得できなかった。従って、登記簿情報をもとに調査票を送付する計画であるが、住所変更登記、相続登記をしていない場合、破産・清算により実質的に法人が存在しない場合等には、調査票が未達となってしまう。税担当課からはこのようなケースは少なくないと聞いている。また、未達分については、フォローアップ調査のため、現状の建物所有者を独自に調査する必要があるが、建物所有者の調査には相当な事務量が発生し、円滑な掘り出し調査の支障となると考えている。よって、掘り出し調査の効率的な実施のため、空家等対策の推進に関する特別措置法の事例のように、固定資産税台帳に記載されている情報のうち、登記簿に記載されておらず税務部局が調査により知り得た情報についても提供を受けることができるよう、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用を可能とする規定を設けていただきたい。</p> <p>○登記情報だけでは調査票送付先の特定ができず、業務委託等による情報の補完が必要となるため費用と時間がかかる。また、業務委託による情報補完では、固定資産税情報に比べて送付先としての精度が低い非効率な調査となってしまう。</p> <p>○県では、PCB使用安定器に係る平成31年度の掘り出し調査の実施に向け、現在、環境省のマニュアルに基づき、建物の登記情報を取得し、対象建物の特定作業を進めているところであるが、住居表示や所有者等の変更登記が行われておらず、また、賃貸借や相続等により管理者が登記簿上の所有者と異なるケースが多数あるものと想定される。処分期限が残り5年と迫る中、調査を効率的かつ確実に実施するためには、調査票が建物の現所有者・管理者に届くことが必須であるが、調査票が送達されない場合は、調査票の送付先の特定に係る作業を別途行わなければならない、調査の支障となることが想定される。このため、指定都市、中核市等における固定資産税情報の内部利用に係る措置はもちろんだが、都道府県においても各市町村の固定資産税情報が利用できるよう、所用の措置を講じていただきたい。なお、調査の効率的かつ確実な実施は全国共通の命題であり、都道府県・指定都市・中核市にかかわらず、固定資産税情報の利用が最も有効な方法である。</p>

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
166	A	権限移譲	環境・衛生	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	<p>【現状】 企業保養所等が公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件(利用資格、利用料金、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利活用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されていない。</p> <p>【支障事例】 瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。瀬戸内海国立公園六甲地域公園計画の見直しによって、摩耶山地区(15.5ha)と六甲山地区(430ha)が、公園利用施設として認められる施設(宿泊施設、休憩所等)の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が強力的に運用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備について、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業(宿舍)として国が認める具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。</p>	六甲山は別荘・企業保養所の適地として発展してきた歴史があり、施設の一部を一般利用する企業保養所等を公園事業(宿舍)として執行するための認可権限が付与されることで、地域に精通した都道府県知事が具体的な認可基準を明示することが可能になり、予見性が高まるとともに保養所活用の選択肢が増え、国立公園の利用促進につながる。	自然公園法第10条第3項 国立公園事業取扱要領第10 1 (7)	環境省	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県			

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
214	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	産業廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破砕施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	産業廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多量多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することも最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。また、石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	災害時に大量発生する石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも応急的に処理を可能とする特例措置を設けることにより、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	環境省	熊本市		宮城県、仙台市、秋田県、栃木県、北本市、綾瀬市、中津川市、静岡県、名古屋市長、福沢市、京都市、堺市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市	○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考にしているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。 ○震災発生時など、一時的に大量の一般廃棄物が発生した際には、一廃許可施設のみでの処理には限界がある。市民生活の復旧には、災害ごみの迅速な処理が不可欠であることから、産廃許可施設に余力があるのであれば、それらを活用することは効果が大きいと考える。ただし、品目を限定するの、量的な制限を設けるのかなどのルール作りの検討は必要と考える。 ○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけでは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものと考えられる。 ○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃棄、石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理ができないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考える。 ○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。
220	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	熊本市		北本市、神奈川県、川崎市、相模原市、軽井沢町、名古屋市長、豊田市、福沢市、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、岡山市、北九州市	○本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装は市民による分別排出であり、一定の異物混入はやむを得ない中で、同法では、(公社)日本容器包装リサイクル協会による品質検査(異物混入の有無など)があり、判定内容によっては同協会による引取りが中止となる可能性がある。そのため、多額の費用をかけて選別等の中間処理を民間事業者へ委託しており、その負担は非常に大きい。(平成28年度には一度D判定を受け、再検査でD判定であった場合引取り中止になる事態が生じたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。)提案内容のとおり、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別に一本化し、合理的な制度構築が図られるべき。 ○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めていく必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急を図ることを求める。 ○本市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。	
222	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系の保全の場合には、特定外来生物以外の外来生物である植物の駆除に係る許可を不要とすること	近年、国立公園内で、フランスギク・セイウタンポポなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。国立公園特別保護地区内において特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除しようとする者は、都道府県知事に許可を得る必要がある。許可申請の際には、駆除する場所(範囲)や本数を明示しなければならず、許可された場所(範囲)や本数を超過して駆除ができない。そのため、例えば、実際の現場においては、許可された範囲以外に外来植物が共生していた場合でもその場で駆除ができないなど、柔軟な対応が難しくなっている。なお、外来植物の駆除について、公園事業に位置づけることも検討したが、特定の場所で、特定の行為を行うことを定める必要があるため、範囲が限定されるうえ、公園計画を変更する必要があるため、それを変更するまでに時間を要する。	許可を要しない行為とされることにより、迅速かつ柔軟に外来植物の駆除を行うことができるようになり、国立公園が本来有している自然景観や元々生育していた在来植物の生態系を保全することができる。	自然公園法施行規則第13条	環境省	宮城県、三重県		徳島県	-	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
224	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国定公園の指定日前から存在する建築物についての許可基準の緩和	国定公園の指定日より前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	菟野町の湯の山温泉街は、国定公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限から外れ、改築、建替え等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとされている。当該温泉街の建物は、廃屋となつているものが多いため、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災上の様々な支障をきたしており、当前においてその撤去が課題となっている。町としては、所有者等に撤去を積極的に進めてもらいたいところではあるが、例えば、既存建築物の取り壊し直後に建替える場合は、県において許可できる場合がある一方、建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとみなし、自然公園法に基づく第二種特別地域の許可基準(容積・建ぺい率等)を適用せざるを得ず、同規模の建築物の建設許可を出すことができない。この既存建築物を撤去して長期間経過後の建築物の設置に厳しい許可基準が適用されることが支障となり、廃屋等の撤去・建替えが進まない状況である。	提案の実現により、廃屋等の撤去・建替えが進み、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災の向上に資する。	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	環境省	菟野町、三重県		徳島県	-
286	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修を含む国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	国立公園については、原則として国が公園事業を実施することになっており、また、平成17年の三位一体改革により、国の直轄事業の対象が明確化されるとともに、直轄整備に必要な経費が拡充されたが、改革以前に都道府県が国庫補助事業により整備した施設の老朽化等に伴う維持管理や更新のあり方については、環境省から方針が示されておらず、現在も引き続き県が所管し、維持管理を行っているところである。しかし、これらの施設の中には補修や部分改修のレベルを超えた全面的な再整備が必要な施設があり、その対応に苦慮している。当県では国立公園内の県の施設を国に譲渡が可能となった事例はなく、また、施設の廃止についても、利用者の安全性や利便性の確保等を考えると、相当の反発が予想されるため極めて難しい、廃止したことをもって必要性のない施設と解釈され、国による再整備が進まない可能性もある。	公園事業に対する国と地方の役割分担が明確化され、再整備が必要な施設等への速やかな対応が可能となる。	自然公園法第10条第2項	環境省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石川県、徳島県	○本県においても、老朽化に伴い改修が必要となつた施設について、本来、実施主体となるべき国の直轄事業による整備が認められなかった。 ○域内の国立公園においても三位一体改革に伴い国の直轄事業の対象が示されたものの、三位一体改革以前に当該施設が整備した既存施設の改修については方針が示されていない。また、直轄事業として示されたものについても、その執行は極めて不十分である。域内の国立公園内の施設整備については、三位一体改革以前に整備した施設の改修等を含め、そのほとんどを当該団体が行っている状況である。 ○域内にある国立公園の山岳については、三位一体改革以前に定めた公園事業計画に歩道の計画はあるが、計画に基づき執行された歩道はない。当国立公園は多くの人が訪れるところであり、安全・安心な登山環境づくりのためにも、国の直轄事業による歩道整備を進めてもらいたい。
308	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	産業廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	産業廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多量多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	災害時に大量発生する石膏ボードの処理について、「産業廃棄物の許可対象以外の施設」でも応急的に処理を可能とする特例措置を設けることにより、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	環境省	指定都市市長会		宮城県、栃木県、山梨県、静岡県、福沢市、兵庫県、岡山市、新居浜市、福岡県、北九州市、宮崎市	○大規模災害の発生時には、地震や津波により多くの建築物の倒壊が予測される。その際、建築物の解体ごみの迅速な処理が復旧・復興に繋がるが、現行の規定では特例で処理できない一般廃棄物が存在し、実際に復旧・復興の支障となっているところである。本市においても、災害廃棄物処理計画を策定し、発災備える中で、災害廃棄物の処理方法について、過去の被災地の処理方法を参考しているところであり、実際に被災された熊本市が実務で感じた課題であることから、本市も同様に改正を求める。 ○災害廃棄物を速やかに処理するために特例制度が設けられた背景があるが、災害廃棄物は令7条施設で対象としている廃棄物の種類だけでは限らないため、それ以外の廃棄物の種類を処理する場合に、通常の一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが求められることは、特例制度の主旨にそぐわないものと考ええる。 ○平成27年の関東・東北豪雨では、法第15条の2の5第1項の対象とならない品目(廃置、廃石膏ボード)の処理先の確保が困難であった。災害時には、各市町等の処理施設において処理できないがれき類、石膏ボードなどが大量に発生し、その処理を民間業者に委託する必要がある。一方、災害廃棄物は法律上一般廃棄物であり、がれき類などの処理が可能な一般廃棄物処理業者は非常に少ないため、災害の規模にかかわらず災害廃棄物の処理が難航することが予想される。災害廃棄物の処理の迅速化を図るには、特例措置の対象品目を広げることは重要と考ええる。 ○平常時における家屋の解体は、多くが産業廃棄物として扱われるが、災害時に被災した家屋の解体は一般廃棄物として処理するため、災害時は一般廃棄物を処理できる施設が不足することが危惧される。できる限り早く災害廃棄物を処理することは、早期復旧につながるため、災害時に産業廃棄物処理施設においても処分ができることとされたい。
312	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が高まっている。また、中間処理費用が高むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改革による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会		神奈川県、相模原市、軽井沢町、豊田市、稲沢市、大阪市、兵庫県、北九州市	○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めていくためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高めていく必要がある。本市では、平成29年11月にプラスチック資源の一括回収・選別合理化の環境省モデル実証事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程に支障がなく、リサイクルするうえで問題が生じない結果となった。こうしたことから、再商品化の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成29年度に実施した実証事業の結果を踏まえ、市町村における選別保管の必要性を含めた見直しを早急に図ることを求める。 ○当市では、市処理施設によって、破袋後、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡しています。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法第2条第6項の「分別基準適合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集袋の破袋」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。

防衛省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
78	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車運転に関する教習を消防団員等が受講可能なような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。 【求める措置】 (1)各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。 (2)教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 (1)、(2)の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	実際の道路交通環境下における安全性を毀損することなく、消防団所有自動車運転できる消防団員の確保が可能となることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。 また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を防れる自衛隊とつながりを持つ機会が生じることとなり、その際の人的つながりが将来の災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることになる。	道路交通法 道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生総合戦略 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	警察庁、総務省、防衛省	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	山梨県(14町村)共同提案 幹事団体:山梨県鳴沢村	南陽市、ひたちなか市、清瀬市、石川県、南アルプス市、多治見市、山梨市、田原市、千早赤坂村、宇和島市	○平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障をきたす状態である。 ○当市は、消防団員2,084名を有し、毎年80人程度の新入団員を迎えていて、今後、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支障きたし、地域の安全安心を揺るがすことにもなりかねないため、対象の消防団員が、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できるようになるような特例の制定に賛同するものです。 ○当市消防団においても、3.5トン以上の消防車両を38台所有しており、平成29年3月12日の道路交通法の改正による普通運転免許で運転できる自動車の総重量が3.5トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転について心配の声があげられています。 現在、当市でも今年度消防団に入団した団員1名が平成29年3月12日以降に普通運転免許証を取得しており、今後、同様の団員が増加していくことで消防団活動に支障が起ることが予想されます。 こうした状況を踏まえ、消防団所有の消防ポンプ車の運転に必要な免許を、取得しやすくなるような特例制度の創設を希望します。 ○本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が3名在籍しており、今後は更に増加していくと思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は29台すべて3.5トン以上の仕様となっている。 以上のことから、提案されている「消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設」は非常に有効な手段であると思われる。